

調 査 報 告 書 (第 1 次)

大阪府教育委員会

委員長 陰 山 英 男 殿

2014年(平成26年)12月19日

認定こども園条例改正に係る事実関係等調査チーム

調査員(主査) 弁護士 福 原 哲 晃

調査員 弁護士 桑 山 齊

同 弁護士 高 村 至

当調査チームが貴委員会より委嘱を受けて実施した調査(第1次調査)の結果について、以下のとおりご報告申し上げます。

第1章 調査チームに委嘱された調査事項と「第1次調査」の実施

第1 委嘱された調査事項

当調査チームが貴委員会から委嘱された調査事項は下記の3点である。

記

- i 認定こども園での議論において立川さおり教育委員(以下「立川委員」という。)から指摘のあった中原徹教育長(以下、「中原教育長」という。)の発言の事実確認について
- ii 大阪府認定こども園の認定要件に関する条例改正に係る教育委員会としての意思決定プロセスの妥当性等について
- iii 小河勝委員長職務代理者(以下、「小河職務代理」という。)から指摘のあった中原教育長から教育委員会事務局職員等に対する発言の事実確認について

第2 「第1次調査事項」の内容と調査方法

今回調査チームが実施した第1次調査の内容は、委嘱された調査事項のうち、「前項iの調査事項」についてである。

調査にあたっては、貴委員会事務局(以下、「事務局」という。)より、本調査事項に係る「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例」(以下、「認定こども園条例」という。)の改正経過ならびに貴委員会における議論の経過、状況等について事前説明を受けるとともに、必要

な資料の提供を受け精査した。併せて、平成26年12月3日に、本調査事項の関係当事者である立川委員、中原教育長、ならびに、調査対象事項である中原教育長の発言があったとされる同年10月21日の立川、中原両氏の「打合せ」に同席した事務局職員である橋本正司教育次長（以下、橋本次長という。）、見浪教育総務企画課長（以下、見浪課長という。）、他1名に対しヒアリングを実施した。また、ヒアリングに際し、中原教育長及び立川教育委員からは、補足説明書やメモ等の資料の提供があった。

本報告書は上記調査に基づくものであり、調査事項である中原教育長の発言についての事実確認とともに、貴委員会から要請された認定した事実に対する当調査チームとしての見解も付加するものである。

なお、本調査事項の前提事実として、その背景事情にある「認定こども園条例」の内容ならびに本件で問題となった主要な改正点について認識しておく必要があるので、以下簡単に触れておくことにする。

・ 「認定こども園条例」の制定、施行

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「就学前教育・保育総合推進法」という。）が平成18年10月1日に施行されるにともない、大阪府は、就学前教育・保育総合推進法に位置付けられた、就学前の幼児教育・保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」について、知事が認定を行うための基準を定めるため、平成18年10月31日に、「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例」（以下、「認定こども園条例」という。）を制定し施行した。

・ 「認定こども園」の認定基準

同条例は、こども園の認定要件として、「保育に従事する者の数」、「学級の編成」、「職員の資格」をはじめ「建物の配置」等の施設設備についての基準を定めるものであるが、その中で、「学級の編成」については、「満3歳以上4歳未満の子ども」に関しては次のように規定していた（第5条）。

（第2項）

「一学級の子どもの数は、満3歳以上は満4歳に満たない子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。」

（第3項）

「前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満3歳以上4歳に満たない子どもで編成する一学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。」

この点について、「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」第4条は、本規定により一学級の子どもの数を35人以下とすることを認める場合の事由を以下のいずれかに限定している。

ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。

イ 年度当初の学級編成時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編成が困難となった場合であること。

- ・ 「就学前教育・保育総合推進法」の一部改正と「認定こども園条例」の一部改正

その後、平成24年に「就学前教育・保育総合推進法」が一部改正され、「幼保連携型認定こども園」に関する基準については、「主務省令」の基準に従って、又はこれを参酌して、都道府県、指定都市、中核市が条例で定めることになり、また併せて「幼保連携型認定こども園」以外の認定こども園についても「主務省告示」の基準が改正されたことから、これに対応すべく条例の改正が必要となった。

中でも、「学級の編成」に関する主務省令等の基準が、「満3歳以上4歳未満」の子どもについて、「35人以下」とされていることから、その後、この点が主要な改正課題となり、この改正を巡って本調査事項に関わる問題が発生するに至ったのである。

第2章 調査により当調査チームが認定した事実

第1 はじめに

今回の第1次調査にかかる調査事項は、前記のとおり、中原教育長と立川委員との間で行われた「平成26年10月21日の打ち合わせ」（以下、「10月21日打ち合わせ」という。）における中原教育長の発言内容の事実確認と、発言内容に対する当調査チームの見解である。

この点、10月21日打ち合わせにおいて中原教育長からなされた発言について、立川委員からメモ（以下、「立川メモ」という。）が貴委員会に提出されている。よって、当調査チームでは、「立川メモ」に記載されている内容が事実であるか否かを中心にして、「10月21日打ち合わせ」の当事者である中原教育長及び立川委員ならびにその場に同席していた事務局職員3名からのヒアリングを行い、同打ち合わせにおいて中原教育長がいかなる発言を行ったのか、当調査チームとして発言内容についての事実確認を行った。

なお、「10月21日打ち合わせ」においては、これに先立つ同年9月19日に行われた教育委員意見交換（以下、「9月19日意見交換」という。）でのやり取り及びその評価が前提となっている。ただし、「認定こども園の認定要件に関する条例改正に係る教育委員会としての意思決定プロセスの妥当性等」（調査事項ii）については、さらなる調査を行ったうえで、当調査チームとして別途調査報告を行うこととしている。

そこで、本調査報告では、「10月21日打ち合わせ」に関連する「9月19日意見交換」のやり取りがいかなるものであったのかについても必要な範囲で事実認定を行っている。

以上を踏まえ、本調査報告書では、まず第2において「9月19日意見交換」がなされるまでの経緯について述べ、次に第3において「10月21日打ち合わせ」の前提となっている「9月19日意見交換」における教育委員間でのやり取り及びその後「10月21日打ち合わせ」がなされるまでの経緯について述べ、最後に第4において「10月21日打ち合わせ」の際の中原教育長の発言内容について、ヒアリングの結果を踏まえて当調査チームが認定した事実を述べる。

なお、以下の経緯は全て平成26年に生じたものであるため、平成26年に生じた事情についての年の記載は全て省略している。また、関係者において記憶や見解に争いのない点については、そのまま事実として認定している。

第2 「9月19日意見交換」がなされるまでの経緯

1 中原教育長に対する「認定こども園条例」改正についての説明

「第1」において述べたとおり、この項における事実関係は、当調査チームとして別途調査報告を行う部分であり、本調査報告時点では事務局による説明に基づき、未確認の事実を含めた概要を記載するものである。

(1) 9月3日

事務局員から中原教育長に対して、はじめて「認定こども園条例」改正の内容の説明がなされた。なお、同条例の改正については、既に3月7日から府民文化部、福祉部、教育委員会などで検討が始まり、8月1日には条例改正案に対するパブリックコメントも行われていたが、同条例の改正についての説明が中原教育長になされたのはこの時がはじめてであった。ちなみに、同条例改正に関する知事部局案を教育委員会の総務担当課が知ったのもこの日ははじめてであった。

そのため、中原教育長からは、条例に対する教育委員会の関わりや、認定こども園の法的位置付けの説明が不十分であり、判断できないとのコメントがなされることとなった。

これを受けて、担当課は、9月4日から同月8日にかけて、中原教育長の指摘事項及び学級編成基準について調査を行った。府民文化部の回答は、①国連の勧告、②平成18年に条例が制定された時から、私立幼稚園の基準（平成8年から原則として25人以下）との整合性を図り、3歳児1学級編成基準は25人以下としてきた、③3歳児の発達状況を踏まえ1クラス25人以下とすべき、④平成18年当時のパブコメ等でも府民の理解を得ている、といったものであった。

(2) 9月9日

事務局員より上記説明が中原教育長に対してなされた。

これに対し、中原教育長は、①条例に対する教育委員会の関わりや認定こども園の法的位置付けについては理解した、②しかし、国基準を超える府独自基準（上乘せ条例）の設定に際しては、客観的・説得的な根拠が必要であり、根拠が示されない場合は25人以上を否定する理由が見当たらないので、上乘せ条例を設定するのではなく、市町村の判断にゆだねられるべきである、とコメントした。

2 「教育委員会としての意見」についての中原教育長の見解

(1) 9月10日

事務局員より、3歳児の学級編成を25人以下とする根拠について、中原教育長への説明がなされた。中原教育長は、公立幼稚園について、国基準に上乘せをする根拠に乏しく、市町村立幼稚園利用者の利用可能性が将来縮小される等のリスクがある旨の意見を付することを条件に、知事部局案の起案に対する合議^{あいぎ}1を承認することを「事務局案」として了解した。

(2) 9月12日

¹ 合議（あいぎ）とは、部局にまたがって決裁することをいう。

事務局から、中原教育長に対し、条例案の合議に付する教育委員会としての意見²について相談がなされた。中原教育長は、①学級編成基準において25人以下の例外を認める理由が、「年度当初の学級編成時から園児が増えたことにより、少人数の学級編成が困難となった場合であること。」と、「園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。」とされており（認定に関する審査基準第4条）、これらは、国を上回る府独自基準の理由が「生命・身体の安全」や「最低限の教育・保育の質」の確保ではないと理解できる、②35人が良い、論証がないから国基準にすべきと言っているのではなく、府内市町村それぞれで実情が異なることから、各市町村で判断すべきものである、との意見を述べた。

(3) 9月16日

これを受けて、9月16日夕刻に、事務局員から、中原教育長に対し、公立と私立で学級編成基準を分けて条例提案することが説明された。すなわち、私立25人以下、公立35人以下とするもので、教育委員会としての意見の内容はペーパー1枚（資料1「大阪府認定子ども園の認定の要件に関する条例の一部改正について」）にまとめられた。同ペーパーでは、公立の幼保連携型認定子ども園の設置については届出制となっている法改正の趣旨等から、市町村が地域の実情に応じて基準を設定することが望ましく、上乘せ条例を制定する積極的な理由は見当たらない、と述べられている。

これに対し、中原教育長は、①私立については意見を申し述べるつもりはない、②教育委員会としての考え方はペーパーにまとめたとおりだが、条例案の学級編成基準を25人以下とするか35人以下とするか、教育委員会の意見にかかわらず、決定権者は知事部局なので、最終的には小西副知事と上田副知事の判断に任せることになる、とコメントした。

3 中原教育長の見解についての小西副知事への説明とその後のやり取り

(1) 9月17日

9月17日午前、教育委員会事務局から小西副知事に対し、中原教育長が3歳児の学級編成基準は副知事判断に任せるとの立場であることが説明された。これに対し、小西副知事は、副知事判断に任せるということであれば、25人以下とする、公立幼稚園の1クラスの園児数は現状25人以下なので迷惑がかかることはない、とコメントした。

同日の午後、中原教育長に小西副知事への相談結果が報告された。

中原教育長は、25人以下とする知事部局の判断を了承したが、知事からの意見照会に対しては、教育委員会としての考えを残しておくため意見を述べる予定である、とコメントした。

² 「意見」とは、大阪府教育委員会事務決裁規則3条6号の定めに基づくものである。

【参考】

大阪府教育委員会事務決裁規則3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

⑥ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

(2) 9月18日

翌9月18日の午前に、教育委員会事務局から、小西副知事に対し、3歳児の学級編成を25人以下とする条例案について意見照会があれば、教育委員会として意見を付す予定であることが伝えられた。小西副知事は、教育委員会としての意見は言ってもらってよい、明日(19日)、知事とこの間の経過等について説明する、とコメントした。

そして、9月18日の午後、小西副知事と中原教育長は電話で会談し、中原教育長は、教育委員会としての意見は、知事のご意見・ご判断を待って出したい、とコメントした。

ここまでの段階では、中原教育長を除く教育委員は、「認定こども園条例」の改正において、3歳児の学級編成基準を25人以下とするのか35人以下とするのかの問題につき、パブリックコメントの内容や問題の所在、中原教育長の見解等について全く情報提供を受けておらず、また議論をしたこともなかった。

第3 「9月19日意見交換」におけるやり取り及びその後「10月21日打ち合わせ」がなされるまでの経緯

1 「9月19日意見交換」の内容

(1) 9月19日12時ころから、教育委員の意見交換が行われた。出席者は、全教育委員及び職員であった。この意見交換において、中原教育長から各教育委員に対し、条例改正の内容が説明された。各教育委員に条例改正の内容についての説明がされたのはこの時がはじめてであった。

なお、この意見交換は、教育委員会会議後毎回行われているもので、この時の意見交換は事務局の説明では20～30分間行われたとのことであった。もっとも、立川委員は15分程度であったと説明している。いずれにしても、後述するとおり、午後1時から知事への説明が控えており、あまり時間がなかった中での意見交換であったことは確かである。

また、立川委員の説明では、意見交換の資料としては、資料1を含むA4用紙3枚の資料が配られただけであり、資料の中身の説明もなされなかったために、ペーパー自体を読むことができず理解もできなかった、とのことであった。確かに、このような短時間の協議では、条例改正に関する問題点を把握すること自体困難であったことは否めない。

(2) 意見交換の概要は、資料2「教育委員意見交換の概要(未定稿)」のとおりである。この概要に記載されている内容が議論されたことは、関係者において特に異論のないところであった。

この意見交換において、中原教育長から、条例の改正案について説明がなされた。

中原教育長からなされた説明は資料2に記載されているとおりであり、意見交換の冒頭において、まず中原教育長からの説明がしばらく続いたとのことであった。

中原教育長からの説明は、25人が良いという客観的・説得的な根拠は示されていない、教育委員会としては国基準の35人のままで良いということを知事に意見するかの相談(を意見交換においてしている)、(国基準の35人のままとする方が)市町村の判断で25人も可能なので裁量を広げるという点で合理性があろう、などといったものであった。また、中

原教育長は、こんな重要なことが、これまでそうだった（平成18年の条例制定時から25人以下であった）ということで、まだ副知事までしか情報がいっておらず、知事が知らない様子である、この段階で教育委員会に意見が求められている、このような教育委員会のやり方に一石投じたい、とも述べていた。

- (3) これに対し、小河職務代理は、教育的には35人と25人を比べると25人の方が良いのは明確である、と述べた。また、立川委員は、知事がまだ知らないとか、手続上のプロセスに問題があるのは分かったが、私は3歳児の子を持つ母として、1クラスの子どもの数は25人以下で願います、と述べた。

立川委員の意見に対し、中原教育長は、市町村の裁量を25人以下に拘束するのであれば、その根拠を議会や市町村に示さなければなりません、説明できますか、と問い返した。これに対し、立川委員は、小さな声で「いいですよ」と答えた。

しかし、中原教育長は、責任をもって（市町村の裁量を）25人限度で拘束すると言えるのか、（自分が言っているのは）25人がダメと言っているのではなく市町村が選べる幅を広げる（ということである）、上乘せ条例にするまでの納得のいく根拠がないのではないか、などと発言した。

- (4) これに対し、小河職務代理は、今委員会が終わったばかり、その後突然集められてこの議論、なぜこんな時間のない中で議論することになったのか、と述べた。

井上貴弘委員（以下、井上委員という。）は、今は25人か35人かを話しているのではない、市町村の裁量に委ねるかどうかが、25人以下に縛ることについて、知事に意見を言うかどうかということをお話している、知事と違った意見を言うことのリスクはどうか、それでリスクが大きくなるならあえてこのタイミングで言わなくても良いのではないかと述べた。

橋本次長からも、知事の提案と違う意見を教育委員会が出すのであれば、それなりの根拠がある、これまでそのような事例がないので、知事提案と違う意見であれば慎重にしなければならぬ、との発言があった。

これを受けて、小河職務代理は、もう少し時間をかけ資料をもらって議論すべきではないかと提案したが、中原教育長は、この後すぐに知事と府民文化部との話し合いがあり、そこで教育委員会としての意見を述べることになっている、結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき、異なる意見が付されていても、しっかりと議会で議論していただき、最後は議会が決議するのが民主主義（である）と述べ、さらには、今までの役所のやり方を変えるために職をかけている、とも述べて、教育委員会としては25人案に対しては意見を述べる意向であることを繰り返し説明した。

これに対し、小河職務代理が、中原教育長のいうことが全部正しいなら論理的に教育長のいう提案のとおりになる、と述べ、陰山英男教育委員会委員長（以下、陰山委員長という。）が、教育長がそこまで言うなら、そのとおりにやってみれば良いのではないかと、教育長に任せる、と発言した。

- (5) 最後に、中原教育長が、これから知事に意見を言って、知事が35人以下といえれば異議な

しとしてそのまま手続きを進めるが、25人以下と仰ったときは皆さんにご報告しつつ教育委員会としてこの意見（資料1のこと）をつける方向で進める、それでよろしいか、と述べた。

この際、挙手採決の手続きは取られなかったが、他の教育委員からの発言もなく、意見交換は終了した。

なお、事務局の説明では、知事の提案と違う意見を教育委員会が出した前例はないとのことであった。事務局において事前の検討がされたうえで知事の提案が形成されていくのが通常だからである。一方、合議体としての教育委員会としての意思決定については、多数決で決定がなされることはなく、議論のうえ全会一致で決せられるのが慣例であった。

2 知事への説明及び教育委員への報告

「9月19日意見交換」終了直後の9月19日午後1時より、知事に対する条例改正案の内容についての説明がなされた。出席者は、知事、小西副知事、中原教育長、橋本次長他である。事務局によれば説明時間は15分から20分程度であったとのことであった。

小西副知事は25人以下とする知事部局案を報告したが、中原教育長からの報告を受けて、知事は、公私とも3～5歳児の学級編成は35人以下とすると決定した。

同日夕刻、大井孝志教育総務企画課総務グループ総括補佐（以下、大井補佐という。）は、全教育委員あてに、知事説明の結果及び今後の予定を電子メールで報告した（資料3）。同メールでは、①学級編成について公私ともに35人以下とすると知事が判断した、②パブリックコメントを来週から実施し、9月前半議会に追加提案（10月8日ころを予定）したい、③追加提案にあたり知事から意見照会があるが委員会を開催する暇がないので教育長「専決」としたいので了承されたい、と記載されていた。

しかし、各教育委員からは、異議、回答ないし返事はなかった。

なお、③において「専決」とあるのは、用語としては「代決」が正しい³。

³ 「専決」とは、知事の権限に属する事務のうち、予め定められたものについて、常時、補助機関にある職員が、知事に代わって決裁することをいう。「代決」とは、知事又は専決権者が事故（出張、病気等の理由により決裁できない状況のこと）の場合に、予め定められた者が、臨時に代わって決裁することをいう（大阪府「文書事務の手引き」）。

なお、本件で、教育長は、条例改正案に関する意見具申について、専決することはできない（大阪府教育委員会事務決裁規則第4条・第3条6号）。

【参考】（専決に関して）

大阪府教育委員会事務決裁規則第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

⑥ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。

同規則第4条 教育長は、前条各号に規定する事項及び他の規則に特別の定めがある事項を除くほか、事務を専決することができる。

【参考】（代決に関して）

大阪府教育委員会事務決裁規則第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

③ 代決 委員会の会議が開かれないとき又は専決する者が不在のときに、委員会又は専決する者に代わって決裁することをいう。

同規則第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

同規則第7条2項 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

3 パブリックコメントの実施

3歳児の学級編成基準について35人以下とする条例改正案のパブリックコメントは、9月22日から10月1日の間に行われた。1744名から1744件の意見が出され、35人以下とされたことについて批判的な意見が大勢を占める結果となった。意見集約は10月2日には完了していた。

なお、このパブリックコメントの結果は、議会に先立って各教育委員に伝えられておらず、立川委員は、10月15日の教育常任委員会での議員の質問により知ったと当調査チームのヒアリングで答えている。また、同席していた職員も、ヒアリングの結果を各教育委員には伝えていなかった、とヒアリングで答えている。

4 教育委員会に対する知事からの意見照会及び知事の追加提案

追加提案については、一般質問の最終日の前に出されることが慣例となっていることから、一般質問の最終日（10月9日）の前日である10月8日に、3歳児の学級編成基準を35人以下とする条例案についての知事からの意見照会がなされた。

これに対して、同日、教育長の代決の形で、異議のない旨が知事宛に回答として伝えられた。これは「9月19日意見交換」での協議内容を踏まえたものである。

そして、翌10月9日、知事より条例案が追加提案された。

5 教育常任委員会での議員質問対応

3歳児の学級編成基準を35人以下とする条例改正について、府議会において野党会派から異論が出され、10月15日及び17日に行われた府議会の教育常任委員会で、共産党のくち原委員から教育委員会に対して質問がなされて、条例改正案について反対する意向が示された。また、10月17日の府議会終了後、共産党から、教育常任委員会において、各教育委員に対して個別に条例改正に関する質問が行われる可能性が示唆された。

(1) 教育委員の打ち合わせ

そこで、10月17日の夕刻に、想定質問に対する回答について、中原教育長を除く教育委員で打ち合わせが行われた。

その際、立川委員は、9月19日意見交換について、了承は5対1（当時の教育委員の総数は6名であった。）の多数決でなされたものと思っていた、事務局が用意した想定答弁案は納得していない（のでそのような答弁はできない）、と述べた。

そして、立川委員の説明によれば、立川委員は、「9月19日意見交換」でもっとはっきり反対だと言っておけばよかった、後悔・反省している、と橋本次長と見浪課長に伝え、2、3日（週末に）冷静に考えたい、と言って帰宅した。

(2) 橋本次長及び中原教育長と立川委員の電話

週明けの10月20日、橋本次長が立川委員に架電し、意向を確認したが、立川委員は、「9月19日意見交換」については5対1（の決定）でもいいのではないかと、パブリックコメントの結果を聞いたらますます25人とすべきとの考えを変えるべきではないと思った、と回答した。橋本次長は、立川委員に対し、教育長と会って話をしてくださいと伝え、立川委員との電話の結果を中原教育長に伝えた。

この電話の後、さらに中原教育長も立川委員に電話をした。

中原教育長には後の予定があったことから、時間にすると10分から15分程度の短いものであったが（中原教育長の説明）、立川委員の意見は変わらなかった。ヒアリングで立川委員が説明したところによれば、中原教育長は、（10月17日の打ち合わせで）みんなにいじめられたのではないですか、用意した答弁と違うことを言うと共産党と思われる、知事が叩かれる、もっと話の分かる人だと思っていた、お願いしますよ、恨みますよ、などと言われたとのことであった。特に、「恨みますよ」との発言が印象に残っているとのことであった。これらの発言は、二者間で行われた電話のことであるので、当調査チームとしても真偽のほどは判断しかねるところがあるが、立川メモと重なる点があり、また、中原教育長が（言い回しはともかく）「10月21日打ち合わせ」で発言したことを認めている言葉とも重なる点があり、これに近い発言が中原教育長からなされたことはある程度推認されるところである。

第4 「10月21日打ち合わせ」での中原教育長の発言内容について

1 「10月21日打ち合わせ」の位置付け

「10月21日打ち合わせ」は、同日12時ころから12時30分ころまで行われた。出席者は立川委員、中原教育長であり、同席した職員は3名であった。

なお、立川委員の記憶では、12時5分ころから始まったように記憶しているとのことであったが、時間的には30分弱程度であったことは、関係者において特に異論はなかった。なお、中原教育長は、当日の午後12時30分から、議員との面談が控えていた。

(1) 中原教育長の位置付け

中原教育長としては、「9月19日意見交換」の結果について、追加提案後の条例改正案は全員一致による教育委員会としての意見に基づくものであると考えていた。この点は、事務局も同様の認識であった。したがって、立川委員が、35人案に対する反対意見を崩さず、府議会でも反対の答弁をすることで、中原教育長や事務局において、35人案が「教育委員会の意見」として教育委員「全員」の同意を得ていると府議会で答弁していることとの整合性が取れなくなり、府議会で野党会派から追及されることを強く危惧していた。

そこで、府議会における共産党議員の質問に先立って立川委員を説得し、35人案への反対意見を述べさせないために行われたのが、10月21日の打ち合わせであった。

(2) 立川委員の位置付け

これに対し、立川委員は、「9月19日意見交換」について、自分は反対したとの認識を当初から持っていた。「9月19日意見交換」において、最後に明確な形で異議を述べなかったことによって、全体として教育委員会の意見として捉えられる可能性のあることは認識していたが、当初から自分の意見は「25人以下」であり、追加提案に対するパブリックコメントの結果を知って、ますます「25人以下」の意見は変えられないと考えていた。したがって、「9月19日意見交換」の場で最後に異議を出さなかったことについては反省しつつも、府議会での質問に対しては、保護者から選出された教育委員として今の意見を述べた

い、という希望を持っていた。そのため、事務局作成の答弁案ではなく、自分の作成した答弁案について協議するために、それを持参して、自分の答弁案を検討してもらうため、教育長との面談に臨んだ。

(3) 位置付けについての認識の齟齬

このように、「10月21日打ち合わせ」の段階で、「9月19日意見交換」の評価について中原教育長と立川委員との間で見解が異なり、そのため、同日の意見交換の位置付けについての認識に齟齬があったことは否めない。そして、この食い違いこそが、「10月21日打ち合わせ」での混乱を招いた大きな原因となっている。

2 中原教育長の発言に関する立川委員の説明

(1) 「立川メモ」

立川委員は、「10月21日打ち合わせ」で、中原教育長が「立川メモ」(資料4)記載の発言をしたと説明している。また、立川メモに記載されている発言内容は順不同になされているとのことであった。

なお、「立川メモが」作成された経緯であるが、立川委員は、「10月21日打ち合わせ」の時に、(中原教育長の発言で)訳が分からなくなって、メモを取ることができなかった、と説明している。録音もしていない。しかし、この直後の府議会で、小河職務代理から議会の席上で中原教育長の発言を聞かれたことから、立川委員が説明をし、この説明を小河職務代理がメモに取ってまとめ立川委員にメール送信した。立川委員自身も、10月21日の当日か翌日には、i p a dでメモを作成し、「10月21日打ち合わせ」の様子をまとめていた。それを小河職務代理から送られてきたメールと合わせて作成したのが「立川メモ」であるとのことであった。なお、「立川メモ」自体はほとんど一気に書き上げ10月25日ころには完成していたとのことであった。

立川委員が記憶する中原教育長の発言の詳細については、「立川メモ」に記載されているところであるので、ヒアリングにおいて立川委員が説明した内容について、以下まとめて摘示する。

(2) 「打ち合わせ」の状況と、中原教育長の発言内容

- ・ 自分が用意した答弁メモをもって面談に臨んだ。書き込みまでできるようにスペースを空けたメモを作って持って行った。しかし、答弁メモのことに話を進めることができなかった。
- ・ 3歳児の母、当事者として、より少人数が理想だと思っていると述べると、すぐに話を途中で遮られた。
- ・ 最初に自分から「(教育長による全員一致であるとの) 答弁を否定するつもりはない」と言った。そもそもそういうつもりはなかった。今どう思っているかを言おうと思った。パブリックコメントの結果を聞いて25人が絶対である、嘘は言えないと思った。
- ・ 中原教育長は、「9月19日意見交換」のことを言われると思ったようだ。
- ・ 「共産党」という言葉はさんざん言われた。
- ・ 「タイミングが悪い」ということもいろいろなところで言われた。

- ・ 「僕の答弁や課長が『嘘』をついていたことになってしまう」との発言の「嘘」との表現について、趣旨（なぜ嘘になるのか）がよく分からなかった。
- ・ 「単に言いたいだけでしょ」「目立ちたいだけでしょ」「単なる自己満足でしょ」との発言については、ひどかった。自分はそんなつもりではないと思った。
- ・ 「知事は、いろんなことを分かったうえで、決断したんです」との発言についても、知事は（事情を）分かって決断していないのではないかと思った。特に、知事が議会で混乱してしまい専任の教員が増えると（方向性の）違う答弁をして、それでは自分の意見と同じではないかと思った。
- ・ 集団的自衛権の下りは、大臣の名前を言ったり、もっと話自体が長かったように記憶しているが、言葉まで覚えていない。
- ・ 「裏切り」という言葉は明確に言っていた。
- ・ 知事を「刺す」という話も間違いなくされた。びっくりした。
- ・ 何のためにそんなことを言うのかと問われて、自分が「子供のため」と言った時には泣いていたと思う。教育委員だからこそ子供のために言わないといけないと思った。しかし、中原教育長に、え？と鼻で笑われて返された。
- ・ 誰のおかげで教育委員でいられるのか、知事のおかげでしょ、と言われ、政治の話だと思った。政治家と話をしているような印象を持った。（教育委員になれたのが）知事のおかげと思ったこともなかった。なお、従前、大阪府教育委員会には保護者がいなかったが、前知事の意向が現知事に引き継がれ、保護者枠による公募が始まって、自分が123名の中からはじめて保護者として選ばれた⁴。
- ・ 知事の話ではだめだと思ったのか、今度は職員を（話の）ダシにし始め、この人たちの「人生」か「キャリア」を無茶苦茶にするという発言があったと思う。
- ・ 椅子にもたれて、僕も不信任、自分もやってられない、辞めますよ、というくだりでキャリアに傷がつくので損害賠償という話が出てきた。
- ・ 「損害賠償」「告訴」という言葉を、中原教育長はよく言う。損害賠償の意味だが、自分のキャリアに傷がつくので損害賠償すると言っていた。告訴については、名誉棄損とは言っていなかった。刑事の意味か民事の意味かはよく分からない。ただ、自分は過去8年間弁護士事務所に勤務していたので、ある程度法律用語については理解しているつもりである。
- ・ 前日の電話と同じであるが、そんなことも分からない人とは思わなかったという発言は何度も出た。
- ・ 「罷免要求」というのは、話の後半で出た。中原教育長が「罷免要求」という言葉を、自分に対して言ったのははじめてだったのではないか。ただ、以前、中原教育長が小河職

⁴ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

務代理に対して「罷免要求」という言葉を発したのを聞いたことがある。

- ・ 罷免ができる具体的な根拠については説明がなかった。ただ、知事を通してそういうことができるという意味と推察した。
- ・ 最後に力を振り絞って、知事に正しい判断をしてほしいだけである、知事との面談をお願いします、と中原教育長に伝えた。その時の自分は泣いていた。すると、中原教育長は、議会が終わってから、知事に少人数をお願いしますよ、と言うことはできますよ、と2回ほど言った。しかし、条例ができてしまえば無理だろうと思った。実際、知事との面談の機会は設けられなかった。
- ・ 12時35分ころだったと思うが、陰山委員長が入室し、私と中原教育長の話は終了した。中原教育長は、(立川委員と)話をして知事と話したらどうかということになったんですよ、立川委員はいつでも来られる人だから、と言って退室した。
- ・ その後、小河職務代理、陰山委員長と相談して、教育委員会内で問題にしてもうまく返されて終わるので議事録に残した方が良く、ペーパーにして配ろうということになり、10月29日の会議で、自分が送ったメールを小河職務代理が印刷して会議で配布することとなった。

3 中原教育長の説明

中原教育長が作成した「ヒアリング補足説明書」(資料5)が提出されており、詳細は同補足説明書に記載されているところである。また、中原教育長のヒアリングでの説明内容もほぼそれに沿った内容であった。

(1) 「9月19日意見交換」についての認識

まず、「9月19日意見交換」についての中原教育長の認識は、国基準の35人以下とし、個別の人数は各市町村の判断に委ねることが、教育委員会の意見として「事実行為」として確認された、というものであった。この点は大井補佐から各教育委員に送られたメールでも確認されたが、教育委員からの意見は皆無であった。よって、「9月19日意見交換」において、教育委員全員の了解があったことは事実であって、立川委員の「自分は了解していない」との意見は事実と反するものである、というのが中原教育長の認識であった。

(2) 「10月21日打ち合わせ」の状況について

「10月21日打ち合わせ」について、中原教育長は概略を当調査チームに対して次のように説明した。

- ・ 前日の電話とこんがらがっている部分があるかもしれない。
- ・ 立川委員が答弁の紙を持っていたかどうかは記憶がない。
- ・ 最初に、次のようなやり取りが繰り返された。自分からは、今回の答弁のポイントは、事実行為としての了解の有無である。25人がいいのか35人がいいのかの問題ではなく、35人の範囲内で市町村に裁量権を渡すか否かである。それを我々教育委員全員で、裁量権を渡すことで了解し、知事に意見具申した、と立川委員に説明した。しかし、立川委員は、9月19日意見交換の際に、了解はしていない、35人以下には反対で、25人以下が正しいと今でも思っている、と述べ、「過去の事実」と「現在の意見」の区別がついていないよう

だった。このやり取りが10～15分続いた。自分にできることは、「事実と異なる答弁を立川委員が議会ですることのリスクをできるだけ論理立てて明確に摘示する」ことだけだと判断した。

- ・ 「立川メモで」は、会話の一部、理由と結論の結論だけが列挙されている。自分としては、「事実と異なる答弁をすることのリスク」を示した。
- ・ 命令口調で話したことや、乱暴な言葉や侮辱的な言葉で罵った事実は全くない。立川委員の人格を攻撃したり、気持ちを傷つける動機も目的もなかった。
- ・ 立川委員の気持ちを傷つけてしまったことについては反省している。しかし、立川委員が事実と異なる答弁をしようとしており、これを防ぐために様々なリスクを明示しなければならなかった。法的な観点からすれば議論の範囲であり、違法なパワーハラスメントであるとは考えていない。

(3) 「10月21日打ち合わせ」での発言内容について

また、中原教育長は、「10月21日打ち合わせ」で、次のような発言をしたと説明した（なお、具体的な言い回しについては補足説明書に記載されているが、ここでは簡略化して摘示している。）。

- ・ 立川委員や自分がこうして府民の前で答弁する機会が与えられているかという点、知事から任命された教育委員だからである（ただし、「誰のおかげで、教育委員でいられるのか」などとは言っていない。ニュアンスが違う。）。教育委員会として意思決定をしたのだから、その意思決定自体を否定することは組織としてありえない。知事が条例案を出し議会が決める以上、立川委員のご意見が手続き上結論を左右することはない（ただし、「立川さんなんか」というような侮辱的な発言はしていない。）。

それでも25人以下を主張したいということであれば、立川委員の自己満足、目立ちたいからということになってしまう。

- ・ 安倍内閣が集団的自衛権につき閣議決定したのに、閣僚がそういう決定はしていなかったと否定するような大失態になる。
- ・ もし意思決定を否定されてしまうと、既に議会で自分や課長が「教育委員全員の合意を得て」と答弁していることが虚偽答弁ということになり、これは大変な事態になる。
- ・ 意思決定がされていないということは、教育委員会が知事に出した意見具申も無効になり、条例自体も無効になってしまう。知事にとんでもない迷惑がかかることになる。任命してくれた知事に対する裏切りになる。
- ・ 質問する共産党は喜んで知事を追及するだろう。立川委員が前日の電話で一緒にされたくないと言っていた共産党と一緒にされる。事実と異なることで、知事を後ろから刺すようなことは許されない。当然野党も大騒ぎになるだろう。
- ・ こんな答弁のねつ造が起きてしまうと、これまでの施策、今進めている施策も否定されかねない。
- ・ 答弁をねつ造したということは、自分には不信任（正確には辞職勧告決議）が出されるであろうし、ここにいる課長や次長の首も飛んでしまうだろう。

- ・ 立川委員ならお分かりになるはずですが。すぐに理解される方ではないですか。
- ・ 事務局の面々も事実を否定する答弁で生活が狂いかねない、そんな事態になれば事務局員も許せないだろう（全員を敵に回すとは言っていない。信頼されないとは言った。）。前々から朝倉さんなど事務局員に対する態度が偉そうだと言われていたが、もっと真面目に働いている事務局員のことも考えてあげてほしい。
- ・ 「僕についても、不信任（正確には辞職勧告決議）が出され、職を追われるでしょう。そうなれば、僕は名誉棄損を受けて辞めることになる。そんなことになってしまえば、僕も生活が懸かっていますので、法的手段を取らざるを得なくなる。」
（損害賠償とか告訴と言ったかどうかは記憶にない。法的手段と言った。）
- ・ 「僕が虚偽答弁をしたとなれば、教育委員として罷免事由になるでしょうから、僕としては潔白を証明しないといけなくなります。そうすると僕か立川さんのどちらかが虚偽答弁をしたということになります。嘘をついた方が罷免される恐れがあります。僕としては立川さんの罷免事由として動かなくてはなりません。」（「罷免要求」というようなことは、教育長に権限がないので言っていない。）
- ・ 議会の答弁が嘘になるのだから、事実を否定しないでほしい。
- ・ もしどうしてもというのであれば、知事に別途時間をとってもらうようにお願いします。
- ・ 「ここまで言ってもご理解いただけないなら、もう結構です。僕も説明し疲れました。もうお好きになさってください。」
- ・ 打ち合わせの後半で、自分がリスクの説明を並べているうちに、立川委員は首を傾げたりしていたが、途中からうつむいてしまい、最後の方はハンカチで顔をぬぐっていた。悔しいかあるいは辛かったのだろう。通常であれば間を置くが、議会があったのでできなかった。リスクをちゃんと伝えるのは自分の責任だと思った。最後の方は、立川氏からの反論もなかった。
- ・ 議会で言うのはやめてくださいとは言っていない。隠蔽しようとするつもりはなかった。事実を否定するのはやめてくださいと言った。

4 同席した事務局職員3名の説明

(1) 事務局職員 A

- ・ 「10月21日打ち合わせ」の正確な時間は分からないが、だいたい立川メモのとおり12時から30分程度であった。
- ・ 共産党の議員から、各教育委員にも質問がされるという情報が入り、事務局としては今までの答弁と矛盾がないように打ち合わせを設定した。
- ・ 自分は立川委員の後ろに座っていたので、立川委員の顔は分からなかったが、途中からハンカチを取り出して様子が違うと感じていた。
- ・ 立川委員が話す場面はあまりなかった。立川委員は専ら聞く側で、教育長が説得している状況だった。
- ・ 「立川メモ」のやり取りは後半である。前半は中原教育長からの説明が続いたと思う。
- ・ 教育長が言っていたのは3点ほどだったと思う。ただ、3点だったのは覚えているが、

以下の3点だったかどうかは自信がない。

- ① 議会に対して嘘をついていたことになってしまう。
- ② 教育委員会が一枚岩ではないことになって、政治に利用される。
- ③ 知事の足を引っ張る。

- ・ 立川委員がペーパーを何か持ってきていて、話の途中でそれを出したのは覚えている。ただ、具体的な内容まで話が行かなかった。結局ペーパーが披瀝されることはなかった。
- ・ 中原教育長の話が終わるまで待っていると話ができない状況だった。
- ・ 中原教育長のものの言い方は、強い調子で、やさしく話しかける様子ではなかった。
- ・ 中原教育長が言ったとはっきり覚えているのは、「嘘ついたことになってしまう」、「単に言いたいだけでしょ」、集団的自衛権に関する発言、「誰のおかげで教育委員でいられるのか、知事でしょ」「知事に少人数をお願いしますよということではできませんよ」。
- ・ 中原教育長が「訴えますよ」と言っていたのは覚えている。「訴えますよ、その時のリスク覚悟してください（または背負ってください）」と言っていたと記憶している。名誉棄損による損害賠償の意味だと受け止めた。
- ・ 中原教育長の発言で、ある程度の確度で発言があったと記憶しているのは、「何を言っているんですか、個人の意見を披露する場ではない」「議会が混乱する」「目立ちたいだけでしょ。自己満足でしょ」「知事はいろんなことを全てわかったうえで決断したんです」「立川さんが何か言っても変わりませんよ」「何のためにそんなことを言うのか」「何を言ってるんですか」「敵に回す」「そんなことも分からない人とは思わなかった」「もう何を言ってもダメ？」。
- ・ 「罷免要求」という言葉は覚えていない。知事を「刺す」という言葉もあったかまでは覚えていない。
- ・ 「共産党」という言葉は何度も出た。

(2) 事務局職員 B

- ・ 「10月21日打ち合わせ」について、自分はメモを取っていない。こんな状況になることを想定していなかった。また、立川委員が折れるかという思いもあった。
- ・ 「9月19日意見交換」の際に、立川委員は25人の方がいいと話していた。しかし、中原教育長に任せるといった話になった際に、反対がなかった。10月21日打ち合わせは、そこから話が始まった。NOと言っていないのでYESと取られても仕方がないではないか、という話だった。しかし、立川委員は、3歳児を持つ母親として意見は言いたいと述べていた。
- ・ 立川委員が持っていたペーパーの中身は見えていない。ペーパーがあったような気がする程度。
- ・ 「立川メモ」については、当初違和感はなかった。（「立川メモ」に記載されている発言の中で）このような話はされていないというものはない。そのような発言がなかったとはっきり言えるものはない。「立川メモ」に書かれている趣旨の発言はあったと思う。ただ、日に日に記憶が薄れていっている。

- ・ 全体として、中原教育長の口調は厳しかった。立川委員は反論する機会が、なかなかなかった。
- ・ 全体の流れとしては、「立川メモ」はその一部分である。「9月19日意見交換」において、(立川委員が教育委員会としての意見を)了承したかどうか最初のやり取りで、立川委員は最初了承を否定していたが、後に了承したとされても仕方がないと意見を変えていったと思う。しかし、立川委員の意見は、その時はそうであったとしても25人の方がいいと言いたいとのことであった。それから、「立川メモ」の発言内容へと移っていく。
- ・ 自分が中原教育長が言ったと明確に記憶しているのは、「共産党」「課長が嘘をついていることになる」「単に言いたいだけでしょ」「目立ちたいだけでしょ」集団的自衛権に関する発言、「同じチームですよ」。
- ・ 「裏切り」「後ろから知事を刺しに行くようなもの」という発言があったかはよく覚えていないが、そのような趣旨の発言はあったかもしれない。
- ・ 中原教育長が何のためにそんなことなのかと立川委員に聞いたことに対し、立川委員が「子供のため」と小さな声で答えたところ、中原教育長が「何を言ってるんですか」とさらに言い、誰のおかげで教育委員でいられるのか、というニュアンスの発言が続いたと記憶している。
- ・ 「損害賠償」「告訴」と言う発言が出たかは記憶がない。
- ・ 「罷免」の話が出ていたような気がするが、覚えていない。
- ・ それでなくても、朝倉さんや事務局に偉そうにしているのに、という発言はあった。
- ・ 中原教育長の最後の方の発言で、立川委員は涙を流していた。そこで中原教育長のトーンが落ちて、知事に時間を作ってもらったらいいですよ、という話になった。

(3) 事務局職員 C

- ・ 「立川メモ」に記載された発言内容に入る前のやり取りとして、前の日から、自分と立川委員との間で電話で話をしており、「9月19日意見交換」について、教育委員全員の了解があったとの事務局の見解に対して、立川委員は、いや私の気持ちは違っていたと述べていた。私はそれはちょっと違うでしょうと思っていたが、立川委員は、全員一致ととられても仕方がないが、でも今答弁を求められたら自分の意見を言うと言っていた。
- ・ 中原教育長は、「9月19日意見交換」で教育委員全員の了解があったとの事実関係の問題と捉えていた。一方、立川委員は、気持ちの問題と捉えていた。両者は最後まで話がかみ合わず、中原教育長がヒートアップして、「立川メモ」の発言内容に入っていくことになる。
- ・ 立川委員がペーパーを持っていたかどうか気付かなかった。話が一方通行で、ペーパーの話に到達できていない。
- ・ 中原教育長の言い方は、反論するタイミング、時間がなかった。ヒートアップするとまくしたてる感じで、「立川メモ」はあくまで要約版であると感じる。実際にはもっとたくさんのことを言っていたと思う。「立川メモ」の2枚目の真ん中あたりからかなりヒートアップしていたように思う。

- ・ 「立川メモ」に記載されている大きな流れは、自分の記憶とそんなに違いがない。ただ、時間の経過に伴って、細かいところをごっちゃになって分からなくなっている。
- ・ 立川委員が「嘘は言いたくない」と述べたのに対して、中原教育長は、個人の意見を述べる場所ではない、教育委員としての意見が求められている、と述べていた。
- ・ 「課長が用意した通りに言えばいいんです」とは言っていた。
- ・ 「共産党」という言葉も出ていた。
- ・ 議会が紛糾し大混乱になるという話も出ていた。
- ・ 目立ちたいだけでしょ、という発言もあった。
- ・ 集団的自衛権に関する発言もあった。組織で動いている、という話もあった。
- ・ 後ろから知事を刺しに行くようなもの、という発言もあった。あなたが教育委員になったのは知事が任命したからでしょ、その知事を後ろから刺すんですか、という趣旨の発言だった。くち原委員からの質問があるということだったので、共産党と一緒に刺しに行くようなものという意味かと思った。
- ・ 「損害賠償」「告訴」という言葉ははっきりとした記憶がない。自分としては、教育長自身が嘘をついたことになるので、信用を無くして職を失うから、「名誉棄損で訴えますよ」といういかにも弁護士的な言い方だったと記憶している。「損害賠償」という言葉は出たかもしれない。
- ・ 自分の記憶では「罷免要求しますよ」ではなく、一度組織として出たことを否定するなら（あるいは守られないのであれば）、組織人として失格であり、何とか事由（失職、欠格、罷免などの法的な言い方だったと記憶している。）にあたる、と言っていた。
- ・ 「立川メモ」の2枚目の最後の方から立川委員が泣き出したと記憶している。この後どうなるんだろうと思っていた。その後、知事をお願いしたらというような話になったが、結局立川委員が泣いた状態のまま、陰山委員長が入室してきて話は終わってしまった。物別れの形で結論は出なかった。

5 当調査チームによる認定

(1) 「10月21日打ち合わせ」の目的

「10月21日打ち合わせ」がなされた理由であるが、中原教育長及び事務局職員3名は、9月19日意見交換の結果について、「35人案について教育委員全員による合意があった」との点に反する答弁を立川委員がしないように説得すること、ひいては25人案が良いとの立川委員の意見を述べさせないこと、が目的と考えていた。

すなわち、3歳児の学級編成基準を35人とする条例案に対し、野党会派から批判が出され、さらに、10月17日に、共産党議員が各教育委員にそれぞれ意見を聞く可能性が示唆されたことで、立川委員によって「9月19日に自分は賛成していない」との答弁がなされることで、全員の合意によるものと説明された教育委員会の意見が実は全員一致ではなかったということが府議会で明らかにされ、教育委員会が野党会派から追及を受ける可能性が出てきた。そのため、中原教育長や事務局職員の危機感は相当なものとなっていた。実際、「10月21日打ち合わせ」の前日にも、橋本次長や中原教育長自らが立川委員に電話をかけ説

得を試みたが、立川委員の意見は変わらなかった。

一方、立川委員は、「9月19日意見交換」の結果にそもそも納得していなかった。「9月19日意見交換」において、唐突に認定こども園に関する条例についての改正が取り上げられ、しかも極めて短時間の意見交換であったために、中原教育長を除く教育委員の誰もが、改正にかかる問題点について十分に理解できる状況にはなかった。しかも、当時の知事部局案に反対意見を表明するという異例の内容であった。

そのため、立川委員は、府議会での質問に対しては、「9月19日意見交換」の場で最終段階において異議を出さなかったことについては反省し、教員委員の全員一致と受け取られてもやむを得ないと思ひ直し、この点についての中原教育長及び事務局の議会答弁を是認しつつも、保護者として任命された教育委員として今の意見を述べたい、という希望を持っていた。そのため、事務局作成の答弁案ではなく、自分の作成した答弁案について協議するために、それを持参して「10月21日打ち合わせ」に臨んだ。

(2) 「10月21日打ち合わせ」の内容

同日の打ち合わせは、12時すぎころから約30分行われた。

打ち合わせの前半は、主に中原教育長が、「9月19日意見交換」での意思決定は教育委員会委員全員による意思決定であり、それ（すなわち、中原教育長のいう「事実」）と異なる答弁をしないように立川委員に説得するやり取りが続いた。この点は、中原教育長自身も打ち合わせの流れとしては認めているところであるし、事務局職員3名の説明も同様であった。

しかし、立川委員は、「9月19日意見交換」において最終段階で自分が明確に異議を述べなかった以上、その結果が教育委員会全員の了承があったものと評価されても仕方がないとしても、府議会の質問に対しては35人より少数である25人が良いと考えているとの自分の意見を言いたいと述べ、35人か25人かという点については意見を維持した。

このように、自分は今でも35人より少数である25人案が良いと考えている、これは自分の意見であって府議会で嘘は付けないとする立川委員と、今の意見を述べるのではなく、過去の意思決定の事実について答弁を求められているのであり、「9月19日意見交換」での意思決定は教育委員会全員の合意に基づくものであって、それを認めなければ合議体としての教育委員会が成り立たないとする中原教育長とは、最初から話が全くかみ合わなかった。

このやり取りを続ける中で、中原教育長自身がヒートアップしていき、打ち合わせの後半は、立川委員がほとんど反論する機会がないほど、中原教育長が理詰め的口調で立川委員に一方的に話し続ける状況となった。

この状況については、ヒアリング対象の5名のいずれもが、打ち合わせの途中から立川委員が泣き出す状況となっていたと認めていること、事務局職員3名ともが、ヒアリングにおいて、中原教育長の発言は厳しい（あるいは強い）口調であったこと、立川委員には反論する機会がほとんどなく中原教育長がほぼ一方的に話し続ける状況となっていたこと、立川委員が打ち合わせに持参した答弁案について最後まで話題にすら上らなかったこと、を述べていること等から認定できるものである。

(3) 打ち合わせ後半における中原教育長の発言について

「立川メモ」の作成経緯については、「第4」「2」「(1)」において記載したとおりであると認められ、打ち合わせから時間が経過しない記憶の鮮明なときのメモを基に短期間に作成されたものであるから、その記載内容についての信用性は相当程度認められるものである。

そして、事務局職員3名は、ヒアリングにおいて、いずれも慎重な発言態度であったが、「立川メモ」の記載内容について、一部記憶の不鮮明なことは述べつつも、全体として違和感がなく、中原教育長の発言内容としては概ね事実と整合しているとの認識を示した。そして、いずれも、「立川メモ」には、中原教育長が発言していない内容が記載されていると思える箇所はない、とも述べている。すなわち、当事者以外の職員3名ともが、「立川メモ」に記載されている中原教育長の発言内容について積極的に否定した箇所はなかった。この点は非常に重要であって、「立川メモ」の記載内容についての信用性を担保し得るものであった。

これに対して、中原教育長は、「立川メモ」は発言の一部であって、自分はリスクの説明をするのに「理由と結論」を論理立てて説明したが、「立川メモ」では結論ばかりが列挙されていると述べている。事務局職員も、「立川メモ」は要約版であり、中原教育長の発言はもっと長かったと述べていることから、中原教育長は、立川委員説得のために、打ち合わせの時間の大部分を費やして発言したと思われるが、その発言の内容は、ヒアリングにおける中原教育長の説明、提出された資料5「ヒアリング補足説明書」の内容からして、直接の言葉づかいは別としても、「立川メモ」に記載されている内容とかなりの部分が共通していることは明らかである。

この点、中原教育長は、自己の発言について、「立川メモ」とは発言についてのニュアンスが異なると説明している。すなわち、「事実」を否定することのリスク及びその根拠の摘示を一つずつ「論理立てて」行ったというのである。しかし、内容的には、中原教育長が立川委員に対して損害賠償等の法的手段を取ることをほのめかす、罷免のために動く、といった穏当でない発言へと発展していくのであって、リスクを摘示した、あるいはニュアンスが違ふとの理由で合理的に説明できるような内容であるとは言い難いものがある。

中原教育長がヒアリングにおいて説明した自己の発言内容及び事務局職員3名からのヒアリング結果を総合すれば、少なくとも以下の点について、その言い回しはともかく、中原教育長からその趣旨の発言があったと認定できる。

- ・ 教育委員なんだから、個人の意見を披露する場ではない。課長が用意したとおりに言えばいいんです。
- ・ 立川委員が教育委員でいられるのは任命した「知事のおかげ」である。
- ・ 立川委員があくまで25人以下との意見を述べるのであれば、それは立川委員の「自己満足」、「目立ちたいから」ということになる。
- ・ 教育委員としての意思決定を否定するのは、安倍内閣において集団的自衛権についての閣議決定を閣僚が否定するようなものである。
- ・ 教育委員会の意思決定を否定するのであれば、任命してくれた知事に対する「裏切り」

になる。

- ・ 議会に対し、教育長、課長が虚偽の答弁をしたことになる。
- ・ 議会は紛糾して大混乱になる。
- ・ (立川委員が25人以下との意見を述べれば)「共産党」が知事を追及することになり、立川委員が共産党と一緒にされることになる。(それは)知事を後ろから「刺す」ようなものである。
- ・ 事務局の面々も事実を否定する答弁で生活が狂いかねない、そんな事態になれば事務局員も許せないだろう。
- ・ 自分も不信任が出され、職を追われて、辞めなければならない。その時は、名誉棄損で「訴えますよ」。
- ・ (立川委員が25人以下との意見を述べれば自分が虚偽答弁したこととなるので)自分が立川委員を罷免させるために動かなければならなくなる。

第3章 当調査チームの見解

第1 教育委員会の性質

1 教育委員会の独立性

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置されているものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって具体的にその仕組みが定められている。

教育委員会は、同法に基づき、原則として5人の委員をもって組織され、委員長が主宰する会議であり、所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事、並びに教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事等を管理し、執行する(同法3条、12条及び23条)。

いわゆる独立した行政機関として教育委員会制度が定められた趣旨は、①政治的中立性の確保、②継続性・安定性の確保、③地域住民の意向の反映、の3点にある。特に、①については、教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要であり、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要であることによる。また、③については、教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要であることによる。

なお、教育委員会の会議の運営については、委員長が招集し、議決は出席議員の過半数で決し、可非同数の時は委員長が決するとされている(同法13条)。

2 教育委員の地位及び独立性

教育委員は、知事が議会の同意を得て任命する(同法4条1項)。なお、同法4条1項は、教育委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者から任命するものと定めている。また、同法4条4項は、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人)である者が含まれるようにしなければならないと定

めている。

教育委員の地位については身分保障がなされており、4年の任期の間、罷免、解職請求又は失職（破産者で復権を得ないもの等欠格事由に該当した場合等（同法9条））の場合を除き、意に反して辞めさせられることはない。また、教育委員会の制度趣旨から、政治的中立性が求められる。

罷免については、知事は、教育委員に罷免事由がある場合、議会の同意を得て罷免することができる（同法7条1項）、罷免事由は、①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、②職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合、③一定割合の委員が同一の政党に所属するに至った場合（場合により議会の同意が不要となる（同法7条2項）。）に限られている。

3 教育長の地位、権限

教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命し（同法16条2項）、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる（同法17条1項）。また、教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する（同法17条2項）。同法17条の規定のほか、教育長は、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（同法20条1項）。教育委員会の事務局の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する（同法19条）。

以上より、他の教育委員との関係については、教育長は、教育委員会の指揮監督下での職務執行（教育委員会に対しては議事についての助言）を行うもので、教育委員に対して「助言」の範囲を超えて指示、命令する権限はない。

また、教育長は、教育委員として、その資格要件である人格の高潔性、教育、学術及び文化に対する識見を備えるべき義務を負うとともに、職務上の義務とりわけ政治的中立性を確保する義務を負う。

4 小括

教育委員会の独立性、教育委員の地位及び独立性、並びに教育長の地位及び権限については、以上のとおりであり、これらは、次に述べる中原教育長の発言の評価に関する前提事情として重要となる。

第2 中原教育長の発言について

1 立川委員の地位

立川委員は、教育委員として、法律上、高度の独立性・身分保障を受けている。また、立川委員は、同法4条4項が求める保護者教育委員でもあり、教育委員の中でも保護者としての立場で意見を述べることを法律上求められている。また、公募により選ばれた委員という意味でも、教育委員会制度の趣旨のうち前記③、すなわち、地方教育行政に対する地域住民の参加の意義から、その意見は尊重されなければならない。

2 中原教育長の発言についての評価

(1) 中原教育長の発言は、全体として、立川委員に自分の意見を述べる時間を与えず、立川委

員の意思を抑えつけて一方的に自らの意見が正当であることを主張し続けるものであって、威圧的と言わざるを得ない。このような態度は、立川委員にとってみれば屈辱的ともいえるものである。

立川委員は、中原教育長及び教育次長からの説得を考慮した上で答弁案を作成し、打ち合わせの場で修正することも考えて持参し説明しようとして臨んでいた。にもかかわらず、中原教育長はその説明を聞こうともせず、書面に気づきもしないまま発言を続け、ついには立川委員を泣き出させるに至ったのである。この経過からして、中原教育長の発言がいかに威圧的なものであったかを窺い知ることができるのである。

- (2) 中原教育長には、教育長として、答弁についての立川委員の意見を丁寧に聞き、その気持ちを真摯に受け止めた上で、その意を汲みつつ、自らの意見の理解を求め、立川委員の「答弁内容」について、できれば双方の理解が得られるよう努めることが期待されていた。

しかし、残念ながらそのような態度は見られなかった。中原教育長は、事実と異なる答弁を立川委員が議会ですることの「リスク」をできるだけ論理立てて明確に摘示するための発言であったと説明するのであるが、肝腎の立川委員が用意した答弁について思い致すことなく、一方的に立川委員に対し、反対意見を述べることの「リスク」を並べ立てることは、中原教育長の意見に従わなければどうなるかという威圧にほかならず、立川委員に対する精神的な攻撃となるものである。

- (3) 特に中原教育長の個別の発言のうち、まず、学級編成基準を35人以下とする条例案につき、保護者としての立場から反対の意見を述べないように繰り返し求めたことについては、保護者委員として公募により任命された立川委員の立場を尊重し、配慮する姿勢を欠いたものであった。

- (4) さらに、中原教育長による、知事が教育委員に任命してくれたとの発言や、罷免事由を指摘して自分が罷免のために知事に働きかけるような趣旨にとれる発言も、教育委員の独立性や身分保障に対する配慮が欠如し、教育長としての職分を超えたものである。

- (5) その他にも、「裏切り」「刺す」などの不穏当な用語を使うことによって相手方を威圧していることや、「単に言いたいだけ」、「目立ちたいだけでしょ」と見下したような発言、そして、「事務局の面々も事実を否定する答弁により生活が狂いかねない。事務局も許せないだろう。」との発言や損害賠償請求のために「訴える」との趣旨の発言、「課長が用意したとおりに発言すればいいんです」との発言も、教育委員に対する発言として適正な範囲を超えて威圧的であり、屈辱をとまなうもので、人格の高潔性が資質要件である教育委員としての品格にも関わる不適切な発言というべきである。

- (6) 中原教育長の以上のような威圧的、屈辱的な言動によって、事務局職員が同席する場で立川委員が受けた精神的な苦痛は相当なものであったことは容易に推測できるのである。

3 結 論

いうまでもなく、教育委員と教育長は、教育委員としては対等であり、教育委員は、教育委員会を通じて教育長を指揮監督する立場にある。

一方で、教育長は、教育委員会の権限に属するすべての事務を掌っており、事務局の職員の

任命に際しては教育長の推薦を要するほか、事務局の事務を統括して、所属の職員を指揮監督しているものであり、事務局のトップとして、大きな権限と、情報力、専門知識を有し、議事について助言する立場にある。したがって、一市民であり保護者委員である教育委員の立場からすれば、法的には対等とはいえ、教育委員会を一つの職場としてとらえれば、権限、情報力、知識等の総合的な面で、教育長は「事実上」優位な関係にあると言えなくはないのである。

このような中原教育長と立川委員の関係において、中原教育長の上記言動は、対等な関係に立っての「説得」とは到底評価できるものではなく、職場内での事実上の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、威圧的、屈辱的な言動によって、精神的苦痛を与えたものとして、パワーハラスメント⁵と認定されても決して不合理とはいえないものである。そして、パワーハラスメントであるか否かの点は差し置いても、教育長としての権限を逸脱し、教育委員としての品格にも関わる不適切な言動であったことは明らかである。

添 付 資 料

- 資料1 「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について」
- 資料2 「教育委員意見交換の概要（未定稿）」
- 資料3 各教育委員あて電子メールの本文
- 資料4 「立川メモ」（立川委員作成）
- 資料5 ヒアリング補足説明書（中原教育長作成）

⁵ 厚生労働省職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」（2012年3月）では、いわゆるパワハラ概念について、「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職場上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」と提示されている。

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について

【公立認定こども園における学級編制基準についての意見】

○今般、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、基礎自治体である市町村が主体となって取り組むことが定められた。

そうした中、今回新たに制定された幼保連携型認定こども園の学級編制基準については、これまで国の基準（35人以下）を“参酌”して定めるものとしていたものが、基準に“従い”定めるものと改正された。

また、幼保連携型認定こども園を市町村が設置、廃止等を行う場合は都道府県知事の認可ではなく届出と規定されたところ。（都道府県は市町村が設置するにあたって最低要件を定めるもの）

○一方、幼稚園の学級編制における1学級の子ども数について、現在、市町村は、市立幼稚園設置条例・市立幼稚園の管理運営に関する規則等により、国基準どおり35人以下の範囲で定めている。

○学級編制基準について、国基準では35人以下のところ、3歳児については25人以下とする、所謂、上乘せ条例を制定することは、利用者の利用可能性が縮小されたり、事業者にとっての参入の敷居が高くなる可能性を含んでいる。

併せて、上乘せ規制を必要とする特段の事情（子どもの生命・身体の安全性等）がなければならぬが、公立の幼保連携型認定こども園の設置については届出制となっている法改正の趣旨、大阪府が推進してきた地方分権の考え方及び待機児童の解消の趣旨に照らせば、公立認定こども園の1学級の子ども数については、住民に一番近い市町村が、地域の実情に応じて基準を設定することが望ましい。（今回、上乘せ条例を制定する積極的な理由は見当たらない）

教育委員意見交換の概要（未定稿）

日時：平成 26 年 9 月 19 日（金）12:00 頃～

議題：「認定子ども園条例」の改正について

出席者：全教育委員、教育監、教育次長、教育総務企画課長他

〔発言概要〕※本概要は、出席者の記憶を基に作成したものであり、テープおこしではない。

○中原教育長

- ・ 35 人は、国が税金を使って、時間とお金をかけて調査した数字。
- ・ 「参酌して」から「従い」に変更
- ・ 25 人とすると、入れない園児がでる可能性が将来生ずる。市町村を縛ることに、正当な理由がない。
- ・ 25 人と 35 人だったら、大けがをした等の事例もない、安全性に大きな違いがでるといことも他部局から伺っていない。
- ・ 25 人がよいという客観的・説得的な根拠は示されていない。事務局員に聞いても、納得のいく根拠は出てこなかった。
- ・ 職員配置基準では、20 人に 1 人の職員がつくことになっている。
- ・ 教育委員会としては国基準の 35 人のままで良いという事を、知事に意見するかどうかの相談。市町村の判断で 25 人も可能なので、裁量を広げるという点で合理性があろう。
- ・ これまでなら知事部局と違う意見は言わなかったが、やはりわざわざ意見を求められているので、しっかり教委として判断し、自分の意見を述べるべき。現に事務局の有望な若手職員も頭から「知事部局に合わせればそれでよい」と思っている状況なので、これまでのやり方を変えるためにも知事に自分達の意見を言うべきだと思う。意見照会への回答であり、知事の意見と異なっても問題はなく、議会サイドから言われても十分に対応できると思う。
- ・ こんな重要なことが、これまでがそうだったということで、まだ副知事までしか情報が行っておらず、知事が知らない様子である。この段階で教育委員会に意見が求められている。このような教育委員会や知事部局のやり方に一石投じたい。

○小河委員

- ・ 教育的には 35 人と 25 人を比べると 25 人の方が良いのは明確である。

○立川委員

- ・ 知事がまだ知らないとか、手続き上のプロセスに問題があるのはわかったが、私は 3 歳の子を持つ母として、1 クラスの子どもの数は、25 人以下で願います。

○中原教育長

- ・市町村の裁量を25人以下に拘束するのであれば、その根拠を議会や市町村に示さねばなりません。説明できますか？

○立川委員

- ・いいですよ（小さな声）。

○中原教育長

- ・責任を持って25人限度で拘束すると言えるのか。25人がダメと言っているのではない。市町村が選べる幅を広げる。25人が良い市町村は25人にもできる。待機児童が多くて1学級あたりを増やしたいなら、それも可能にするということ。
- ・35人の国基準に対して、25人と縛りをきつくして上乘せ条例にするまでの納得のいく根拠がないのではないか。

○小河委員

- ・今、委員会が終わったばかり。そのあと突然あつめられてこの議論。なぜこんなに時間の無い中で議論することになったのか。

○中原教育長

- ・我々も最近聞いたばかり。

○井上委員

- ・人数について議論しても仕方ないのでは。どうして25人なのか。私は5人でいい。そういう議論になる。今は、25人か35人か話しているのではない。市町村の裁量に委ねるかどうか、25人以下に縛ることについて、知事に意見を言うかどうかという事を話し合っている。
- ・知事とは違った意見を言う事のリスクはどうか。それでリスクが大きくなるなら、あえてこのタイミングで言わなくても良いのではないか。

○橋本次長

- ・知事の提案と違う意見を教育委員会が出すのであれば、それなりの根拠がいる。これまでそのような事例がないので、知事提案と違う意見であれば慎重にしなければならない。
- ・議会からは、理事者間でよく意見を調整してから議案を出すべきと指摘される。

○小河委員

- ・もう少し時間をかけ資料をもらって論議すべきではないか。

○中原教育長

- ・この後すぐに知事と府民文化部との話し合いがあり、そこで教育委員会として意見を述べることになっている。
- ・知事と違った意見を言うことについてのリスクはあまりないと思う。知事が知らない様子でもあるわけで。ここで言わなければ意味がない。自分としては言うべきだと思う。結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき。異なる意見が付されていても、しっかり議会で議論していただき、最後は議会が決議するのが民主主義。
- ・府教委は後回しで軽んじられている上に、どうせ行政はこんなものだと事務局の若手職員もそういう手法に慣れてしまう。
- ・今までの役所のやり方を変えるために職をかけている。

○小河委員

- ・中原教育長のいうことが全部正しいなら論理的には教育長の言う提案の通りになる。

○陰山委員長

- ・教育長がそこまで言うなら、その通りにやってみればいいのではないか。教育長に任せる。

○中原教育長

- ・では、これから知事に意見を言って、知事が35人以下といえれば異議なしとしてそのまま手続きを進めるが、25人以下と仰ったときは皆さんにご報告しつつ教育委員会としてこの意見を付ける方向で進める。それでよろしいか。

○事務局職員確認

(挙手採決は取らず、他の教育委員の発言なし)

大井 孝志

差出人: 大井 孝志
送信日時: 2014年9月19日金曜日 17:49
宛先: '陰山ラホ'; '小河委員'; '立川委員'; '木村委員'; '井上委員'
CC: 朝倉 一郎
件名: FW: 認定こども園に係る条例についてのご報告について

教育委員の皆さま

教育総務企画課 大井です。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

本日の教育委員意見交換でご相談させていただきました
認定こども園に係る条例につきまして、
ご報告させていただきます。

知事に教育委員会としての意見をお伝えしたところ、
学級編制については、市町村立及び私立とも
「全て35人以下」とすることで知事のご判断をいただきました。

今後の予定ですが、
来週からパブリックコメントを実施し、
9月前半議会に追加提案（10/8 頃を予定）したいと
考えております。

なお、
追加提案にあたり知事からの意見照会がありますが、
教育委員会会議を開催する暇がないことから、
教育長専決とさせていただきたく存じますので、
ご了承くださいませようお願いいたします。

大阪府教育委員会事務局
教育総務企画課 総務グループ
大井 孝志
電話（代表）06-6941-0351（内線 6050）
（直通）06-6944-6050
FAX 06-6944-6884
E-mail: Oita@mbox.pref.osaka.lg.jp

10月21日 知事質問 直前 12:00~12:30

出席：教育長、次長、見浪課長、立川 *委員会室にて

立川

「私は委員である前に、3歳児の母、当事者として、より少人数が理想だと思っている。答弁を否定するつもりはないし、嘘は言えない」

いつものとおり、途中で遮られ、

教育長、立川への発言（順不同） 以下のとおり-----

「何を言ってるんですか。

母親とか、理想的とか、教育委員なんだから、個人の意見を披露する場ではない。課長が用意した通りに言えば、いいんです。

共産党に利用されるだけ。一緒にされますよ。良いんですか？

25人以下とか、少人数とか、タイミングが悪すぎる(繰り返し)。

僕の答弁や課長が嘘ついていたことになってしまう。

議会は紛糾して、野党はほら見てみると、大混乱する。

単に言いたいだけでしょ。目立ちたいだけでしょ。

単なる、自己満足でしょ。

知事は、色んなことを全てわかった上で、決断したんです。

立川さんなんかは何か言っても何も変わりませんよ。

例えば、安部総理が集団的自衛権 を言ってるのに、その内閣の大臣
が全く違うことを言うのと同じこと。裏切り。

すべて組織で動いてるんです、同じチームでしょ。裏切るんですか？

共産党と一緒に、後ろから知事を刺しに行くようなもの、

何のために そんなこと言うのか。

(子どものため と言ったら、)

え??何を言ってるんですか。

誰のおかげで、教育委員でいられるのか、誰のおかげかって。大きな
権限、こんな地位を与えられているのか、他でもない知事でしょ。

その知事をいきなり刺すんですか。知事だけではない、

今、進んでいる施策も全部、無茶苦茶になる。台無しになる。

ここにいる、課長や次長の首も、とぶ。いいんですか？

この人たちの、無茶苦茶にする、責任を持てるのか。

僕も不信任、自分もやってられない、辞める、自分のキャリアに傷が
つく。損害賠償請求、告訴します。

教育委員会事務局の全員を敵に回すだけ、もう信頼されませんよ

それでなくても、前から朝倉さんや事務局に、偉そうにしているの
に。わかんないんですか？

そんなこともわからない人とは思わなかった(繰り返し)

もう、何言ってもダメ？ 罷免要求だしますよ、

(何度も)議会終わってから、知事が市町村に少人数をお願いしますよ

と、いうことはできますよ

知事に時間つくってもらってから、その思いを伝えたらいいですよ。

だから、議会でいうのはやめてください。(首をたてにふらず、困惑する) 時間もないし、なんだか、バカらしくなってきた、どうする

んですか」

平成 26 年 12 月 3 日

第三者委員会御中

大阪府教育長 中原 徹

ヒアリング補足説明書

平成 26 年 12 月 3 日に行われますヒアリングにつき、下記のとおり補足説明書を提出させていただきます。

1. 平成 26 年 9 月 19 日の教育委員による意思確認事実
(「認定こども園条例」改正にかかる教育委員会としての意思確認は平成 26 年 9 月 19 日になされ、このことは E メールにて明確に再確認されている)

全教育委員が出席した平成 26 年 9 月 19 日正午からの意見交換会において、「認定こども園条例改正に当たり、大阪府内の市町村立認定こども園の三歳児の学級人数につき、教育委員会の意見として『国基準の 35 人以下とし、個別の人数については各市町村に委ねる』こと」が確認されました(別添①/「教育委員意見交換の概要」と題する文書)。

同日夕刻、事務局職員大井氏から教育長を除く全教育委員に対し、(i)上記のように確認された教育委員会の意思決定と同じ内容の判断を知事がするに至ったこと、(ii)本件に関する条例の追加提案が同年 10 月 8 日ころ行われること、および(iii)同追加提案に関する知事から教育委員会に対する意見照会について別途教育委員会会議を開催せず、教育長が専決することがそれぞれ E メールにて知らされました(別添②/大井氏から教育委員への E メール)。実際に同年 10 月 8 日、教育長が、その旨意見照会に対して回答しました。この間、上記 E メールに対し、異議・疑義・疑問を含め、何らかの見解を表明した教育委員は皆無でした。

2. 立川委員による事実に反する答弁の意向表明
(9 月 19 日の意思決定にもかかわらず、立川委員のみ、かかる意思決定事実を否認する意向を表明し、事務局職員や他の教育委員の説明にも応じることはなかった)

平成 26 年 9 月 25 日から開催された大阪府議会において、上記の「認定こども園条例」改正につき、野党から異論が出され、同年 10 月 15 日および 17 日に開催された府議会(教育常任委員会)においても、上記改正に対し、野党から教育委員会に質問がなされ、反対意見が表明されました。また、この日の府議会の終了後、共産党から、同党が教育委員に対して「認定こども園条例」改正に関する質問を同月 21 日に予定されている教育常任委員会(知事質問)において行う可能性が示唆されました。

これを受け、同月 17 日の府議会終了後、教育長を除く全教育委員が意見交換会を開催し、「9 月 19 日の意思決定」の事実の存在につき確認を行ったものの、立川委員のみ、かかる事実の存在を認めず、「週末の間考えたい」との返事をされました（別添③/『認定こども園条例』改正に係るこれまでの経緯」と題する文書）。

週末を経た 10 月 20 日、橋本次長が立川委員に意向を確認しますが、「9 月 19 日の意思決定の際に、自身は反対の意向を有しており、了解はしていない。35 人以下には反対で、25 人以下が正しいと当時からいまでも思っているのでそう答弁したい」旨の意向が示されました。

同日午後 7 時ころからの約 10 分から 15 分程度、教育長が立川委員に電話をかけ、「9 月 19 日の意思決定」が全員一致でなされたことは事実であるので、事実を否定するような答弁は控えていただきたい旨を伝えますが立川氏は了承をされませんでした。この間、教育長から立川委員に対し、「9 月 19 日の意思決定」事実の詳細な経緯、および事実と反する答弁がどのような悪影響を及ぼすかにつき説明するも理解はされませんでした。

3. 10 月 21 日の教育長と立川委員の打ち合わせ

打ち合わせの時間は 21 日の 12 時からおよそ 30 分程度と記憶しています。この 30 分の前半では、9 月 19 日の意思決定の事実につき教育長から立川氏に対して再度説明を施すも、立川委員と意見の一致を見ることはありませんでした。その際、以下のようなやり取りが数回繰り返されました。

中原教育長：

「立川さん、今回の答弁のポイントは、事実行為としての了解の有無です。つまり、25 人がいいのか、35 人がいいのか、具体的な人数の適否の問題ではなく、35 人以下の範囲内で市町村に裁量権を渡すか否かです。それを我々教育委員全員で、裁量権を渡すことで了解し、知事に意見具申しました。その了解事実が（課長が用意した）答弁に書かれていますので、この質問に対してはこの答弁のとおりであると思います。ですから、いまのタイミングで、『自分は了解したつもりはなかった』『自分は（了解当時から）少人数の方がいいと思っていた』ということはありません」

立川委員：

「9 月 19 日の意思決定の際に、自身は反対の意向を有しており、了解はしていない。35 人以下には反対で、25 人以下が正しいと当時からいまでも思っているのでそう答弁したい」

中原教育長：

「この答弁のポイントはまずは事実行為の確認です。9月19日の意思決定が当時全員一致でなされたことであり、いまのご意見ではなく、当時の“事実”です」

立川委員：

「35人以下ではなく、25人以下が正しいといまでも思っている。三歳の子を持つ母親としてそう言いたい」

上記のような会話が何度か繰り返され、立川委員において「過去の事実」と「現在の意見」の区別がついておられないことに頭を悩ませました。時折、「9月19日の意見交換会の最後に自分は反対意見を言わなかったので、自分も了解したととられるのは仕方がない」との趣旨の発言をされたので、過去の事実と現在の意見とを区別されたのかと思われる場面もありましたが、結局は「35人以下には反対で、25人以下が正しいと当時からいまでも思っているのでそう答弁したい」との結論になってしまいました。この段階に至ってしまっている以上、残された時間で私（教育長）にできることは、「事実と異なる答弁を立川氏が議会ですることのリスクをできるだけ論理立てて明確に摘示する」ことだけだと判断しました。以下は、私の記憶に基づく私の発言です（前日の電話での私の発言と重複している箇所もあるかも知れません）。立川委員は、途中で「教育長は議会で教育委員“全員”の合意と言いましたか？」「3歳の子を持つ親として言わねばならない」「やっぱり25人以下が正しいといまでも思っている。」というような発言をされましたが、私から立川委員への「リスクの摘示」が中心でした。

中原教育長：

「どうして、立川さんや僕（中原）がこうして府民の前で答弁する機会が与えられるかというと、単にいち個人としてたまたま府民の代表として答弁しているのではなく、知事から任命された教育委員だからです。そしてその教育委員が教育委員会を組織しており、その教育委員会の意見が知事に具申されたのが本件です。」

「教育委員会というチームとして意思決定をしたのだから、その意思決定事実自体を否定するような発言をすることは組織としてありえなくなります」

「一旦意思決定されたのだから、あとは知事がそれを基に（条例）案を出し、それを議会が決めます。そもそも今回の件は教育委員会の決定事項ではなく、意見具申に過ぎませんので、立川さんや僕のいまの段階のご意見が（手続上）結論を左右することはありません」

「ここまで言っても、『意思決定を否定するようなことを言っても25人以下を主張し

たい』ということであれば、それは立川さんの自己満足、目立ちたいから、ということになってしまいます」

「例えば、安倍内閣が集団的自衛権につき閣議決定したのに、閣僚がそういう決定はしていないかと否定するような大事態になります」

「もし、それでも意思決定を否定されてしまうと、すでに議会で僕や課長が『教育委員“全員”の合意を得て』と答弁していることが虚偽答弁ということになり、これは大変な事態になります」

「意思決定がされていないということは、教育委員会が知事に出した意見具申も無効になり、条例自体も無効になってしまいます。そうすると、条例案を出した知事に飛んでもない迷惑がかかることになります。チームで決めたことをひっくり返して事実と異なることで知事にそのような迷惑をかけることは、任命してくれた知事に対する裏切りになります」

「質問する共産党は喜んで知事を追及するでしょうし、立川さんが(前日の電話で)『一緒にされたくない』といていた共産党と一緒にされてしまいます。事実と異なることで、知事を後ろから刺すようなことは許されないと思います。当然、野党も大騒ぎになるでしょう」

「こんな答弁のねつ造ということが(真実に反して)起きてしまうと、これまでの答弁もどうだったのか、これまでの意思決定もどうだったのかということになり、これまでの施策、今進めている施策も否定されかねません」

「答弁をねつ造したということは、僕には不信任が出されるでしょうし、ここにいる課長や次長の首もとんでしまうでしょう」

「僕は事実行為の確認として、立川さんの了解行為を事務局職員らから確認しています。他の教育委員も金曜日にそのことを確認しています。立川さんならお分かりになるはずです。すぐに理解される方ではないですか？」

「事務局の面々も、生活をかけて毎日働いています。事実を否定する答弁で、生活が狂いかねません。そんな事態になれば、事務局員も許せないでしょう。前々から朝倉さんなど、事務局員に対する態度が偉そうでしたと言われていたのですが、もっと毎日真面目に働いている事務局員のことも考えてあげてください」

「僕についても、不信任が出され、職を追われるでしょう。そうなれば、僕は名誉棄損を受けて辞めることになる。そこまでになってしまえば、僕も生活がかかっていますので、法的手段を取らざるを得なくなります」

「僕が虚偽答弁をしたとなれば、教育委員として罷免事由になるでしょうから、僕としては潔白を証明しないといけなくなります。そうなると僕か立川さんのどちらかが虚偽答弁をしたということになります。嘘をついた方が罷免されるおそれがあります。僕としては立川さんの罷免事由として動かなくてはなりません」

「議会の答弁が嘘になるわけですから。事実を否定しないでください。立川さんなら分かってもらえるでしょう？」

「もし、どうしても『市町村に裁量を与えずに少人数にすべきだ』というご意見を伝えたいのであれば、(条例案の)最終意思決定権者は知事ですから、知事に別途お時間を取っていただくようにお願いしますので、そこでお気持ちを伝えられたらいかがでしょうか？あくまでも条例案の意思決定権者は知事ですから、そちらの方が意味があると思います。」

「ここまで言ってもご理解いただけないなら、もう結構です。僕も説明し疲れました。もうお好きになさってください。」

この後、しばらく沈黙があり、立川委員が「分かりました」と答えられました。

《上記の打ち合わせに関する要旨》

- (1) 教育委員と教育長は、独立して議決権を持つ対等な関係にあり、上下関係にはありません。教育長を除く教育委員には教育長に対する懲戒権がありますが、教育長から教育委員に対しては、懲戒権はありません。
- (2) 立川氏が女性であることで差別するような言動を取ったことは一度もありませんし、そのような思いを持ったこともありません。
- (3) 立川氏に対して、「～しろ」「お前」などと命令口調で話した事実はありませんし、乱暴な言葉や侮辱的な言葉で罵るなどの事実も全くありません。勿論、立川氏の人格を攻撃したり、気持ちを傷つける動機も目的もありません。他の事務職員や教育委員が説明してもご理解いただけなかったことを、リスクや悪影響をお示しすることでご理解いただきたいという気持ちでしかありませんでした。

- (4) 立川氏がまとめたメモでは、会話の一部、特に私が説明した「理由と結論」の結論だけが列挙されていたり、私の記憶にない発言が記載されているので、異論がありました。私は、各発言において、「理由」と「結論」を連動させて示すことにより、「事実と反する答弁をすることのリスク」をできるだけ論理立てて明確にひとつひとつ示すようにしました。根拠もなくリスクを示すのは不合理ですので逐一根拠を示すようにしました。
- (5) 私の本件に対する総括は、すでに記者会見でも明らかにしておりますように「(法的な因果関係は別としても)立川氏の気持ちを傷つけてしまったこと、巨大な公的な行政組織の事務局を預かる者として、こういった形で府民の皆さんにご迷惑をおかけしたことについては改善の余地があり、反省している。ただし、判例等に照らしても、違法なパワーハラスメント行為であるとは考えていない」というものです。ですから、立川氏に対しては人として謝罪致しましたし、今後は、教育長として相手に応じて言い方に気を配る(法廷や交渉ではなく、チームメートとの議論であるのだから、一気に理詰めで主張するのではなく、相手の反応を見ながら落ち着いて丁寧に進めるべき)などの改善が必要であると自分自身反省しております。一方で、他の事務職員や教育委員の説明にもかかわらず、立川氏が事実と異なる答弁をなさろうとしており、このことが重大な悪影響を及ぼしていたであろうことも事実であり、これを防ぐために様々なリスクを明示しなければならないという状況がありました。仮に私の主張に誤りがあったり、リスクの指摘が間違っていたのであれば、同じ教育委員という立場である立川氏からも大いに反論していただきたかった場であったと認識しております。法的な観点からすれば議論の範囲であり、判例等に照らしても、違法なパワーハラスメントを構成する行為ではないと考えております。

教育委員意見交換の概要（未定稿）

日時：平成26年9月19日（金）12:00頃～

議題：「認定子ども園条例」の改正について

出席者：全教育委員、教育監、教育次長、教育総務企画課長、小中学校課長他

〔発言概要〕 ※本概要は、出席者の記憶を基に作成したものであり、テープおこしではない。

○中原教育長

- ・35人は、国が税金を使って、時間とお金をかけて調査した数字。
- ・「参酌して」から「従い」に変更
- ・25人とする、入れない園児がでる可能性が将来生ずる。市町村を縛ることに、正当な理由がない。
- ・25人と35人だったら、大けがをした等の事例もない、安全性に大きな違いがでるといことも他部局から伺っていない。
- ・25人がよいという客観的・説得的な根拠は示されていない。事務局員に聞いても、納得のいく根拠は出てこなかった。
- ・職員配置基準では、20人に1人の職員がつくことになっている。
- ・教育委員会としては国基準の35人のままで良いという事を、知事に意見するかどうかの相談。市町村の判断で25人も可能なので、裁量を広げるという点で合理性がある。
- ・これまでなら知事部局と違う意見は言わなかったが、やはりわざわざ意見を求められているので、しっかり教委として判断し、自分の意見を述べるべき。現に事務局の有望な若手職員も頭から「知事部局に合わせればそれでよい」と思ってしまう状況なので、これまでのやり方を変えるためにも知事に自分達の意見を言うべきだと思う。意見照会への回答であり、知事の意見と異なっても問題はなく、議会サイドから言われても十分に対応できると思う。
- ・こんな重要なことが、これまでがそうだったということで、まだ副知事までしか情報が行っておらず、知事が知らない様子である。この段階で教育委員会に意見が求められている。このような教育委員会や知事部局のやり方に一石投じたい。

○小河委員

- ・教育的には35人と25人を比べると25人の方が良いのは明確である。

○立川委員

- ・知事がまだ知らないとか、手続き上のプロセスに問題があるのはわかったが、私は3歳の子を持つ母として、1クラスの子どもの数は、25人以下で願います。

○中原教育長

- ・市町村の裁量を25人以下に拘束するのであれば、その根拠を議会や市町村に示さねばなりません。説明できますか？

○立川委員

- ・いいですよ（小さな声）。

○中原教育長

- ・責任を持って25人限度で拘束すると言えるのか。25人がダメと言っているのではない。市町村が選べる幅を広げる。25人が良い市町村は25人にもできる。待機児童が多くて1学級あたりを増やしたいなら、それも可能にするということ。
- ・35人の国基準に対して、25人と縛りをきつくして上乘せ条例にするまでの納得のいく根拠がないのではないか。

○小河委員

- ・今、委員会が終わったばかり。そのあと突然あつめられてこの議論。なぜこんなに時間の無い中で議論することになったのか。

○中原教育長

- ・我々も最近聞いたばかり。

○井上委員

- ・人数について議論しても仕方ないのでは。どうして25人なのか。私は5人でいい。そういう議論になる。今は、25人か35人かを話しているのではない。市町村の裁量に委ねるかどうか、25人以下に縛ることについて、知事に意見を言うかどうかという事を話し合っている。
- ・知事とは違った意見を言う事のリスクはどうなのか。それでリスクが大きくなるなら、あえてこのタイミングで言わなくても良いのではないか。

○橋本次長

- ・知事の提案と違う意見を教育委員会が出すのであれば、それなりの根拠がいる。これまでそのような事例がないので、知事提案と違う意見であれば慎重にしなければならない。
- ・議会からは、理事者間でよく意見を調整してから議案を出すべきと指摘される。

○小河委員

- ・もう少し時間をかけ資料をもらって論議すべきではないか。

○中原教育長

- ・この後すぐに知事と府民文化部との話し合いがあり、そこで教育委員会として意見を述べることになっている。
- ・知事と違った意見を言うことについてのリスクはあまりないと思う。知事が知らない様子でもあるわけで。ここで言わなければ意味がない。自分としては言うべきだと思う。結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき。異なる意見が付されていても、しっかり議会で議論していただき、最後は議会の決議するのが民主主義。
- ・府教委は後回しで軽んじられている上に、どうせ行政はこんなものだと事務局の若手職員もそういう手法に慣れてしまう。
- ・今までの役所のやり方を変えるために職をかけている。

○小河委員

- ・中原教育長のいうことが全部正しいなら論理的には教育長の言う提案の通りになる。

○陰山委員長

- ・教育長がそこまで言うなら、その通りにやってみればいいのではないか。教育長に任せる。

○中原教育長

- ・では、これから知事に意見を言って、知事が35人以下とさえ異議なしとしてそのまま手続きを進めるが、25人以下と仰ったときは皆さんにご報告しつつ教育委員会としてこの意見を付ける方向で進める。それでよろしいか。

○事務局職員確認

- (挙手採決は取らず、他の教育委員の発言なし)

大井 孝志

差出人: 大井 孝志
送信日時: 2014年9月19日金曜日 17:49
宛先: '陰山ラホ'; '小河委員'; '立川委員'; '木村委員'; '井上委員'
CC: 朝倉 一郎
件名: FW: 認定こども園に係る条例についてのご報告について

教育委員の皆さま

教育総務企画課 大井です。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

本日の教育委員意見交換でご相談させていただきました
認定こども園に係る条例につきまして、
ご報告させていただきます。

知事に教育委員会としての意見をお伝えしたところ、
学級編制については、市町村立及び私立とも
「全て35人以下」とすることで知事のご判断をいただきました。

今後の予定ですが、
来週からパブリックコメントを実施し、
9月前半議会に追加提案（10/8頃を予定）したいと
考えております。

なお、
追加提案にあたり知事からの意見照会がありますが、
教育委員会会議を開催する暇がないことから、
教育長専決とさせていただきたく存じますので、
ご了承くださいませようお願いいたします。

大阪府教育委員会事務局
教育総務企画課 総務グループ
大井 孝志
電話（代表）06-6941-0351（内線 6050）
（直通）06-6944-6050
FAX 06-6944-6884
E-mail: Oita@mbox.pref.osaka.lg.jp

「認定こども園条例」改正に係るこれまでの経緯

別添③

<p>9/3(水)</p>	<p><u>事務局員から教育長へ初めて、「認定こども園条例」改正の内容を説明</u> 【出席者：教育長、小中学校課長、事務局員】 (教育長コメント) ・条例に対する教育委員会の関わりや、認定こども園の法的位置づけの説明が不十分であり、判断できない。</p>
<p>9/4(木)～9/8(月)</p>	<p><u>担当課が教育長の指摘事項及び学級編制基準について調査</u> ⇒府民文化部から回答あり</p>
<p>9/9(火)</p>	<p><u>教育長に、前回の指摘事項及び条例改正の内容について説明</u> 【出席者：教育長、事務局員】 (教育長コメント) ・条例に対する教育委員会の関わりや、認定こども園の法的位置づけについては理解。 ・国基準を超える府独自基準(上乘せ条例)の設定に際しては、客観的・説得的な根拠が必要。 ・根拠が示されない場合は、25人以上を否定する理由が見当たらないので、上乘せ条例を設定するのではなく、市町村の判断に委ねるべきではないか。</p>
<p>9/10(水)</p>	<p><u>教育長に、「3歳児の学級編制を25人以下」とする根拠について説明</u> 【出席者：教育長、教育次長、事務局員】 (教育長コメント) ・教育委員会所管の公立幼稚園について、「国基準に上乘せをする根拠に乏しく、市町村立幼稚園利用者の利用可能性が将来縮小される等のリスクがある」旨の意見を付すことを条件に、知事部局の起案に対する合議を承認することを事務局案として了解。</p>
<p>9/12(金)</p>	<p><u>教育長に条例案の合議に付する教育委員会としての意見を相談</u> 【出席者：教育長、教育次長、事務局員】 (教育長コメント) ・学級編制基準において25人以下の例外を認める理由が、「年度当初の学級編制時から園児が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合」と、「園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること」となっており、これらは、国を上回る府独自基準の理由が「生命・身体の安全」や「最低限の教育・保育の質」の確保ではないと理解できる。 ・「35人がよい」、「論証がないから国基準にすべき」と言っているのでは</p>

	<p>なく、府内市町村それぞれで実情が異なることから、各市町村が判断すべきもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案の学級編制基準を「25人以下」とするか「35人以下」とするか、教委の意見に関わらず、決定権者は知事部局なので、最終的には小西副知事と植田副知事の判断に任せることになる。
9/17(水)午前	<p><u>小西副知事に3歳児の学級編制基準について相談</u></p> <p>【出席者:小西副知事、府民文化部長、私学・大学課長、教育総務企画課長他】</p> <p>(小西副知事コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園の1クラスの園児数は現状25人以下なので迷惑がかかることはない。「25人以下」とする。
9/17(水)午後	<p><u>教育長に小西副知事への相談結果を報告</u></p> <p>【出席者:教育長、教育総務企画課長】</p> <p>(教育長コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「25人以下」という知事部局の判断を了承。ただし、知事からの意見照会に対しては、教育委員会としての考えを残しておくため意見を述べる予定。
9/18(木)午前	<p><u>「3歳児の学級編制を25人以下」とする条例案について意見照会があれば、教育委員会としての意見を付す予定である旨を小西副知事に説明</u></p> <p>【出席者:小西副知事、教育総務企画課長他】</p> <p>(小西副知事コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会としての意見は言ってもらってよい。 ・明日、知事にこの間の経過等について説明する。
9/18(木)午後	<p><u>小西副知事と教育長が電話で協議</u></p> <p>(教育長コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会としての意見は、知事のご意見・ご判断を待つて出したい。
9/19(金)12:00頃	<p><u>教育長から教育委員に条例改正の内容を説明(教育委員意見交換)</u></p> <p>【出席者:全教育委員、教育監、教育次長、教育総務企画課長他】</p> <p>⇒教育長から、学級編制基準について本日午後に知事の判断を仰ぎ、知事が学級編制基準を「25人以下」とすると判断した場合は、知事からの意見照会に対し、「公立の認定こども園の学級編制基準は、住民に一番近い市町村が地域の実情に応じて設定することが望ましい」との意見を付したいことを説明し、教育委員の了承を得る。</p>
9/19(金)13:00	<p><u>知事に条例改正の内容を説明</u></p> <p>【出席者:知事、小西副知事、植田副知事、教育長、教育次長、私学・大学課長他】</p>

	(知事コメント) ・公私とも3～5歳児の学級編制は「35人以下」とする。
9/19(金)夕刻	<u>全教育委員に知事説明の結果及び今後の予定を電子メールで報告</u> (報告要旨) ・知事の判断は、学級編制基準について公私とも「35人以下」とする。 ・来週からパブリックコメントを実施し、9月議会(前半)(10/8頃予定)に追加提案したい。 ・追加提案に当たり知事からの意見照会があるが、教育委員会会議を開催する暇がないことから、教育長専決をさせていただきたい。
9/22(月)～10/1(水)	パブリックコメント実施
10/8(水)	<u>条例改正について、知事から教育委員会に対する意見照会</u> ⇒9/19教育委員意見交換における全教育委員の合意を踏まえ、「異議がない」旨を回答。
10/9(木)	条例案追加提案
10/15(水)、17(金)	教育常任委員会
10/17(金)夕刻	<u>知事質問(想定)について教育長を除く教育委員で打ち合わせ</u> 【出席者:教育長を除く全教育委員、教育次長、教育総務企画課長】 ⇒9/19教育委員意見交換での合意について確認。立川委員のみ、「週末に考えたい」ということで留保。その旨、次長が教育長に報告。
10/20(月)	<u>次長が立川委員に電話で再度確認</u> ⇒立川委員の思いは変わらず。その旨、次長が教育長に報告。
10/21(火)12:00	<u>立川委員と教育長の答弁の打ち合わせ</u> 【出席者:立川委員、教育長、教育次長、教育総務企画課長】 ※この件について、立川委員が10/29の教育委員会会議においてメモを配布。
10/21(火)13:30	教育常任委員会(知事質問)
10/24(金)	<u>条例改正について、知事からの教育委員会に対する意見照会</u> ⇒知事が学級編制基準を「35人以下」とする条例案を撤回。そして、学級編制基準を「25人以下」とする条例案を新たに提案することについての意見照会。 ⇒知事への回答期限が10/27(月)午前中であることから、教育長が代決を行うにあたり、教育委員に賛否を確認する電子メールを同日夕刻に送付。
10/27(月)午前	<u>事務局において、全教育委員に意見照会の賛否を電話で確認</u> ⇒全教育委員、異議なし。

10/27(月)午前	知事からの意見照会に対し、全教育委員の確認を踏まえ、教育長の代決により、「異議がない」旨を回答
10/29(水)13:30	教育委員会会議 【出席者:全教育委員、教育監、教育次長、教育センター所長他】 ⇒立川委員が10/21の教育長との打ち合わせ内容のメモを配布。 ⇒小河委員が、第三者機関で調査してほしい旨を要望。これに対し、陰山委員長は、次回以降議論したいと発言し閉会。
10/29(水)18:00	教育長記者会見
10/30(木)11:30頃	教育長が立川委員に改めて謝罪 【立会い:教育監、教育次長】
10/30(木)15:30	教育長記者会見
11/7(金)18:00	教育委員会会議 【出席者:陰山委員長、小河委員、井上委員、教育監、教育次長他】 ⇒以下の項目について調査を実施すること、そして、調査に当たっては、複数の弁護士等の第三者に協力をいただくことを決定。 1 立川委員から指摘のあった中原教育長の発言の事実確認について 2 「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例一部改正」に係る教育委員会としての意思決定プロセスについて 3 小河委員長職務代理者から指摘のあった中原教育長から教育委員会事務局職員への発言の事実確認について ※第三者については、現在、大阪弁護士会に人選を依頼中。
11/21(金)午前	教育委員会会議(予定)

調 査 報 告 書 (第 2 次)

大阪府教育委員会

委員長 陰 山 英 男 殿

2015年(平成27年)2月16日

認定こども園条例改正に係る事実関係等調査チーム

調査員(主査) 弁護士 福 原 哲 晃

調査員 弁護士 桑 山 齊

同 弁護士 高 村 至

当調査チームが貴委員会より委嘱を受けて実施した調査(第2次調査)の結果について、以下のとおりご報告申し上げます。

第1章 第2次調査の実施

第1 調査事項

第2次調査(以下、「本件調査」という。)は、貴委員会から委嘱された調査事項のうちの下記事項(以下、「本件調査事項」という。)について実施した。

記

「小河勝委員長職務代理者から指摘のあった中原徹教育長から教育委員会事務局職員等に対する発言の事実確認について」

第2 調査方法

1 貴委員会教育委員による第1次ヒアリング調査の実施

- (1) 本件調査事項に関して当事者的関係にない貴委員会の教育委員において、平成26年11月下旬ころに、数回に分けて、事務局職員等に対する第1次ヒアリング調査がなされ、併せて当調査チームに対する情報提供についての意思確認も行われた。
- (2) ヒアリングされた職員等の数は5名であり、その人選は教育委員の判断に基づくものである。
- (3) 教育委員によるヒアリング調査は、当調査チームに対する情報提供を主眼とするものであり、中原徹教育長(以下、「教育長」という。)から職員等に対し、心理的な負担を伴う発言があったかどうか、あるいは見聞したかどうか等についての事実を職員等から聴取し、聴

取した事実を、当調査チームに評価を加えることなく事実情報として提供することを基本姿勢とし、実施された。

(4) 教育委員によるヒアリング調査の結果は、個別にその概略が当調査チームに報告された。

また、併せて、ヒアリングを受けた職員等のいずれも、聴取内容について当調査チームに情報提供することに異存を示さなかったことも報告された。

(5) 前項の報告によれば、調査に応じた職員等のいずれもが、濃淡に違いはあるが、教育長から、心理的な負担を伴う発言を受けた事実があることを認め、個々に発言内容を具体的に指摘している。

ただ、その全員が、大阪府に設けられている「パワーハラスメント相談」窓口への申立ては行っていない。

そして、第三者調査チームにヒアリング内容を提供することについては、情報管理の徹底を条件として全員異存がないこと、及び、同調査チームの調査に対しても、自分の方から積極的に求める意思はないが、要請があれば協力する、との意思が示されていた。

2 当調査チームによる調査

当調査チームは、教育委員による前記ヒアリング調査の結果を引継ぎ、教育委員による第1次ヒアリング実施対象職員等5名(A, B, C, D, Eの各氏)に対し、教育長から受けた発言の内容ならびに状況について順次ヒアリングを行うとともに、これら発言がなされた場所に同席しあるいは立ち会った職員の中から6名(以下、「同席職員」という。)を選んでヒアリングを行った。

併せて、教育長に対してもヒアリングを行った。

3 調査対象者保護の要請

上記のとおり、今回の調査対象となった職員等は、教育長から受けた発言等について、いずれもその当時、大阪府の相談窓口に対して申立てを行っていない。今回調査対象となったのは、自らがその対象となることを申告したのではなく、以下に述べるとおり、教育長が発言等をした場所に他の職員が複数同席し、あるいは立ち会っていた等の事情から、その事実が職場内に直接、間接に伝わっていたという背景事情があり、教育委員が独自の情報の下に協力を要請する形で調査が実現したものである。

ちなみに、調査対象者が発言を受けた当時に相談窓口に申立てをしなかった理由は、その殆どが、申立てによって調査が実施されると、組織内部に亀裂が入り、かつ組織の運営にも停滞をもたらすおそれがあることを慮って、自らの救済よりも組織の円滑な運営を優先して申立てをしなかったというものであった。

したがって、今回調査対象者が当調査チームの調査に協力したのは、自分自身が受けた行為の救済を求めるためではなく、委員会の正常化を図りたいという教育委員会からの要請に応えるためであり、協力することにより、大阪府教育委員会事務局における教育長を頂点とする上司と部下との関係、内部協議の在り方等、組織マネジメントの在り方について、少しでも正常化に向けて寄与できればとの思いに基づくものであった。

以上のように、調査対象者全員が本調査に協力したのは、私的な権利救済が目的ではなく、

大阪府教育委員会の組織運営の正常化という公益上の目的に寄与するためであったことを真摯に受け止め、本調査に協力したことによって調査対象者が人事面を含め直接・間接的に不利益に取り扱われること等が決してないよう、当調査チームとして強く要請するものである。

第2章 当調査チームが認定した事実及び認定理由

第1 はじめに

5名の第1次ヒアリング対象職員等及び同席職員6名に実施したヒアリング調査に基づき、当調査チームが本件調査事項について認定した事実及び認定理由は以下のとおりである。

なお、認定事実及び認定理由の記載については、調査対象者及び関係者のプライバシーの保護並びに職務に与える影響等を考慮して以下の程度にとどめ、詳細にわたる記載は差し控えるべきと判断した。なお、E氏については、当調査チームとしては、以下に記載する程度にまで至る行為ではないと判断し、認定から除外した。

第2 教育長の地位と権限

教育長の地位と権限については、調査報告書（第1次）においても言及しているが、前提事情として再述しておく。

教育長は教育委員のうちから教育委員会が任命し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律16条）、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる（同法17条1項）。また、教育長は教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する（同法17条2項）。同法17条の規定のほか、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（同法20条1項）。教育委員会の事務局の職員は教育長の推薦により教育委員会が任命する（同法19条）。教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員その他の職員は、この法律に特別の定めのある場合を除き、教育長の推薦により教育委員会が任命する（同法34条）。

以上のとおり、教育長は、他の教育委員との関係においては、教育委員会の指揮監督下での職務執行（教育委員会に対しては議事についての助言）を行うもので、教育委員に対して「助言」の範囲を超えて指示、命令する権限はない。そして、教育長は、事務局との関係では、指揮監督権及び人事についての推薦の権限を有する。

また、教育長は、教育委員として、その資格要件である人格の高潔性、教育、学術及び文化に対する識見を備えるべき義務を負うとともに、職務上の義務とりわけ政治的中立性を確保する義務を負う。

第3 A氏に関する件

1 認定した事実

平成25年6月4日の夕刻、各中学校において絶対評価により作成される内申書の府立高校の入試における取扱いについて、府下全中学校を対象に統一テスト（チャレンジテスト）を導入することに関し、担当部署において協議を行ったが、協議の場で、A氏が教育長に対し、統

一テストを年間複数回実施することは教育現場として困難であるし、府の予算の関係からしても困難であるという趣旨の発言をしたところ、この発言に対して教育長は突然立腹し、予算の関係で無理とはどういうことか、予算編成について何もわかっていないのに教育長である自分に対して偉そうな意見を言うな、〇〇（A氏の役職）ごときになにゆえ自分が予算のことで反論されないといけないのか、自分の方が経験あるのになめた口をきくものではないなどといった趣旨の発言をし、叱責した。

そして、翌日5日の9時半頃(始業時刻)、教育長は、教育長が執務する教育総務企画課のフロアにA氏を呼び出して、総勢約40人が執務するフロアのほぼ中央にある会議テーブル付近において、同フロアの全員に聞こえる可能性があることを認識しつつ、むしろそのことを積極的に認容して、冒頭に「みんなに聞いてもらいます。」と発言した上で、A氏に向かって、前日にA氏がした上記の発言について下記の趣旨の発言を行った。

なお、教育長とA氏が対置した場所のすぐ傍に2名の職員が立ち会っていた。

記

「みんなに聞いてもらいます。」

「あなたの職員としての不適切な態度からまず詰めて、松井知事のところに行きましょう。」

あなた予算について何もわかってない。無理ですといったでしょう。」

「組合の代表みたいな人が何で〇〇（A氏の役職）をやってるのですか。」

「人を刺しに来るときは、刺され返されることを考えてからやらないと。」

「そういう人が一匹いれば同じようなものが何匹もいる。」

「僕が、何でそんな〇〇（A氏の役職）に、2億なんか動かせないよと言われなきゃいけないの。」

「先生によくいるんですよ、こういう人、自分で責任をとらないんですよ。」

「名前を出して、全部責任をとってもらいますよ。」

「次にこういうことがあったら、教育センターで研修してもらったらいい。」

この間の教育長の発言時間は約20～30分間であった。その間、A氏は、前日の会議の場での発言の趣旨ないし真意について、教育長が問題視する趣旨とは異なることを説明しようとしたが、教育長は、即座にたたみかけて発言を遮り、A氏の説明を聞こうとしなかった。また、周囲にいた関係者が取りなそうとしても全く取り合おうとしなかった。

前記のとおり、教育長が発言していた場所は、教育総務企画課フロアのほぼ中央付近で、在室する全員から見通され、かつ全員に声が届く場所であり、始業時刻であったこともあって、教育総務企画課総勢約40人のほぼ全員が当該フロアに在室し、教育長の発言をまさに眼前で見聞きしていたのである。

加えて、同フロアには、当時、教育長の指示を受けて教職員人事担当の職員2名も在室し、上記のやりとりを聞いていた。

2 教育長の認否ならびに反論

前記認定事実に対し、教育長は、以下のとおり、6月5日の場の設定および発言の趣旨について説明するとともに、認否ならびに反論した。

(1) A氏には、チャレンジテストを導入した場合、およそどのくらいの予算が必要となるか、その見積もりを含め、実現したらどのような課題があるかを整理する仕事を与えていたが、6月4日の会議の席上で、A氏が、「中学校に与える悪影響が強いのでチャレンジテスト自体に反対です。反対であるので予算をよう作りません。だいたいこんな大きな予算誰が取れるんですか。教育長が自分で取れるんですか。」と挑発的かつ反抗的な姿勢と論調で発言をした。

(2) そこで、翌日の始業時に、A氏及びその上司である甲氏を呼び、改善を促すことにした。A氏については、予算の取得システムへの理解が極めて不十分であること、自身の職責をよく理解できていないこと、上司に対する態度が侮辱的であることが問題であると考えた。また、上司の甲氏についても、意図的に情報を操作して的確な情報の提供を行わないこと、職員が適切に職務を全うするよう管理ができていないことが問題であると考えた。

(3) 会議の場所については、教育総務企画課の中に会議スペースがあるのでその場を使用した。理由は、予算の取得過程の理解がひとつの重要な要素であったことから、予算に精通した職員が教育総務企画課にいたので、適宜、情報・意見を得るためである。また、同室の職員にも、情報の提供を操作したり、「無理だ。不可能だ。」の一点張りで仕事を進めなかったり、挑発的・反抗的な態度を取ることが許されないことを理解してもらいたかったからである。

したがって、その「会議」での自分の発言は、A氏に対しては予算について、甲氏に対しては組織管理であった。

(4) 最初は、予算に精通した職員から、「予算案のたたき台は、教育長の指揮のもと、府教委事務局で作成し、教育委員の理解を得た上で、府庁の財政担当と折衝し、最終的には知事が予算案を完成し、議会の決議を得る」という予算取得の過程を確認し、これをA氏に説明した。

その上で、「あなたの『だいたいこんな大きな予算誰が取れるんですか。教育長が自分で取れるんですか。』というような発言は完全な間違いです。〇〇（A氏の役職）という行政官は重職ですので、このポジションにある人がこういう発言をするのはダメです。予算に密接に関わる人なので、予算を知らないというのは言い訳になりません。また、『反対だから予算を作りません』という発言も言うてはいけない発言です。」と諭した。

(5) 甲氏に対しても、「総務企画課の皆さんにもしっかり理解していただきたいが、『ある施策に反対だから抵抗します。しかも情報操作をして』というような態度は本当に改めてもらわないと困ります。今回の件のみならず、多くの職員の方が、そういう傾向にあります。私は、ある施策の是非を考える際、しっかりと意見を聞く機会は保障します。ただし、情報それ自体が操作されると正常な組織運営を実現することができません。皆さん全員で予算案のたたき台すら作らないというのであれば、予算の最終判断権者である知事に、たたき台すら作らないことの是非を聞きに行きましょう。これからは、とにかく私情を捨てて、

客観的な情報提供をしてください。」と諭した。

(6) 前記認定事実に対する教育長の認否

① 「みんなに聞いてもらいます。」について

「聞いてもらいます。」とは言っていない。冒頭、同席した職員が「部屋(教育長室)でやりましょう。」と言ったのに対し、「皆に聞いてもらってもいい。」との趣旨で言ったのである。

② 「職員としての不適切な態度からまず詰めて、松井知事のところに行きましょう。あなた予算について何もわかってない。無理ですといったでしょう。」について

「詰めて」という言葉は使っていない。

「松井知事のところに行きましょう。」という発言はしたが、その趣旨は、予算の決定権限がある知事のところに行って、予算について勉強してもらうためである。

「あなた予算について何もわかっていない。無理ですといったでしょう。」との趣旨の発言はしている。

③ 「組合の代表みたいな人が何で〇〇(A氏の役職)をやってるのですか。」についてこの発言はしていない。

④ 「人を刺しに来るときは、刺され返されることを考えてからやらないと。」についてこの発言はしていない。

⑤ 「そういう人が一匹いれば同じようなものが何匹もいる。」について

この発言はしていない。「例えは悪いが、一匹いたら何匹もいる」というような例えを用いることはあるが、その場にいる人や身近にいる人ではなく、人間社会の一般的な傾向など、そういう場合に限定して使っているので、別の機会での発言と混同されている。

⑥ 「僕が、何でそんな〇〇(A氏の役職)に、2億なんか動かさないよと言われなきゃいけないの。」について

この発言はしているが、この場面ではない。

⑦ 「先生によくいるんですよ、こういう人、自分で責任をとらないんですよ。」について「先生によくいるんですよ」という発言はしていない。「教員系」という言葉は常々使っている。

「自分で責任をとらないんですよ。」との発言は、A氏にはしていない。「責任をとらない。」との趣旨の発言をしたとすれば、行政官に向けたものである。

⑧ 「名前を出して、全部責任をとってもらいますよ。」についてこの発言はしていない。

⑨ 「次にこういうことがあったら、教育センターで研修してもらったらいい。」についてこの発言はしていない。「不適格職員」であることを示すような発言は絶対にしてはならないのであり、このような発言は一切していない。一度のミスで配置転換を決めること自体、人事の原則として不可能であり、そのような不合理な発言はしていない。

⑩ 教育長の指示により、教職員人事担当職員2名が在室していた事実について

そのような指示をした記憶はないので、指示した事実はないと思う。また、その職員2名が課内にいたという記憶はない。

3 認定した理由

教育長の認否は前記のとおりであるが、すぐ傍で立ち会った同席職員2名も、教育長が前記認定にかかる発言をしたことを明確に記憶しており、A氏からの聴取事実を裏付けるものであった。なお、そのフロアに当時在室していた別の職員1名に対してもヒアリングを行ったが、居た位置が教育長、A氏が居た場所と離れていたことと時間の経過もあって、教育長の発言についてはあまり記憶していないとのことであった。

以下、認定した理由を述べる。

- (1) 前記認定事実に記載した、「みんなに聞いてもらいます。」との言葉は、A氏が入室する前に、その場にいた同席職員の1名が、教育長に対し、「部屋（教育長室）で話しましょう。」と発言したところ、これを遮って、「いや、ここでやりましょう。冗談じゃない。ちゃんとみんな聞いてくださいよ。大事な話なんだから。」と発言し、その後に入室してきたA氏を前にして冒頭に発せられた言葉である。
- (2) 「あなたの職員としての不適切な態度からまず詰めて、松井知事のところに行きましょう。」との趣旨の発言についても、同席職員も記憶しており、「松井知事のところに行きましょう。」との言葉は、その場で何度も出ていたということである。
- (3) 「組合の代表のような人が何で〇〇(A氏の役職)をやっているのですか。」という発言も、A氏が組合員でないのにそのような言葉が出てきたので、A氏、同席職員ともよく記憶しているとのことであった。
- (4) 「人を刺しに来るときは、刺され返されることを考えてからやらないと。」「そういう人が一匹いれば同じようなものが何匹もいる。」という趣旨の発言についても同様によく記憶しているとのことであった。
- (5) 「先生によくいるんですよ、こういう人、自分で責任をとらないんですよ。」「名前を出して、全部責任をとってもらいますよ。」という趣旨の発言があったこともよく記憶しており、特にA氏は教員出身であったことから印象が強かったとのことである。
- (6) 「教育センターで研修してもらったらいい。」という発言についても、教育センターでの研修は、指導力不足の教員もしくは懲戒に付された教員に対する再教育として実施されるものであるため、A氏が「不適格職員」であるかのような発言であったことから、A氏、同席職員とも鮮明に記憶しているとのことであった。
- (7) これに対し、教育長は、最初は同課の予算に精通した職員から予算取得の過程を確認し、これをA氏に説明したというのであるが、A氏及び同席職員とも、教育長が、予算取得の過程について予算に精通した職員に確認し、A氏に説明したという具体的事実はなかったと述べている。
- (8) また、教育長は、前日の協議の場でA氏が、「だいたいこんな大きな予算誰が取れるんですか。教育長が自分で取れるんですか。」「反対だから予算を作りません。」という発言をしたと主張している。

これに対し、A氏は、学校現場を経験している立場から、「1回の統一テストの結果をもって内申書の評点を決めることは乱暴であり、仮に年複数回実施することも学校現場としては無理がある、加えて予算規模からしても複数回実施は困難である。」という趣旨の発言をしたと説明している。すなわち、統一テストそれ自体の問題と予算の面から総合的に見て困難があるとの意見を述べたというのであって、教育長が主張する、「だいたいこんな大きな予算誰が取れるんですか。教育長が自分で取れるんですか。」「反対だから予算を作りません。」というような発言は全くしておらず、何故、教育長が突然立腹したのかわからなかったと述べている。同席した同席職員もA氏と同様の認識であった。

したがって、教育長が主張するA氏が上記のような発言をしたとの事実は認定できない。

- (9) また一方で、教育長は、当日は、A氏に対してだけではなく、甲氏に対しては、組織管理について、情報操作をしないでもらいたい旨指示ないし指導する場であったとも説明する。

しかし、この点については、A氏ならびに同席職員からのヒアリングによっても、その場で時間を割いて、甲氏に対して教育長がそのような指示ないし指導を具体的に行ったとする事実は認められない。このときは全体として、教育長がA氏に対して一方的に叱責し、甲氏他が教育長とA氏との間を取りなそうとして口を挟んだ際に、その発言を捉えて甲氏他に対し断片的に非難し叱責する場面があったものにすぎないのであり、A氏だけでなく甲氏をも指示ないし指導するために設けた場であったという教育長の説明は、事実と相違するものである。

- (10) 教員人事担当職員2名が教育長の指示により在室していたという事実について、教育長は否定するが、同席職員の1名はその事実を明確に肯定している。そして、在室したという教職員人事担当職員2名にもその事実を確認したところ、2名とも在室していた事実は認めており、教育総務企画課に行ったとき、既に教育長がA氏に向かって発言している異様な状況にあったことから、空いていた同フロアの教育監室であったと思うが、そこに入り終わるまで居たとのことである。教育長が2名の在室について記憶がないというのはそのためと思われる。

但し、教育長の指示によるものかについては、1名は、具体的に職員の誰が呼びに来たのかははっきり覚えていないが、教育長の指示によって呼ばれたことは明確に記憶していると述べている。この点について、もう1名は、記憶ははっきりしないが教育長からの指示ではなく、他の用件で行ったと思うと述べている。しかし、どのような用件で行ったかは覚えていないとのことであった。

以上のとおり、教職員人事担当職員2名が在室していたことは明らかである。教育長による指示であった点についても、同席職員1名ならびに教職員人事担当職員1名が明確に肯定していることでその事実を認めることができる。他の用件で行ったと思うとの他の1名の説明については、始業時刻に、教職員人事と所管を異にする教育総務企画課に教職員人事担当職員2名が揃って行かなければならなかった程の用件について記憶がないというのも説明として曖昧であり、認定上採用できない。

4 認定事実についての評価

(1) 教育長の各発言内容についての評価

「人を刺しに行くときは、刺され返すことを考えてからやらないと。」「名前を出して、全部責任をとってもらいますよ。」との趣旨の発言は、A氏の降格ないし失職を匂わせる発言である。

「組合の代表みたいな人が何で〇〇をやっているのですか。」との趣旨の発言も、A氏が既に以前から職員団体（以下、「組合」という。）の構成員ではなく、もちろん代表でもないし、過去にも代表を務めたことがないにもかかわらず、組合を代表しているような人物として、当該役職に不適格であるかのような趣旨の発言であることから、不適切な発言である。

そして、「先生によくいるんですよ、こういう人」との趣旨の発言も、教員出身の職員に対する一方的な負の評価に基づく発言であって、大阪府教育委員会事務局だけでも100人を超える教員出身の職員がおり、かつ、1万人を超える府立学校の教員に対して事実上人事権を有すると言える教育長の発言として明らかに不適切である。

また、「次にこういうことがあったら、教育センターで研修してもらったらいい。」との発言も、教育センターでの「再教育」を示唆するような発言であり、実質的に不利益処分を予知させ、不相当に精神的苦痛を与える不適切な発言と言わざるをえない。

しかも、A氏本人が弁明しようとするのを遮り、周囲の者の取りなしにもかかわらず継続して発言したことも、態様として極めて問題がある。

したがって、教育長のA氏に対する上記趣旨の発言は、それ自体が教育長の職責に照らし極めて不適切な発言であり、パワーハラスメントに該当する可能性は大きいと言わざるをえない。

(2) 教育総務企画課課員並びに関係者を前にした発言であることについての評価

① 前記認定のとおり、「みんなに聞いてもらいます。」の言葉で始まった教育長のA氏に対する発言は、教育総務企画課に在室した約40人の職員にも聞かせる意図であったことは明らかである。

② 教育長は、発言の場所を教育総務企画課に選んだのは、予算の取得過程の理解がひとつの重要な要素であったので、予算に精通した職員が教育総務企画課にいたので、適宜、情報・意見を得るためであり、また、同課の職員にも、情報の提供を操作したり、「無理だ。不可能だ。」の一点張りで仕事を進めなかったり、挑発的・反抗的な態度を取ることが許されないことを理解してもらいたかったからであると説明し、そして、そこでの自分の発言は、A氏に対しては予算について、甲氏に対しては組織管理であった、というものである。

しかしながら、「認定した理由」で述べたとおり、教育長が、予算の取得過程について、同課の予算に精通した職員から具体的に情報・意見を得た事実はなく、また、A氏に対してもその取得過程について具体的に説明をした事実も認められない。少なくとも、教育長が言おうとしている予算の取得過程については、A氏自身、大阪府教育委員会において約10年の在職経験を有し、予算の規模は別にしても、府における予算取得過程についての一般的な知識は当然持ち合わせているのであって、それ以上にA氏に対して予算に関する

知識を教示したというのであれば、どのような内容であったか、当調査チームのヒアリングにおいて具体的な説明がなされて然るべきであったが、その説明はなかった。

また、甲氏に対しても、教育長が説明するような内容での具体的な「説示」があったとは認定できない。同様に、約40名の教育総務企画課課員に対する関係でも、教育長が説明する、情報の提供を操作したり、「無理だ。不可能だ。」の一点張りで仕事を進めなかったり、挑発的・反抗的な態度を取ることが許されないことを理解してもらうための発言を、課員に対して具体的にどのように発言をしたのか、についての説明も教育長からは得られなかった。そして、重要なことは、そのような多数の課員が在室する中で、A氏に対して発言する意図が課員には全く説明されておらず、そのため、課員は、突然目の前で繰り広げられた光景を、最後まで理解できないまま見せつけられていたという事実である。

したがって、発言場所を教育総務企画室としたことに対する教育長の説明は説得力をもたないと言わざるを得ない。

- ③ 教育長の発言の発端となったのは、統一テスト実施についてのA氏の予算に関する発言であるが、A氏は統一テストそのものの問題と併せて予算面からの意見を述べたのであって、教育長が予算に関する発言だけを捉えてことさら問題視することには違和感がある。

要は、統一テストの実施について、予算の観点も含めて教育長の方針に意見を述べたA氏に対して、あえて多数いる課員の前で叱責することで、教育長としての力を示すための場所の設定ではなかったかと推測しうるのである。教育長の説明の中で、「挑発的・反抗的な態度は許されない」という言葉が出ているのもその顕れではないかと推測する。

すなわち、A氏を見せしめとして、教育長に対する挑発的・反抗的な態度は許さないという意思を、課員に対し示す意図があったとみられても不自然ではなく、少なくともA氏のみならず在室していた課員はそのように受け止めていたと思われる。

- ④ そのような意図の下に、上司を含め多数の課員がいる中、トップの上司である教育長から前記のような趣旨の発言をもって叱責を受けたA氏の精神的苦痛がいかに著しいものであったかは想像するに難くはない。

かかる見せしめを意図した行為という点だけからしても、職務上の地位という職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与える行為、すなわち職場におけるパワーハラスメントに該当することは明らかである。

第5 B氏に関する件

1 認定した事実

平成25年6月、関係者数人が同席した協議の場で、府立高校入学試験へのマークシート導入に要する費用について、B氏の部下が教育長に対し説明をしたところ、教育長はB氏に対し、「B氏を経由するとバイアスがかかって高額になっている。向こうに座っている〇〇(役職名)や〇〇(役職名)らは、自分が直接依頼するとちゃんとやってくれるのに、B氏を経由するとバイアスがかかる。」旨発言した。B氏がそのようなことはない旨返答すると、教育長は、「私は、この関連に強い弁護士を知っている。もし、出てきた資料について、彼らに聞いて問題あ

りとなったら、Bさんには学校事務長に行ってもらおう。」との趣旨の発言をした。なお、府立学校には、事務部長、並びにその部下の事務長及びその他の事務職員が数名いるが、現在のB氏の役職からすれば、学校の事務長となることは事実上の降格ないし左遷人事を意味するものである。

2 教育長の認否ならびに反論

前記認定事実に対し、教育長は、B氏を経由するとバイアスがかかる旨の発言については、出された見積もりは予想外に高額で、根拠が曖昧であり、正確な見積もりからほど遠いものであったとし、就任当初からB氏からは正確な情報が得られず苦慮してきたことから、事実や情報の客観的提供をするよう諭したのであると説明し、B氏が述べるとおりの発言であるかは別として、ほぼ同趣旨の発言をしたことは認めている。但し、「私は、この関連に強い弁護士を知っている。もし、出てきた資料について、彼らに聞いて問題ありとなったら、Bさんには学校事務長に行ってもらおう。」との趣旨の発言については否定している。

「学校事務長に行ってもらおう。」と発言をしたとの点に関しては、「今回の見積もりが不十分であることに争いがあるのなら、しかるべき第三者に見積書を見ていただいても結構です。B氏は現場がわかっていないので、一度学校の事務室で働く同僚の行政官のところに行って話を聞いて今回のミス重大性を認識してください。」と諭したのであって、異動させるとの趣旨ではなかったと説明する。

「この関連に強い弁護士を知っている。」との発言については、マークシートの見積もりが過大に計算されていることは客観的な分析ができないことを論ずることが発言のポイントであり、弁護士が出てくる必然性は全くない、との説明であった。

3 認定した理由

教育長は、「私は、この関連に強い弁護士を知っている。もし、出てきた資料について、彼らに聞いて問題ありとなったら、Bさんには学校事務長に行ってもらおう。」との趣旨の発言について、事実を否定するが、同席職員は、教育長が同趣旨の発言をしたことを明確に認めている。「一度学校の事務室で働く同僚の行政官のところに行って話を聞いてください。」という趣旨の発言であったとの教育長の反論に対し、B氏ならびに同席職員のいずれも、「一度学校事務室に行く」というような趣旨での発言ではなく、「学校事務長に行ってもらおう。」と明確に発言したと述べている。したがって、教育長が反論する事実は認めることができない。

4 認定事実についての評価

教育長の「もし、問題ありとなったら、Bさんには学校事務長に行ってもらおう。」との趣旨の発言は、費用の見積もりに関するB氏の職務の在り方を問題として、指揮監督権を有し、人事権についても事実上有すると言える教育長が、B氏に対し降格もしくは左遷人事となる学校事務長への転出を示唆する発言と言うべきであり、仮に教育長が主張するとおりのB氏の職務の在り方を問題視しての発言であったとしても、教育長の発言としては極めて不適切である。

そして、職務上の地位という職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与える行為、すなわち職場におけるパワーハラスメントとも言える行為である。

第6 C氏に関する件

1 認定した事実

(1) 平成25年5月の発言(以下(1)の発言という。)

平成25年5月2日、関係部署総勢約20名が同席し、教育長に対し教職員の人事評価制度について各担当部署から懸案事項の説明(協議が主たる目的ではない。)を行う場において、教育長は、教職員の評価は相対評価であるべきであるとの考えのもと、絶対評価による運用の説明をしようとするC氏との間で、下記の趣旨のやりとりがなされた。

記

C氏 「相対評価については、職員は誰も適切であるとは思っていません。」

教育長 「職員は思っていないということだけど、ここにいる皆さんに聞いたんですか。」

C氏 「聞いていません。」

教育長 「今、笑ったでしょう。」

C氏 「笑っていません。」

教育長 「いいや笑った。失礼じゃないですか。そもそも皆さんに聞いていないなら何故わかるんですか。〇〇(C氏の役職)とはそんなに偉いんですか。〇〇(C氏の役職)が望んでいないといえ、皆が望んでいないということになるんですか。そんなことを言う人と話はできませんよ。信用できない。信用できない人と、腹を割った話などできません。話をつけましょう。」

(教育長は、C氏に部屋から出るよう指示し、2人で退出する。数分後戻る。)

説明の場に戻った後しばらく別のやりとりの後に、

教育長 「(絶対評価について) そんな説明では、維新の議員は納得しないですよ。僕は、議会で質問があったら、僕は説明できないからと言うことで、全部C〇〇(役職)に振りますよ。C〇〇(C氏の役職)、全部教えてくださいよ。」

(2) 平成25年7月の発言(以下、(2)の発言という。)

平成25年7月17日、関係者7~8名が出席した会議で、府立高校校長の公募面接の場面をビデオ録画することの是非について議論がなされた。

教育長は、部下が面接した際に本来候補者として残すべき民間人を不合格としているのではないかの疑念を払拭するために、教育長自身が全員と面接する代替手段として、面接の状況を録画し、教育長が確認できる方法を提案していたことに対して、C氏が録画する場合のリスク(応募者に対する説明及び承諾の取付け等)を説明したところ、教育長は、C氏に対して、「あなたは事なかれなんですよ。結局、もめごとにならないように、自分の出世を考えているんですよ。」と発言し、C氏が「そんなことはないです。」と否定したのに対し、さらに、「それが嘘なんですよ。出世のことを考えないわけじゃないじゃないですか。じゃあ、明日から乙さんの部下の〇〇(役職を示す。)になってもいいんですか。そんな嘘をついているから信用されないんですよ。Cさんが本音で語らないのなら、僕もCさんにはそのように対応しますよ。のらりくらり言って、最後にバシッと梯子を外しますよ。プロレスで言えば、『ノーノーノー』と言いながら、見えないところで凶器を持って攻撃しますよ。あらゆる手

段を使ってね。」という趣旨の発言をした。

(3) 平成25年8月の発言(以下、(3)の発言という。)

平成25年8月28日、教員の評価制度及び勤勉手当制度の見直し等についての関係者約10名が出席した協議の場で、教育長が、現在の評価分布があまりにも上位評価に傾いており、下位評価者が殆どいないことについての問題意識の下に、協議参加者の何人かに対し、今の評価分布についてどのように考えているかを問いかけ、その上で、C氏に対し、「丙さんは、現場を見てきた印象で(今の評価分布では下位評価者の割合が)低すぎると言っている。丁さんは、あるべき比率は自分としてはわからないが低すぎると言っている。戊さんは、指導力不足教員の数から見て低すぎると言っている。でも、Cさんは現状が低いことについて根拠がないと言っているにもかかわらず0.001%もありえると言っている。全く理解できませんね。むちゃくちゃじゃないですか。精神構造の鑑定を受けないといけませんよ。教委の幹部がこんなことではどうしようもないですよ。」との趣旨の発言をなし、その発言に対して、同席職員が、「精神構造の鑑定を受けないといけない」とは不適切ではないかと指摘したにもかかわらず、「どこがおかしいのか。」と言って発言を撤回しなかった。

2 教育長の認否ならびに反論

(1) (1)の発言について

教育長は、発言のうち、「笑った」、「笑っていない」、「信用できない」というやりとりを経て一度2人で退出して戻ってきたという事実関係については概ね肯定し、C氏が挑発的な態度をとって、反対意見を言うだけで対案を出さないことに対し注意をしたのであり、発言の趣旨の説明をした。

そして、「(絶対評価について) そんな説明では、維新の議員は納得しないですよ。僕は、議会で質問があったら、僕は説明できないからと言うことで、全部C〇〇(役職)に振りますよ。C〇〇(C氏の役職)、全部答えてくださいよ。」との発言については否定し、絶対評価であるとしても評価の中身が現状のまま変わらなければ維新の会は納得しないし、かといって相対評価を共産党及び民主党は認めないのであるから、絶対評価の運用改善に向けて答弁を練り直してくださいと指示した旨反論した。

(2) (2)の発言について

教育長は、C氏を含む事務職員に対し、「まずは、ビデオ撮影の長所及び短所を洗い出しましょう。ブレインストーミングとして」と持ちかけたところ、C氏が、「そんなこと不可能です。」「無理なので案の検討もできないと思います。」と返答したことから、「事務局としての責任は私が取るので、きちんと検討してください。入り口で否定するのはやめてください。」「今までやったことがないから無理だというのは理由になりません。」「慣例にべったりで事なかれ主義は今の事務局では認めません。」「世の中には、ニコニコして部下への当たりはよく、注意はしないが、実は後の評価で非常に低い評価をつける上司もいるかもしれないが、私は違います。」と説示した。

C氏が主張する「××さんの部下になってもよいのですか」との発言については、C氏がいつものように膨れて「降格でも何でもしてください」と挑発的に発言したことから、「で

は、例えば××さんの部下になってもよいのですか？いいわけないではないですか。そういう突っ張った発言をするのではなく、建設的に考えてください。」との文脈で諫めるために発言したものであって、降格を示唆するような発言は絶対にしていないとのことであった。

また、プロレス云々に関する話については、上記の「世の中には、ニコニコして部下への当たりはよく、注意はしないが、実は後の評価で非常に低い評価をつける上司もいるかもしれないが、私は違います。」という話の例えとして、冗談交じりに、「例えはおかしいかもしれないが」との前提で話した可能性はあるが、「Cさんが本音で語らないのなら、僕もCさんにはそのように対応しますよ。のりくりり言って、最後にバシッと梯子を外しますよ。プロレスで言えば、『ノーノーノー』と言いながら、見えないところで凶器を持って攻撃しますよ。あらゆる手段を使ってね。」というような、C氏を攻撃するかのような発言は一切していないとのことであった。

(3) (3)の発言について

教育長は、C氏が相変わらず、「これ以上の絶対評価の運用改善は無理だ。」「相対評価は自分はやりません。」という頑固な姿勢をとり続けていたので、「絶対評価の運用改善についても最初は案がないというところから、不十分ながらも案が出ています。つまりCさんの『無理』『できない』は本当の意味ではそうではないのです。」と発言したところ、C氏が、「ときどき頭がおかしくなって、言うことが変わるので」と心にもないことを発言したことから、「C氏が、そんな二重人格的な行動を取るとは思えない。本当に自覚がおりなら精神鑑定が必要です。またそうやって、ふいっとなるのはやめてください。」と返答したものと説明した。

3 認定した理由

(1) (1)の発言の場には、同席職員3名が同席していた。

教育長は、「議会で質問があったら、僕は説明できないからと言うことで、全部C〇〇(役職)に振りますよ。C〇〇(C氏の役職)、全部答えてくださいよ。」との発言については事実を否定しているが、同席者の内2名はこの発言があったことを認めている。

(2) (2)の発言の場には同席職員2名が同席していた。

「明日から乙さんの部下の〇〇(役職を示す。)になってもいいんですか。」との発言について、教育長は、C氏の方から「降格でも何でもしてください」との発言を受けて、「では、例えば〇〇さんの部下になってもよいのですか？」と発言したのであると説明し、発言の契機は別としても、「〇〇さんの部下になる」旨の発言をしたことは認めている。

この点について、同席職員の内1名は、教育長が、「乙さんの部下になってもいいんですか。」と発言をしたことについて、「なかったと思う」と述べたのに対し、他の1名はその事実を明確に肯定している。

そして、教育長の、C氏の方から「降格でも何でもしてください。」との発言があったとの主張に対しても、C氏ならびに同席職員の内1名は、そのような発言はしていないと明確に否定している。また同様に、教育長の、協議の場でC氏が膨れると、いつも捨て台詞のように「降格でもなんでもしてください。」と発言をしていたという主張に対しても、行政官

としてそのような発言をすること自体ありえないことであり、そのような発言は一切したことはないと強く否定している。

「プロレス云々」の発言についても、教育長は例え話として冗談交じりに話したことは認めている。この点、教育長は、「世の中には、にこにことして部下への当たりはよく、注意はしないが、実は後の評価で非常に低い評価をつける上司もいるかも知れないが、私はそういうやり方をとらない」という話の例えとして話したと説明するのであるが、何故そのような話の例えとしてプロレスの話が出てくるのか、必然性の点で疑問がある。

したがって、教育長の反論は信憑性を欠くと言わざるをえない。

(3) (3)の発言の場には、同席職員3名が同席していた。

「精神構造の鑑定を受けないといけませんよ。」との発言については、経緯は別にして、C氏に対して「精神鑑定が必要です」との趣旨の発言をしたことは教育長自身も認めるところである。

教育長は、C氏が、「ときどき頭がおかしくなって、言うことが変わるので」と発言したことを受けて、「本当に自覚がおりなら精神鑑定が必要ですよ。」と返答したと説明するのであるが、C氏は明確にそのような発言はしていないと否定し、同席職員2名も同様に否定している。逆に同席職員の1名は、教育長が「精神構造の鑑定を受けないといけませんよ」と発言したのに対して、「それは言うてはだめなんじゃないですか。」とたしなめたと述べ、これに対して教育長は、「どうしてですか。言っていることが無茶苦茶なんだから、精神構造の鑑定を受けなきゃだめというのがどうしてだめなんですか。」と反論したとのことであった。

したがって、上記の教育長の説明は、信憑性を欠くと言わざるをえない。

4 認定事実についての評価

(1) (1)の発言について

「(絶対評価について) そんな説明では、維新の議員は納得しないですよ。僕は、議会で質問があったら、僕は説明できないからと言うことで、全部C〇〇(役職)に振りますよ。C〇〇(C氏の役職)、全部答えてくださいよ。」との発言は、教育長の意に沿わない発言をすると議会において教育長が答弁をせずに当該部下にさせるかのような発言であり、部下の自由な意見表明を妨げる行為として不適切である。

(2) (2)の発言について

発言の内、「それが嘘なんですよ。出世のことを考えないわけじゃないじゃないですか。じゃあ、明日から乙さんの部下の〇〇(役職を示す。)になってもいいんですか。」との発言は、全く出世を考えていないはずはないからC氏は嘘をついていると決めつけた上で、全く出世を考えていないのなら降格してもいいのかと、降格を示唆する趣旨の発言と言わざるをえず、加えて、その後の「のりくらり言って、最後にバシッと梯子を外しますよ。プロレスで言えば、『ノーノーノー』と言いながら、見えなくて凶器を持って攻撃しますよ。あらゆる手段を使ってね。」との発言も、部下に対し、表向きは何事もないかのように振る舞いながら、最後に梯子を外したり、隠れて攻撃するという趣旨のものであって、事

務局の最上位にある教育長の発言として極めて不適切な発言と言わねばならない。

(3) (3)の発言について

「精神構造の鑑定」ないし「精神鑑定」なる言葉の意味は、精神疾患等により事理弁識能力がないおそれがある場合の専門家による診断・評価ということであり、教育長として誤解するはずのない基本的な事項である。したがって、教育長の「精神構造の鑑定を受けないといけませんよ。」との発言は、C氏に対して、上記の程度に深刻な精神の障害があるのではないかと告げていることに等しく、教育長の職責において極めて不適切な発言であるのみならず、C氏に対する人権侵害ともいうべき発言で、かつ、精神的攻撃という点でパワーハラスメントとして違法と評価しうる行為である。

第7 D氏に関する件

1 認定した事実

[前提事実]

D氏は、教員として高校での英語教育に長らく携わってきたが、教育長の推薦によって職員として平成25年5月に採用され、教育長が直轄で進める小・中・高での英語教育改革のプロジェクトチームにリーダーとして参画した。

教育長が進めようとしていた英語教育の改革の取り組みは、小学校への「フォニックス教育の導入」、高校への「TOEFL教育の導入」を中核とするものであった。

しかし、教育委員会内でのプロジェクトチームの位置付けは明確でなく、チームの活動に対する予算措置については明確な形では存在せず、その都度高等学校課又は小中学校課にお伺いを立てて費用を捻出するという、不明確な状態であった。そして、チームは、D氏を含め7名であったが、D氏と同じく教育長の推薦により採用された外国人職員1名以外の他の5名（指導主事）はいずれも専従スタッフではなく、所属する部署も分かれ（組織として分かれていることにより勤務場所も別々であり、うち2名は大阪府中央区ではなく、大阪府住吉区我孫子の研修センターにおいて勤務していた。）、かつ所属部署において他に多忙な業務を抱えていた。加えて、小学校で英語を教えた経験のある者はおらず、また、TOEFLを受けた経験があるのはD氏だけであったという事情から、マネジメントを含めチームとして機能するには様々な点で困難な状況があった。

そうした状況の下で、D氏は、高校教員としての経験から、プロジェクトチーム内の職務分担としては、専ら自分の担当は高校の英語教育に関する事項であると認識し、GLHS（進学指導特色校）へのTOEFL・iBT教育の提案や高校入試での英語検定試験の成績を参考にした試験システムの変更等の課題に取り組んでいた。そして、小学校へのフォニックス教育の導入については、中学校でのフォニックス教育の経験を有する外国人職員が担当したが、この取り組みについては、教育長からは特に具体的なスケジュールを示しての指示はなく、その指示があったのは同年9月下旬のことであった。

(1) 平成25年11月の発言(以下、(1)の発言という。)

平成25年11月初旬から中旬頃、教育長は、D氏を呼び出し、小学生のフォニックス教

育導入に関するプラン作成の進行状況を問いただした際、目立った進捗がないことを不満に思い、「Dさんが仕事を進めることができないのなら、もうやめてもらいます。そして己さんや庚さんに代わってもらいます。もうDさんは不必要です。」との趣旨のことを告げた。

D氏は、教育長の物の言い方に極度に不快感を感じるとともに、教育長から指示されていた、高校の英語教育改革に関わる業務にも相当な時間を割いて携わっていたにもかかわらず、自分が不必要と言明されたことに大きなショックを受けた。これを契機に、D氏は、自らの進退について家族にも相談をするようになった。

また、同月の別の日に、関係者が5名同席する会議で、教育長は、3時間にわたってD氏に対し、「Dさんから小学校に関わる6か年の計画が出てこない。情熱がない。この改革を推し進める気がない。」という趣旨の発言をした。D氏は皆の前で罵倒されたと感じた。この時の教育長の発言は約3時間に及んだ。

(2) 平成26年1月の発言（その1）（以下、(2)の発言という。）

平成26年1月7日、ほか1名同席の場で、教育長は、小学校1年生から6年生までの合計630コマの英語授業について、1コマ1コマそれぞれ何をするのか英語教育指導案を作成する旨、そしてそれを3月末日までに完成させる旨指示し、「とにかく早く630コマ作ってください。できないのは情熱がないからで、情熱があればできる。」という趣旨の発言をした。

D氏がプロジェクトチームのメンバーに諮ったところ不可能との結論であった。そのため、チームの一員が教育長のところに行き撤回を求めたのであるが、それでも不可能と思われる1週間単位の指導案作成を指示された。結局、1週間の指導案作成についての作業は実施されずに終わっている。

(3) 平成26年1月の発言（その2）（以下、(3)の発言という。）

同年1月中旬から下旬のころ、関係者数人が同席する小学校の英語教育の成果指標に関する協議の場において、D氏が英語検定を成果指標に用いることは難しいと話したところ、教育長は激怒し、「誰がそう言っているんですか。」「プロジェクトチームの誰が言ってるんですか。すぐに名前を教えてください。」「Dさんが沈黙するということは、私という教育長を信頼していないってことですね。」と問い詰め、D氏が仕方なく辛さんであると答えると、今度は、「チームの人間の名前を言って、仲間を売るとはDさんはどういう人間なんですか。メンバーの若手を売るとはどういうことなんですか。本当は年上の壬さんあたりが文句言っているんでしょ。なのにDさんは、その年上の壬さんをかばい、年下の辛さんを売ってなんてどういう感覚しているんですか。Dさんはフェアの感覚にも乏しい。」と発言した。

教育長の発言は同趣旨の繰り返しで、2～3時間に及んだ。

(4) 平成26年2月の発言（以下、(4)の発言という。）

同年2月18日、関係者数名が同席する協議の場において、提示された小学校の英語教育の計画案を見て、教育長は、学習者の英語力を測る指標として、英語検定5級を用いることをD氏に指示してきたにもかかわらず、児童英語検定ゴールドレベルを使用する内容となっていることに対して激怒し、「Dさんのやることは越権行為ですね。」「Dさんは、今は助け

になるどころか邪魔になっているので、仕事を外れてください。」「教育監や教育次長さんと相談して、今後Dさんが仕事を続けるべきかどうかの聴聞委員会を開きます。」「その日程はまた知らせます。それまでは、今やっている仕事のルーティーン以外は、英語教育のことはタッチしないでください。」と発言した。教育長の発言は約3時間に及び、同席者も萎縮し、助け船を出せる状況ではなかった。

翌日19日午前、教育長は、D氏を呼び出し、ほか1名同席のもと、委員会は開かないことになったと伝えた上で、その替わりとして、「大阪府における英語教育プログラムのゴールと、リーダーとしての責務」というテーマで、A4用紙5枚以上のレポートを翌日20日の正午までに提出するように指示した。D氏は、レポートの作成は、子供の反省文扱いに等しいと感じ、自分が職業人扱いされていないとの思いで屈辱を感じた。

D氏は、その時点でほぼ辞職することを決意し、上司に相談したところ、「とりあえずレポートを書き上げて提出し、それから先のことを考えたらよい。」と助言されたことから、レポートを作成し、20日正午までに、上司同席のもとに提出した。

D氏が期限までにレポートを提出したところ、教育長は、夕刻、D氏を呼び出し、同席職員1名が同席する場で、「レポートに鑑文がないから失礼である。ですます調の文章でないから失礼である。反省のチャンスを与えているのに尊大で失礼である。自分がこれだけの時間を使ってDさんに反省のチャンスを与えているのにそれに対する感謝の言葉がないことが失礼であり、したがって行政官として失格である。訓練受けていない教員上がりはだから困る。」という趣旨の発言をし、さらに、プロジェクトリーダーとして責任を全うする責任感が文章から見えるように、また、リーダーとしての気概を表した文章を付け加えるように指示した。

D氏は、レポートの修正をやり遂げ、教育長から、合格なので通常業務に戻るよう指示されたが、心労が限界となって体調不良となり、修正したレポートを提出した日の翌々日から2日間連続して欠勤した。

- (6) D氏は、実質的には直接の上司である教育長との上司・部下の関係が勤務を継続しうる信頼関係にはないと感じ、同年4月末日をもって退職した。

2 教育長の認否ならびに反論

- (1) (1)の発言について

教育長はその発言を否定し、特に仕事を辞めてもらうという趣旨の発言は、小学生の英語教育に関するチームから外すだけでなく、失職させるかのような発言であってできるはずもなく、していない旨強く否定した。

- (2) (2)の発言について

教育長はその発言を否定し、630コマ分個別に作成する必要はなく、6年間で630コマある授業の大阪府教育委員会の小学校英語教育として意図するイメージが伝わるものであれば、学年の各学期につき2つ程度でも構わなかったと説明した。

- (3) (3)の発言について

D氏において、プロジェクトチームでは英語検定を小学生の英語習得の成果指標とすること

は難しいとの意見があるということなので、教育長としては十分成果指標たりうると考えていたことから、プロジェクトチームのメンバーを入れて議論をするとして、誰がどのような意見を有しているかについて尋ねたところ、D氏は「言えない。」と返答した。それでは議論ができないではないかと重ねて尋ねると、D氏は「辛さんです。」と返答したが、教育長としては年下のプロジェクトチーム・メンバーである辛氏の意見がプロジェクトチームの意見となることはありえないと考えて、「他の人は違うのですか。壬さんはどうですか。」とさらに尋ねると、D氏は「言えません。」というので、「言えないのはおかしい。バランスを失している。若手が反対であることは言えても、壬さんのことは言えないというのでは信頼して仕事できない。」との趣旨で発言したのであって、趣旨が異なると説明した。

(4) (4)の発言について

教育長から説明を受けた発言の趣旨は、以下のとおりであった。

「Dさん、今のままではリーダーとして続けていただくことは無理だと思います。今一度、ご自身の役割のご理解、今後何を改善してどう向き合っていくか、ご自身の口からご説明ください。Dさんが、今の府教委のフォニックス企画だと上手くいかないというような確固たるご意見に基づいて今回の児童英検の指導案をお作りになったのなら、それでも結構です。フォニックス・プロジェクトが大ピンチになっています。これ以上Dさんにフォニックス・プロジェクトをお願いするのは限界に近づいています。口頭でお答えいただけないのなら、文書にしましょう。ラストチャンスです。レポートで、フォニックス・プロジェクトの方向性、指導案の骨子、プロジェクトリーダーとしての役割、覚悟をお書きください。」と発言した。

その上で、「その文書を他の幹部と見た上で、フォニックス・チームのリーダーとして続けていただくか、あるいはチームから外れて〇〇(D氏の役職)として他の仕事をしていただくべきかを判断させていただきます。もし正式に外れていただくのなら、幹部も入れて、正式に委員会のようなものも開催して、客観的に判断することもありえます。ですから、一旦プロジェクトチームから外れて、この作業に専念してください。」と発言をした。

しかし、レポートが提出されるも、宛名もなく、不遜な論調で、自分の部下を呼び捨てで記すなど、体裁も不十分である上に、肝心の『フォニックス指導案作成の方向性』及び『英語改革PTのリーダーとしての役割と覚悟』についての記載が説得力を欠いたり、曖昧なものであった。

そこで、私は、D氏と会議を開き、レポートの内容を含め、一緒に内容を含め改善した。主張されているような『反省の機会を与えたのに感謝の言葉がないのは失礼だ。行政官として失格。訓練を受けていない教員上がりはだから困る。』というような趣旨の発言はしていない。むしろ、『これは、Dさんにとって重要なテストになっています。必要に応じ、他の幹部も見ます。その意味で、宛名・日付をしっかりと書き、論調も丁寧な論調にし、部下を呼び捨てにせず、〇〇氏などの表記にした方がよいです。同じ気持ちで書いてもそちらの方が伝わると思っています。なかなか学校の先生だとそういうトレーニングを受けることもないかもしれませんが、企業や行政で働く場合の重要文書はそう書いた方がよいです。』という趣旨の説明をした。さらに、「フォニックス指導案作成の方向性」及び「英語改革PTのリーダーとしての役割と覚

悟」に関する内容面での改善事項も十分に話し合った、というものである。

3 認定した理由

(1) (1)の発言について

教育長は、発言の事実を否定しているが、「もうやめてもらいます。」とか、「己さんや庚さんに代わってもらいます。」「もうDさんは不必要です。」という言葉は、上司と部下の関係で通常発せられる言葉ではない上に、この発言でD氏が大きな衝撃を受けて家族に相談する契機となったということを考えると、D氏の主張どおりの発言があったものと認定できる。

(2) (2)の発言について

D氏が主張する教育長の発言内容は、小学校1年生から6年生までの合計630コマの英語授業について、1コマ、1コマそれぞれ何をするのか英語教育指導案を作成する旨指示し、それを3月末日までに完成させるよう指示するものであったというのであり、当時のD氏の手帳には指示を受けた事実、指示の内容が記載されている。そして、その指示をプロジェクトチームにも報告し、これを受けてチームの一員が教育長に撤回を求めにいったところ、それでも1週間単位の指導案の作成を指示されたことから、これもチームに報告したというのでありD氏の主張は具体的であり信憑性がある。

これに対し、教育長は、6年間で630コマある授業の大阪府教育委員会の小学校英語教育として意図するイメージが伝わるものであれば、学年の各学期につき2つ程度でも構わなかったと反論するのであるが、その場で具体的にそうした指示がなされたという事実を認めることはできなかった。

(3) (3)の発言について

(3)の発言内容については、教育長は発言の趣旨が異なると主張しているが、発言の流れとしては一致する部分がある。

教育長は、プロジェクトチーム内で、英語検定を小学生の英語習得の成果指標とすることは難しいとの意見があるということなので、同チームのメンバーを入れて議論するとして、誰がどのような意見を有しているかについて尋ねたところ、D氏が「言えない。」と返答したので、それでは議論ができないではないかと重ねて尋ねると、D氏は、「辛さんです。」と返答したと説明するのであるが、そもそも、英語検定を成果指標とすることについては、教育長の意向とは異なり、チームとして難しいとの意見を協議の場で述べているのであるから、「誰がどのような意見を有しているのか」との教育長の問いは、まさにチーム内で反対意見を言っている者の名前を示せ、と言うに等しいものである。

D氏が個人名を出すのをためらったのは、まさに個人名を出すことによって、事務局のトップである教育長の非難の対象となるのを慮ったからに他ならない。

したがって、D氏が返答に窮するような質問を教育長が行っていたことは容易に想像でき、その点からも、教育長が主張するような趣旨での発言のやり取りがあったとは想定できず、D氏が主張する趣旨での発言が教育長からなされていたと推認するのが妥当である。

(4) (4)の発言について

D氏の主張事実と、教育長の主張事実とはかなりの部分一致している。

重要な点は、「Dさんは、今は助けになるどころか邪魔になっているので、仕事を外れてください。」「教育監や次長と相談して、今後D氏が仕事を続けるべきかどうかの聴聞委員会を開きます。」「その日程はまた知らせます。」との発言の有無についてであり、また、D氏に作成を指示したレポートの性格である。

この発言があった場合には、同席職員1名とともに関係職員も複数名同席していた。そして、同席職員も、「聴聞」であったか「査問」であったかは別として、そのような委員会を設けてD氏に継続させるかどうかを見極めたいとの趣旨の発言があったことは認めている。

但し、発言の順序として、教育長は、レポートの作成を指示したその場で、その文書を他の幹部と見た上で、もし正式に外れていただくのなら、幹部も入れて、正式に委員会のようなものも開催して、客観的に判断することがありえます。」と述べたと説明するのであるが、D氏の記憶では、まず、「聴聞委員会を開きます。」との発言があり、その翌日に、レポートを作成し、さらにその翌日の正午までに提出するよう指示されたというのであり、上司に相談したという経緯もあることから、D氏の説明の方が信用性がある。

いずれにしても、教育長も、「リーダーとして続けていくことは無理だと思う。」「外れていただく」「委員会」という言葉を発したこと及び一旦プロジェクトチームから外れることを指示したことは認めている。

そして、この発言の発端が、D氏のプロジェクトチームが提示した小学校の英語教育の計画案に対して、学習者の英語力を測る指標として、英語検定5級を用いることを指示してきたにもかかわらず、児童英語検定ゴールドレベルを使用する内容となっていることに対し激怒したというのであるから、自分の意に沿わないD氏に対して、D氏が主張するような発言をなしたことは十分に想定できるものである。ちなみに、D氏を含むプロジェクトチームは、小学生の英語力を測る指標として、英語検定5級を用いることは適切でないとの考えであった。

レポートの作成についても、教育長は、フォニックス・プロジェクトのリーダーとして引き続き任せられるかどうかを確認するために指示したと説明するのであるが、前日に発言した内容と翌日の正午までにレポートの提出を指示した事実を照らし合わせると、レポートの作成はDに反省させ、教育長の意向に従わせたいとの意図にあったものと推測できる。

そして、D氏が提出したレポートに対し、教育長が、「反省のチャンスを与えているのに尊大で失礼である。自分がこれだけの時間を使ってDさんに反省のチャンスを与えているのにそれに対する感謝の言葉がないことが失礼であり、したがって行政官として失格である。訓練受けていない教員上がりはだから困る。」という趣旨の発言をしたというD氏の説明は、具体的であり信用できる。特に、「教員上がりは困る。」との発言は、D氏が教員出身であることを承知の上で教育長が推薦し採用されたという経緯からして、大変ショックを受けたと述べているのであり、教育長のこのような発言から、指示したレポートの性格は、「反省文」としての性格を強く有するものであったと推認することができるのである。

4 認定事実についての評価

(1) (1)の発言について

D氏は、英語教育の改革のプロジェクトチームのリーダーとして、教育長の推薦の下に、教

員から転じて大阪府教育委員会に就職したものであり、大阪府教育委員会におけるD氏の存在意義はそのプロジェクト以外には見出し難い状況にあった。

したがって、教育長として自ら命じた仕事できていないことを一方的に指摘して、事実上人事権を有すると言える教育長が、「できないならやめてもらいます。」「Dさんは不必要です。」と解職を想起するような発言を行うことは、極めて不適切であり、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的苦痛を与える、いわゆるパワーハラスメントに該当する行為であると云わざるをえない。

(2) (2)の発言について

そもそも630コマもの多数の授業内容の作成業務自体多大な作業量である上に、極めて短期間である3月末までに第1次案を完成させて提出するようとの指示は、部下に対する過大な要求という意味で、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的苦痛を与える、いわゆるパワーハラスメントに該当する可能性がある。

(3) (3)の発言について

プロジェクトチームとしての意見である旨説明したD氏に対して、上司の優位性をもとに、プロジェクトチーム内の誰が反対意見を言っているのかを詰問し、やむをえずD氏が返答したことに対して人格的な非難を加えるものであり、教育長の職責として不適切な発言と云わざるをえない。

(4) (4)の発言について

(1)の発言と同様に、「今は助けになるどころか邪魔になっているので、仕事を外れてください。」「聴聞委員会を開きます。」との発言は、解職を想起させる発言であると同時に、「聴聞委員会」という言葉は、組織として何らかの不利益処分を課すかのような強い印象を与えるものであり極めて不適切と云わざるをえない。加えて、反省文としての性格が強いレポートの作成を極めて短期間の間に命じたことも、D氏にとって著しく屈辱的であったと想像できるのであり、結果、体調不良となってレポート提出後2日間年次休暇（有給休暇）を取得し、その後の退職の原因ともなっている。したがって、D氏に与えた精神的苦痛の大きさからしても、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的苦痛を与える、いわゆるパワーハラスメントに該当する行為と云わざるをえない。

第3章 当調査チームの見解

当調査チームが認定した事実と評価は第2章において述べたとおりである。

認定された教育長の職員に対する発言や行為は、いずれもその教育長としての職責に背馳した不適切な発言であるとともに、パワーハラスメントとして違法と評価すべきものも含まれている。

教育長がなした発言・行為を総合すると、教育長は、自身の意に沿わない職員の意見や発言を捉えて問題視し、異動ないし解職を示唆するような発言を多々行っており、また、学校教員出身者に対する一方的な負の評価に基づく発言も複数のケースで認められるのであり、さらには、「精神鑑定」発言を含め人格的な非難を加える発言を行うなど、今回の調査の範囲に限っても、人格の高潔性及び公平性の観点からも疑義ある行為が多く認められるのである。

そして、教育長の係る発言や行為が事務局内に広く伝わることにより、職員が、教育長に対し自由に意見を述べることを自粛するという「萎縮効果」が発生する可能性があり、既にその影響が出ているとヒアリングした職員の多くは述べている。意見を言わずに教育長の指示どおりするほかないという雰囲気醸成、そして、教育長に対して説明や意見を述べるときには特に慎重に事を運ぼうとする職員の意識など、組織内部での意思形成過程において負の影響が出ているように感じられる。

特に懸念したのは、教育長が当調査チームのヒアリングに対して述べた、職員に対し、「情報の操作をしたり、『無理だ。不可能だ。』の一点張りで仕事を進めなかったり、挑発的・反抗的な態度を取ることは許されないことを理解してもらいたかった」という趣旨の言葉である（「第2章、第3、2、(3)」に記載）。まさにこの言葉が、職員に対する教育長の認識を端的に顕わしているのではないかと思われた。

A氏乃至D氏の各氏に対する教育長の発言等がこの認識の下になされたとするのであれば、教育長、職員の双方において極めて不幸なことといわねばならない。

教育長が、学校教育における様々な重要課題について強い意欲をもって取り組んでいることは理解できるが、取組みの過程において必ずしも部下との間で十分にコミュニケーションが尽くされているとは思えないのであり、このコミュニケーションの欠落が教育長の前記認識につながり、問題の発言・行為として現れたのではないかと推測するのである。

教育長は、立川さおり教育委員に対する発言問題が発生した後に、幹部職員から要望された事項を「13の改善項目」にまとめているが、管理職のトップである教育長としてのマネジメントの在り方に根本的な原因があったことは否めない。

今回の調査事項に関わる教育長の発言等が、教育長としての職責として不適切であり、またパワーハラスメントとして違法性を有するものがあったことはまことに残念であるが、本調査報告が、調査に協力いただいた職員等の方々とともに、少しでも貴委員会の組織運営の正常化に寄与するものであることを願うものである。

以上

調 査 報 告 書 (第 3 次)

大阪府教育委員会
委員長 陰 山 英 男 殿

2015年(平成27年)2月19日

認定こども園条例改正に係る事実関係等調査チーム
調査員(主査) 弁護士 福 原 哲 晃
調査員 弁護士 桑 山 齊
同 弁護士 高 村 至

当調査チームが貴委員会より委嘱を受けて実施した調査(第3次調査)の結果について、以下のとおりご報告申し上げます。

第 1 章 第 3 次 調 査 の 実 施

第 1 調 査 事 項

第3次調査(以下「本件調査」という。)は、貴委員会から委嘱された調査事項のうちの下記事項(以下「本件調査事項」という。)について実施した。

記

「大阪府認定こども園の認定要件に関する条例改正に係る教育委員会としての意思決定プロセスの妥当性等について」

第 2 調 査 方 法

「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例」(以下、「認定こども園条例」という。)の改正経過並びに貴委員会における議論の経過、状況等については、第1次調査時に貴委員会事務局(以下、「教育委員会事務局」という。)から受けた説明及び資料とともに、新たに必要な説明及び資料の提供を受け、これらを精査し検討した。

併せて、平成27年2月3日から同月10日にかけて、教育委員全員及び橋本正司教育次長(以下、「橋本次長」という。)の6名に対しヒアリングを実施した。また、ヒアリングに際し、立川さおり委員からも資料の提供を受けた。

本報告書は上記調査に基づくものであり、本件調査事項についての事実確認とともに、貴委

員会から要請された、当調査チームとして認定した事実に対する見解を付加するものである。

第2章 調査により当調査チームが認定した事実

第1 はじめに

本件調査において重要となるのは、平成26年9月19日に行われた教育委員意見交換（以下、「9月19日意見交換」という。）位置づけである。そこで以下では、9月19日意見交換に至る経緯、9月19日意見交換及びその後の経緯に分けて認定事実を論じる。

認定子ども園条例の改正については、調査報告書（第1次）においても述べたが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「就学前教育・保育総合推進法」という。）の平成24年一部改正により、幼保連携型認定子ども園に関する基準については、主務省令の基準に従って、又はこれを参酌して、都道府県、指定都市、中核市が条例で定めることになり、また併せて幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても主務省告示の基準が改正されたことから、これに対応すべく条例の改正が必要となった。改正法の施行が平成27年4月1日であることから、関係者への周知期間を考慮すると、認定子ども園条例の改正は、平成26年9月に招集される大阪府議会に上程して、同年10月末ころまでに成立させる必要があった。

このうち、認定子ども園の学級の編成に関する主務省令等の基準が、満3歳以上4歳未満の子どもについて、35人以下とされており、大阪府においては、これまで、私立幼稚園、公立幼稚園を問わず25人以下とする旨条例にて定めてきたことから、この点が条例改正における主要な課題となり、この改正を巡って本調査事項に関わる問題が発生するに至った。

また、認定子ども園条例改正について、大阪府における所管部署は、保育園の関係から福祉部子育て支援課（以下、「子育て支援課」という。）、私立幼稚園の関係から府民文化部私学・大学課（以下、「私学・大学課」という。）、及び公立幼稚園の関係から大阪府教育委員会事務局小中学校課（以下、「小中学校課」という。）の3部署であった（複数部署にまたがる場合を「共管」と呼ぶが、認定子ども園条例改正については、共管であった。ただし、主たる所管は福祉部であった。）。

なお、以下の経緯は全て平成26年に生じたものであるので、平成26年に生じた事情についての年の記載は全て省略している。また、関係者において記憶や見解に特段の争いのない点については、そのまま事実として認定している。

第2 9月19日意見交換がなされるまでの経緯

1 中原教育長に対する説明がなされるまでの経緯

(1) 3月7日

子育て支援課、私学・大学課及び小中学校課の3課により、認定子ども園条例改正についての打ち合わせが行われた。議題は、3歳児クラスにおける幼児数、安心子ども基金、園舎と園庭を同一敷地内に設置する特例及び幼稚園型認定子ども園の開所時間であった。

(2) 3月26日

上記3課により、政令指定都市担当者に対する意見交換会を開催し、府から政令指定都市に対して「幼保連携型認定こども園の設置運営基準（大阪府対応案）」について説明した。主な説明内容は、議会上程までのスケジュール、府条例に関する事項（3歳児クラスにおける幼児数、職員配置、園舎・園庭等）及び府審査基準に関する事項（園長資格、子育て支援事業等）であった。

(3) 3月28日

上記3課により、中核市に対する意見交換会を開催した。内容は、政令指定都市に対するものと同様であった。

(4) 4月23日

大阪府子ども施策審議会が開催され、子育て支援課、私学・大学課及び大阪府教育委員会事務局教育総務企画課が出席して、3歳児クラスにおける幼児数を含む設備運営基準について、参考資料として提示して説明した。

(5) 5月7日

子育て支援課は、電子メールにより、私学・大学課及び小中学校課に対し、子育て支援課作成の、政令指定都市及び中核市向け幼保連携型認定こども園設備運営基準条例案について、確認依頼をなした。私学・大学課及び小中学校課は、それぞれ確認した。

(6) 5月12日から5月29日まで

子育て支援課は、電子メールにより、政令指定都市及び中核市に対し、政令指定都市及び中核市向け幼保連携型認定こども園設備運営基準条例案を参考として情報提供し、同時に私学・大学課及び小中学校課にも情報提供した。その後この間に一部修正案を合計5回にわたり同様に情報提供した。

(7) 6月11日

子育て支援課は、政令指定都市及び中核市を除く市町村担当者、私学・大学課並びに小中学校課に対し、6月10日に内閣府から事務連絡があった幼保連携型認定こども園の認可基準と施行規則について、周知のため送付した。併せて、その際に、大阪府における幼保連携型認定こども園にかかる条例制定については、現在ある認定こども園条例の改正により対応し、9月議会に提出予定と情報提供した。

(8) 6月16日

子育て支援課は、電子メールにより、私学・大学課及び小中学校課に対し、9月議会提出予定の認定こども園条例の改正案の確認依頼をなし、翌17日には修正版の確認依頼をなした。私学・大学課及び小中学校課は、それぞれ確認した。

(9) 7月15日

子育て支援課は、電子メールにより、私学・大学課及び小中学校課に対し、認定こども園条例改正のパブリックコメントにかかる資料の確認依頼をなした。

(10) 7月24日

子育て支援課は、電子メールにより、私学・大学課及び小中学校課に対し、認定こども園条例改正のパブリックコメントにかかる資料（確定版）を情報提供のため送付した。翌25

日には、修正版を送付した。

(11) 8月1日

子育て支援課は、電子メールにより、政令指定都市及び中核市を含む市町村、私学・大学課並びに小中学校課に対し、「大阪府認定こども園条例・審査基準及び大阪府児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正についてのパブリックコメントの開始について」として、パブリックコメント開始の情報提供をした。パブリックコメントの期間は、8月1日から9月1日までであった。

(12) 小括

認定こども園条例改正については、子育て支援課が中心となり、私学・大学課及び小中学校課も関与して、3月から検討が開始された。6月16日には子育て支援課より条例改正案の確認依頼が私学・大学課及び小中学校課になされ、それぞれの確認の上、8月1日から9月1日までパブリックコメントがなされた状況にあった。この時点まで、本件については、教育委員会事務局においては小中学校課の担当者が対応していたが、小中学校課としては同条例の改正が主たる所管ではなかったことから、教育長及び教育総務企画課への情報提供はなされていなかった。

2 中原教育長に対する認定こども園条例改正についての説明

(1) 9月3日

子育て支援課8月29日起案にかかる「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について」と題された決裁文書が教育委員会事務局に提出されており、これをもとに、小中学校課から、中原教育長に対して、初めて、認定こども園条例改正の内容の説明がなされた。ちなみに、認定こども園条例改正に関する準備が9月議会提出に向けて進められ、議会提出に向けた決裁段階に来ていることを教育委員会の教育次長及び教育総務企画課が知ったのもこの日が初めてであり、改正案を見るのも初めてであった。

決裁文書の決裁関与者としては、福祉部及び府民文化部に加え、教育委員会事務局である教育長、教育次長、市町村教育室長、小中学校課課長、小中学校課参事及び小中学校課主査が挙げられていた。したがって、大阪府の事務手続上は、教育委員会事務局が決裁しない限り、決裁手続きが完了せず、議会への議案提出ができないことになる。

また、9月議会は、9月25日に開会することが既に決まっており、議案の提出は原則として開会日に行うこととされていた。子育て支援課は、運営者としては施行された条例を見ないと新制度による幼保連携型認定こども園の申請をする決断ができないことから、遅くとも年内に認定こども園条例の改正条例を施行することが必須と考えていた。慣例では、9月議会は10月まで審議を行って一旦休会し（「9月議会前半」と称されている。）、12月ころに再開されることになっており（「9月議会後半」と称されている。）、今回の最終日は12月25日であった。

中原教育長は、改正立法の趣旨、条例に対する教育委員会の関わり、認定こども園の法的位置付けその他条例改正に関する説明が不十分であり、判断できないとした。

これを受けて、小中学校課は、9月4日から同月8日にかけて、中原教育長の指摘事項及

び学級編成基準について府民文化部に確認するなどして調査を行った。3歳児の学級編成の基準について、府民文化部の回答は、25人以下としている根拠については、①国際公教育会議の勧告、②平成18年に条例が制定された時から、私立幼稚園の基準（平成8年から原則として25人以下）との整合性を図り、3歳児1学級編成基準は25人以下としてきた、③3歳児の発達状況を踏まえ1クラス25人以下とすべきである、④私立幼稚園の1学級あたりの3歳児平均園児数は、平成8年で22.5人、平成26年は18.8人であり、25人と相当程度下回っている、⑤平成18年当時のパブコメ等でも府民の理解を得ている、といったものであった。

(2) 9月9日

小中学校課から、中原教育長に対し、上記調査を踏まえて、前回の教育長からの指摘事項を含めて条例改正の内容について説明した。

これに対し、中原教育長は、①条例に対する教育委員会の関わりや認定こども園の法的位置付けについては理解した、②しかし、国基準を超える府独自基準（3歳児の学級編成について、国が35人以下としているところを25人以下とすること。いわゆる上乗せ条例。）の設定に際しては、客観的かつ説得的な根拠が必要であるが、そのような根拠があるとは認められない、根拠が示されない場合は25人以上を否定する理由が見当たらないので、上乗せ条例とするのではなく、国基準のとおり35人以下とした上で、市町村の判断にゆだねられるべきである、との意見であった。

(3) 小括

認定こども園条例改正について、子育て支援課起案の決裁文書にある改正案をもとに小中学校課において中原教育長に説明したが、中原教育長は、3歳児の学級編成について国基準を超える条例を制定することの根拠がないとの意見であった。これは、子育て支援課起案の上記決裁文書における条例改正案について、少なくとも一部につき異論があるということの意味する。

3 教育委員会としての対応に関する協議

(1) 9月10日

教育長、教育次長及び小中学校課により協議がなされ、小中学校課から、再度、3歳児の学級編成を25人以下とする根拠について、中原教育長に説明したが、中原教育長は、公立幼稚園について、国基準に上乗せをする根拠に乏しく、市町村立幼稚園利用者の利用可能性が将来縮小される等のリスクがあるとの意見であり、子育て支援課起案の決裁文書について、そのまま決裁することはできないという意見であった。協議の上、教育委員会事務局としては、上記同旨の意見を付することを条件に、子育て支援課起案の合議^{あいぎ}を承認することを「事務局案」として了解した。そして、付する意見の内容を具体的に検討することとなった。なお、これまで、教育委員会は、意見を付して決裁をしたことは一度もなく、大阪府においてもそのような例は見当たらない。

¹ 合議（あいぎ）とは、部局にまたがって決裁することをいう。

(2) 9月12日

教育長，教育次長及び小中学校課により対応の協議がなされた。小中学校課から，中原教育長に対し，条例案の合議に付する教育委員会としての意見について相談したところ，中原教育長は，①学級編成基準において25人以下の例外を認める理由が，年度当初の学級編成時から園児が増えたことにより，少人数の学級編成が困難となった場合であることと，園舎の都合により，保育室を分けて学級を増設することが困難であることとされており（認定に関する審査基準第4条），これらは，国を上回る府独自基準の理由が生命・身体の安全や最低限の教育・保育の質の確保が目的ではないと理解できる，②35人が良い，（あるいは）論証がないから国基準にすべきと言っているのではなく，府内市町村それぞれで実情が異なることから，各市町村で判断すべきものである，との意見を述べた。

(3) 9月16日

教育委員会事務局から子育て支援課に対し，教育委員会としては意見を付すことを条件に合議を承認する方針を伝えたところ，子育て支援課としては，意見を付された合議は望ましくないと考え，公立と私立で学級編成基準を分けて条例提案すること，すなわち，私立25人以下，公立35人以下とすることはどうかという打診が教育委員会事務局になされた。これを受けて，小中学校課から，中原教育長に対し，公立と私立で学級編成基準を分けて条例提案することが説明された。

これに対し，中原教育長は，①私立については意見を申し述べるつもりはない，②教育委員会としての考え方はペーパーにまとめたとおりだが，条例案の学級編成基準を25人以下とするか35人以下とするか，教育委員会の意見にかかわらず，決定権者は知事部局なので，最終的には小西禎一副知事（以下「小西副知事」という。）と植田浩副知事（以下「植田副知事」という。）の判断に任せることになる，との意見であった。

このころ，教育委員会として付す意見の案文はペーパー1枚（資料2）にまとめられた。同ペーパーでは，公立の幼保連携型認定こども園の設置については届出制となっている法改正の趣旨等から，市町村が地域の実情に応じて基準を設定することが望ましく，上乗せ条例を制定する積極的な理由は見当たらない，と述べられている。

また，このころ，教育委員会事務局では，9月19日の教育委員会の会議のあとの意見交換会において，認定こども園条例改正についてテーマとすることを予定した。

(4) 9月17日

教育委員会教育総務企画課から小西副知事及び府民文化部に対し，中原教育長が3歳児の学級編成基準は副知事判断に任せるとの立場であることが説明された。これに対し，小西副知事は，副知事判断に任せるということであれば，25人以下とする，公立幼稚園の1クラスの園児数は現状25人以下なので迷惑がかかることはない，とコメントした。

教育総務企画課長が中原教育長に小西副知事への説明結果を報告したところ，中原教育長は，25人以下とする知事部局の判断を了承したが，知事からの意見照会に対しては，教育委員会としての考えを残しておくため意見を述べる予定である，とコメントした。

(5) 9月18日

教育委員会教育総務企画課から、小西副知事に対し、副知事の判断に任せるとしても、教育委員会としては、3歳児の学級編成を25人以下とする条例案について意見照会があれば、意見を付す予定であることが伝えられた。小西副知事は、教育委員会としての意見は言ってもらってよい、明日(19日)、知事とこの間の経過等について説明する、とコメントした。

そして、その後、小西副知事と中原教育長は電話で協議し、中原教育長は、教育委員会としての意見は、知事のご意見、ご判断を待って出したい、と述べた。さらにその後、19日13時から小西副知事が知事に経過等の説明をする場に、中原教育長と教育次長が同席できることになった。

(6) 小括

この時点では、既に述べた子育て支援課起案に係る認定こども園条例改正についての決裁は、教育委員会事務局の決裁がなされていないために、また、子育て支援課としても公立と私立で学級編成基準を分けて条例提案することを検討するなど一時方針の揺らぎがあったために、滞った状態となっていた。

中原教育長としては、条例の改正の内容に問題があるだけでなく、意見を述べる機会がある以上、慣例に従って意見を述べないというのではなくて、しっかりと意見を言うのが在るべき姿であり、事実上意見を述べることができないならばそれこそ大きな問題であるし、また、現時点で知事が改正の内容について知らないのであるならばなおさらのこと、意見を付すこととしたいという考えであった。

なお、ここまでの段階では、中原教育長を除く教育委員は、認定こども園条例の改正において、3歳児の学級編成基準を25人以下とするのか35人以下とするのかの問題を含めて、パブリックコメントの内容や問題の所在、中原教育長の見解等について全く情報提供を受けておらず、また議論をしたこともなかった。

第3 9月19日の意見交換におけるやり取り及び同日の状況

1 9月19日の意見交換の内容

(1) 9月19日12時ころから、教育委員の意見交換が行われた(以下、「9月19日意見交換」という。)。出席者は、全教育委員、教育監、教育次長、並びに教育総務企画課及び小中学校課職員であった。この意見交換において、中原教育長から各教育委員に対し、条例改正の内容が説明された。各教育委員に条例改正の内容についての説明がされたのはこの時が初めてであった。

なお、この意見交換は、教育委員会会議後ほぼ毎回行われているもので、この時の意見交換は全体で20～30分間、認定こども園条例改正に関するものに限れば15分～20分間行われた。いずれにしても、当日教育長は13時から知事への説明が控えており、非常に限られた時間の中での意見交換であった。

意見交換の資料としては、資料1、資料2及び資料3のA4用紙3枚の資料が配られただけであった。資料1は、条例改正案の内容を整理し要約したものであり、資料2は、改正案に対し教育委員会として意見を付すことを想定して事務局が作成した意見書案であり、資料

3は、認定こども園についての類型別概要図である。しかし、意見交換にあたって事務局並びに教育長からは、資料の中身に即した説明はなされなかった。このため、教育委員の中には、資料自体を読むことも目を通すこともできず、加えて、教育委員の多くが認定こども園についての知識が希薄であったこともあり、このような短時間の協議で、条例改正に関する問題点を把握することは困難であった。事実、ヒアリングした教育委員の大半がそのように述べている。

- (2) 意見交換の概要は、資料4のとおりである。一言一句このとおりということではないが、概要に記載されている内容が議論されたことは、関係者において特に異論のないところであった。

意見交換の概要の要約は次のとおりである。

まず中原教育長から、条例の改正案について説明がなされた。

中原教育長からなされた説明は資料4に記載されているとおりであり、意見交換の冒頭において、中原教育長からの説明がしばらく続いた。

中原教育長が行った説明は、25人が良いという客観的・説得的な根拠は示されていない、教育委員会として国基準の35人のままで良いということを知事に意見するかどうかの相談（を意見交換においてしている）、（国基準の35人のままとする方が）市町村の判断で25人も可能なので裁量を広げるという点で合理性がある、などといったものであった。また、中原教育長は、こんな重要なことが、まだ副知事までしか情報がいっておらず、知事が知らない様子である、この段階で教育委員会に意見が求められている、このような教育委員会や知事部局のやり方に一石投じたい、とも述べていた。

- (3) これに対し、小河勝委員長職務代理者（以下、「小河職務代理」）という。）は、教育的には35人と25人を比べると25人の方が良いのは明確である、と述べた。また、立川委員は、知事がまだ知らないとか、手続上のプロセスに問題があるのは分かったが、私は3歳児の子を持つ母として、1クラスの子どもの数は25人以下でお願いする、と述べた。

立川委員の意見に対し、中原教育長は、市町村の裁量を25人以下に拘束するのであれば、その根拠を議会や市町村に示さなければなりません、説明できますか、と問い返した。これに対し、立川委員は、小さな声で「いいですよ」と答えた。

しかし、中原教育長は、責任をもって（市町村の裁量を）25人限度で拘束すると言えるのか、（自分が言っているのは）25人がダメと言っているのではなく市町村が選べる幅を広げる（ということである）、上乘せ条例にするまでの納得のいく根拠がないのではないかと、などと発言した。

- (4) そして、小河職務代理は、今委員会が終わったばかり、その後突然集められてこの議論、なぜこんな時間のない中で議論することになったのか、と述べた。

井上貴弘委員（以下、「井上委員」という。）は、今は25人か35人かを話しているのではない、市町村の裁量に委ねるかどうか、25人以下に縛ることについて、知事に意見を言うかどうかということ話し合っている、知事と違った意見を言うことのリスクはどうか、それでリスクが大きくなるならあえてこのタイミングで言わなくても良いのではないかと、

と述べた。

橋本次長からも、知事の提案と違う意見を教育委員会が出すのであれば、それなりの根拠がある、これまでそのような事例がないので、知事提案と違う意見であれば慎重にしなければならぬ、との発言があった。

これを受けて、小河職務代理は、もう少し時間をかけ資料をもらって議論すべきではないか、と提案したが、中原教育長は、この後すぐに知事と府民文化部との話合いがあり、そこで教育委員会としての意見を述べることになっている、結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき、異なる意見が付されていても、しっかりと議会で議論していただき、最後は議会が決議するのが民主主義（である）と述べ、さらには、今までの役所のやり方を変えるために職をかけている、とも述べて、教育委員会としては25人案に対しては意見を述べる意向であることを繰り返し説明した。

これに対し、小河職務代理が、中原教育長のいうことが全部正しいなら論理的に教育長のいう提案のとおりになる、と述べ、陰山英男教育委員会委員長（以下、「陰山委員長」という。）が、教育長がそこまで言うなら、そのとおりにやってみればいいのではないかと、教育長に任せる、と発言した。

- (5) 最後に、中原教育長が、これから知事に意見を言って、知事が35人以下といえれば異議なしとしてそのまま手続きを進めるが、25人以下と仰ったときは皆さんにご報告しつつ教育委員会としてこの意見を付ける方向で進める、それでよろしいかと述べた。

かかる中原教育長の発言については、意見集約の発言があったこと自体、そして概ね記載のような内容であったことについては教育委員に異論はないが、配布された資料についての説明がなかったこともあって、教育長が述べた「この意見」なるものが資料2に書かれた意見であることを特定しての発言であったかどうかについては、そのような言葉まではなかったと述べる教育委員もいて、認識が一致していない。

そして、意見の集約について、挙手採決の手続きは取られなかった。ただ、他の教育委員からの発言も特になかったことから、意見交換は終了した。

2 知事への説明及び知事の判断

9月19日意見交換終了直後の9月19日13時より、知事に対する条例改正案の内容についての説明がなされた。出席者は、知事、小西副知事、中原教育長及び橋本次長他である。事務局によれば説明時間は15分から20分程度であったとのことであった。

小西副知事は25人以下とする知事部局案を報告したが、直前の意見交換を踏まえた中原教育長からの報告を受けて、知事は、認定こども園条例改正条例案を変更して、公立幼稚園のみならず、私立幼稚園についても、3～5歳児の学級編成は35人以下とすると決定した。

これにより、改正条例案が変更となることから、変更後の案による再度のパブリックコメントの実施が必要となり、9月議会冒頭での提案は不可能となって、改正条例案の議会への提案は、パブリックコメント実施後の10月上旬以降となった。

3 教育委員への電子メールによる報告

同日夕刻、大井孝志教育総務企画課総務グループ総括補佐（以下「大井補佐」という。）は、

全教育委員あてに、知事説明の結果及び今後の予定を電子メールで報告した（資料5）。同メールは、件名が「FW：認定こども園に係る条例についてのご報告について」とされ、本文の内容は、「本日の教育委員意見交換でご相談させていただきました認定こども園に係る条例につきましてご報告させていただきます。」として、①学級編成について公私ともに35人以下すると知事が判断した、②パブリックコメントを来週から実施し、9月前半議会に追加提案（10月8日ころを予定）したい、③追加提案にあたり知事から意見照会があるが委員会を開催する暇がないので教育長「専決」としたいので了承されたい、と記載されていた。

各教育委員からは、異議ないし回答も含めて誰からも返事はなかった。

なお、③において「専決」とあるのは、用語としては「代決」が正しい²。

第4 9月19日意見交換後の状況

1 パブリックコメントの実施

3歳児の学級編成基準について35人以下とする条例改正案のパブリックコメントは、9月22日から10月1日の間に実施された。1744名から1744件の意見が出され、35人以下とされたことについて批判的な意見が大勢を占める結果となった。意見集約は10月2日には完了していた。

なお、このパブリックコメントの結果については、各教育委員には議会に先立って伝えられてはならず、各教育委員は、10月15日の教育常任委員会における議員の質問によって初めて知ったのである。

2 教育委員会に対する知事からの意見照会及び知事の追加提案

10月8日に、3歳児の学級編成基準を35人以下とする条例案について、知事から教育委員会に対し意見照会がなされた。

これに対して、同日、中原教育長は、9月19日意見交換での協議内容を踏まえて、教育

² 「専決」とは、知事の権限に属する事務のうち、予め定められたものについて、常時、補助機関にある職員が、知事に代わって決裁することをいう。「代決」とは、知事又は専決権者が事故（出張、病気等の理由により決裁できない状況のこと）の場合に、予め定められた者が、臨時に代わって決裁することをいう（大阪府「文書事務の手引き」）。

なお、本件で、教育長は、条例改正案に関する意見具申について、専決することはできない（大阪府教育委員会事務決裁規則第4条・第3条6号）。

【参考】（専決に関して）

大阪府教育委員会事務決裁規則第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

⑥ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。

同規則第4条 教育長は、前条各号に規定する事項及び他の規則に特別の定めがある事項を除くほか、事務を専決することができる。

【参考】（代決に関して）

大阪府教育委員会事務決裁規則第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

③ 代決 委員会の会議が開かれないとき又は専決する者が不在のときに、委員会又は専決する者に代わって決裁することをいう。

同規則第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

同規則第7条2項 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

長の代決により、異議のない旨知事宛に回答した。

そして、追加提案については、一般質問の最終日に出されることが慣例となっていることから、翌10月9日、知事より府議会に条例案が追加提案された。

3 教育常任委員会での議員質問対応

3歳児の学級編成基準を35人以下とする条例改正について、府議会において野党から異論が出され、10月15日及び17日に行われた府議会の教育常任委員会で、共産党のくち原委員から教育委員会に対して質問がなされて、条例改正案について反対する意向が示された。議会では、もともと25人以下としていた改正案について、教育委員会の「決議」を受けて知事が判断を変更して35人以下とする改正案となったとの前提で、そのことが問題であるかのような発言が議員からなされていた。

議会発言記録（未定稿）によると、10月15日に中原教育長は、くち原委員の質問に対し、「事実の訂正なんですけども、私が口をはさんだんじゃなくて、教育委員会としてまず意見を申し述べました。それから、意見照会に答えたという正式な手続きですんで、口をはさんだというのは、ことばとして間違っていると思います。」と答弁した。また、10月17日の府議会終了後、共産党から、教育常任委員会において、各教育委員に対して個別に条例改正に関する質問が行われる可能性が示唆された。

(1) 教育委員の打ち合わせ

そこで、10月17日の夕刻に、想定質問に対する回答について、中原教育長を除く教育委員で打ち合わせが行われた。

その際、立川委員は、9月19日意見交換について、了承は5対1（当時の教育委員の総数は6名であった。）の多数決でなされたものと思っていた、事務局が用意した想定答弁案は納得していない（のでそのような答弁はできない）、と述べた。また、立川委員は、9月19日意見交換でもっとはっきり反対だと言っておけばよかった、後悔・反省している、と橋本次長と見浪課長に伝え、2、3日（週末に）冷静に考えたい、と言って帰宅した。

(2) 橋本次長及び中原教育長と立川委員の電話

週明けの10月20日、橋本次長が立川委員に架電し、意向を確認したが、立川委員は、9月19日意見交換については5対1（の決定）でもいいのではないかと、パブリックコメントの結果を聞いたらますます25人とすべきとの考えを変えるべきではないと思った、と回答した。橋本次長は、立川委員に対し、教育長と会って話をしてくださいと伝え、立川委員との電話の結果を中原教育長に伝えた。

この電話の後、さらに中原教育長が翌日の答弁の件で立川委員に電話をした。中原教育長には後の予定があったことから、時間になると10分から15分程度の短いものであったが、立川委員の意見は変わらなかった。

(3) 中原教育長と立川委員の答弁の打ち合わせ

10月21日12時ころに、中原教育長、教育次長、教育総務企画課長ほかと、立川委員とで答弁に関する打ち合わせをした。内容は、調査報告書（第1次）において認定したとおりであるから、省略する。

4 条例案の変更，変更後の条例案に対する意見照会，改正条例案可決

10月24日に知事，小西副知事，植田副知事，府民文化部長，橋本教育次長，私学・大学課課長ほかにより，認定こども園条例改正条例案に関する協議を行った。

知事は，学級編成基準を35人以下としている現行改正案を撤回し，25人以下とする旨決定した。

同日，知事から，教育委員会に対し，学級編成基準を25人以下とする条例案を新たに提案することについての意見照会がなされた。知事への回答期限が27日月曜日（24日は金曜日。）午前中であったことから，教育長は，代決を行うに当たり，教育委員に賛否を確認する電子メールを同日夕刻に各教育委員に送付した。

10月27日午前中に，教育委員会事務局が各教育委員に電話により意見照会に対する回答の賛否について確認したところ，全員異論がなかったことから，同日午前中，中原教育長は，代決により異議がない旨回答した。

同日，知事が府議会本会議に学級編成基準を25人以下とする条例案を提案し，府議会で可決された。

大阪府教育委員会事務決裁規則（以下「事務決裁規則」という。）によれば，教育長が代決したときは，速やかに委員会の会議において報告し，その承認を受けるものとする定められているが（第7条第2項），認定こども園条例改正に関する代決についてはいずれも係る手続は履践されていない。

第3章 当調査チームの見解

第1 はじめに

当調査チームの見解について，「第2」において9月19日意見交換の位置づけ（法的性格及び協議対象）について明らかにした上で，「第3」において本件調査事項について認められる問題点を挙げることとする。

第2 9月19日意見交換の位置づけ（法的性格及び協議対象）

1 会議の法的性格

9月19日意見交換は，正式な教育委員会の会議の場ではなく，会議終了後に，場所を教育委員室に移して行われた。

会議終了後の意見交換は，意見交換ないし「ソファ・レク」と呼ばれ，普段から行われており，主として次回及び次々回の正式な教育委員会会議において上程される内容についての説明，質疑応答並びに重要な事項の進捗状況についての報告が行われ，ときとして重要な課題に取り組んでいる場合には，当該課題の意見集約のための議論がなされる会議であり，非公開である。

教育委員会の正式な会議であれば，地方教育行政の組織及び運営に関する法律12条1項に基づき委員長が会議を主宰するが，会議終了後の意見交換は，テーマの設定を含めて事務局が主導して進行するのが通例であった。

意見交換のテーマ及び資料は，通常会議当日の会議開催前に事務局から配布されていたが，

9月19日意見交換のテーマについては、当日開催の教育委員会会議の前に配布された「教育委員意見交換」と題する書面には、「1 南河内地域における中高一貫校の設置に向けた検討の状況について ※資料持ち込み」という記載があるだけで、認定こども園条例改正の件についてはテーマとして記載されておらず、事前の資料の配付もなかった。

また、意見交換は通常2時間から3時間にわたって行われるが、9月19日意見交換においては、中原教育長のほか、他の委員にも予定があったため、他のテーマを含めて約2～30分程度の時間しかとれなかった。

9月19日の意見交換も、正式な会議ではないので、そこに出されたテーマは教育委員会としての議決事項ではなく、仮にテーマに関して何らかの合意なり了解がなされたとしても、教育委員会としての正式決定となるものではない。この点については、当調査チームのヒアリングでも、教育委員全員及び橋本教育次長の認識は同じであった（中原教育長及び教育委員会事務局も府議会において教育委員会の決定という答弁はしていない。）。

2 協議の対象

(1) はじめに

9月19日意見交換で協議した対象が、知事からの意見照会事項であれば、事務決裁規則第3条第6号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、教育委員会の議決事項となるが、その時点では知事からの意見照会はなされていないのであるから、協議の対象にはならない。それでは何が意見交換の対象になっていたのか、この点について以下事務処理手続の面及び法的側面から検討する。

(2) 事務処理手続

大阪府での認定こども園条例改正に関する事務手続上の決裁手続は、福祉部（子育て支援課）、府民文化部（私学・大学課）及び教育委員会事務局（小中学校課）の3つの事務局の決裁が揃った上で（法規担当課の確認を経て）知事が決裁することにより最終的に完了することになっている。そして、教育委員会に対し知事から意見照会がなされた後、認定こども園条例改正案が議案として議会に提出されることになる。

教育委員会事務局内部では、子育て支援課起案にかかる「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について」と題された決裁文書に基づいて、9月3日に、初めて中原教育長に対し条例改正案の内容説明がなされたが、教育長から改正案に対する意見が述べられたため決裁が得られず、そのため、全体の決裁手続が未了の状態となっていた。

教育委員会事務局としては、意見を付すことを条件に合議^{あいぎ}を承認する、すなわち決裁をすすめる方針であったが、これに対して他部署及びその責任者であった小西副知事において意見を付さないで済む形での手続の処理を模索するなどしていたため、調整に時間を費やしていた。

こうした状況下で9月19日にもたれた知事に対する説明の場は、知事が府の方針を最終判断として意思決定し事務処理を進めるための、決裁手続の一環としての意見調整の場としての性格を有していたものである。

したがって、9月19日意見交換は、最終的な意見調整の場で、教育長が教育委員会事務局の長として知事に対し意見を述べるため、教育委員に対し事前に意見を求めたものと考え

られるのである。

このように、大阪府の事務処理手続の観点からは、9月19日意見交換での協議の対象は、教育委員会事務局の長としての教育長が決裁手続の一環である意見調整の場において知事に意見を述べる、その内容についての検討であったと思料する。

(3) 法令の定め

また、法令から見れば、知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、認定こども園条例改正の議案を策定する場合には教育委員会の意見を聞かなければならず、教育委員会としては、同条により、知事に対して意見を述べる機会が法律上確保されており、これを受けて事務決裁規則第3条第6号の定めが設けられている。

言い換えると、法令上、認定こども園条例改正について教育委員会として知事に対して意見を述べることができるのは、かかる場合のみであり、仮に教育委員会が意見照会を受ける前に意見表明をすとしても、事実上の参考意見的なものにすぎない。法令の定めから見ると、9月19日の知事に対する説明の場での教育長の意見は参考的な意見であるに過ぎないが、知事の判断によっては事後に意見照会がなされる可能性があることから、意見照会があった場合に備えて、事前にその時に付すべき意見の内容及びその前提となる認定こども園条例改正についての教育委員会の考え方について検討しておく必要があったと考えられ、それを協議するために、当日急遽意見交換の場に協議テーマとして提出されたとも考えられるのである。

(4) 結語

9月19日意見交換の法的位置付けについては以上に述べたとおりであるが、実際になされた協議の性格は、事務処理手続上の観点と法令上の観点を併せて持っていたものとする。すなわち、協議の対象は、①教育長が決裁手続の一環としての意見調整の場において知事に説明をするための発言内容についてであり、同時に、②仮に意見照会に対して意見を付すこととなった場合に備えて予め付すべき意見の内容及びその前提となる認定こども園条例改正に関する教育委員会の考え方についての検討、の2点であったと考えるのである。

3 同日夕刻の教育委員への電子メールによる報告

大井補佐から教育委員へ送信した電子メールの記載には、代決についての事前の承認を確認する内容を含むものとなっているが、教育長による代決は、事務決裁規則5条にあるとおり、緊急やむをえないときに行うものであるから、時間的余裕がある場合は、本来これに該当することはありえず、代決について事前に承認を得ておく必要性はない。

したがって、仮に、電子メールを受けて教育委員が代決について了承したとしても、あくまでその時点での了承を示すものであって、事前の承認に該当したとしても、事情変更となる事象が後日発生することがありえるのであるから、その承認は最終的かつ確定的なものではない。

そして、同様の理由で、9月19日意見交換自体が代決の事前承認をも含んでいたということも直ちには認められない。

4 代決の事前承認について

- (1) 中原教育長及び教育委員会事務局は、9月19日意見交換における協議及びその後各教育委員に対して送られた電子メールの意味について、将来改めてなされることになる知事からの意見照会に対する「教育委員会としての意見」に関して、代決の事前承認を包括的に含むものと当然のように解釈していた。

確かに、教育委員会の主管ではない条例の制定ないし改正について、次に開かれる教育委員会までに知事からの意見照会に対する回答手続を取ることが時間的に困難である場合に、意見交換において概略の説明及び各教育委員において異議のない旨を確認し、その後の意見照会に対する回答手続を代決の形で行うといった慣行があるようである。しかし、適正な意思決定を行う上で、代決を多用する安易な慣行は是正する必要があると考える。

- (2) 事務処理手続の一環としての合議^{あいぎ}の承認と、意見照会手続に対して教育委員会として意見を述べることは、厳格に区別して考えなければならない。

事務処理手続としての合議^{あいぎ}が終了しておらず知事からの意見照会が現段階では正式には来ていないとしても、事務処理手続終了後には必ず知事から教育委員会に対して意見照会がなされることになるのであるから、将来知事からの意見照会があった際の「教育委員会としての意見」を事前に集約するのであれば、単に意見交換の場で事実上協議するだけでなく、意見につき教育委員会として正式に決議を取るのが原則である。

これまでの慣行的なやり方では、正式な会議ではない「ソファ・レク」と称する意見交換の場（決議が取られることはなく、情報提供もその場限りの一方的なものであることは前述したとおりである。）で事実上の協議をただけで、委員会での正式会議を経ないまま、代決の手続だけで「教育委員会としての意見」が決議として扱われることになることから、「代決」の多用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の趣旨を潜脱してしまうおそれがある。

- (3) また、一方、知事からの正式な意見照会前に、将来の意見照会に対する「教育委員会としての意見」を教育委員会が先に決議しても、その後の事情変更等に対応できるよう、各教育委員に対する適切かつ迅速な情報提供に努め、知事からの意見照会に対する教育委員会としての意見をいつでも変更できる余地を残しておく必要があることはいうまでもない。

第3 認定こども園条例改正に関する意思決定プロセスの問題点

1 事務局として教育委員会に意見を聞くために必要な準備期間

- (1) 認定こども園条例改正は、認定こども園の認定手続を簡素化して参入事業者を増やし、待機児童の解消につなげるという法改正を受けて行うものであったが、学級編成基準の在り方を含め、地方分権とも絡み、重要な論点を含むものであった。9月議会の前半において議案提出する必要があったことからすると、9月及び10月の教育委員会の会議は9月21日及び10月29日であったから、9月3日時点で、議案提出までに教育委員が定例で集まる機会は9月21日しかない状況であった。

- (2) にもかかわらず、教育委員会の権限に属するすべての事務を掌るとともに、教育委員会のすべての会議に出席して、議事について助言する立場にある（地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第17条)教育長が、条例改正案について初めて知ったのが、条例改正案が知事部局でほぼまとめられた時期の9月3日であったことと、教育委員に説明して意見を聞くための必要な期間も全く確保されていなかったという、手続き上の問題があった。

- (3) さらに、意見を付することを条件に合議^{あいぎ}を承認するという形での決裁対応は、教育委員会事務局として初めてのことで経験がなかったことから、事務局間での調整に時間を要する可能性があったことと、教育委員が内容を理解して意見を述べるにしても、案件の性格から、通常案件以上に時間を要すると想定されるのであって、その点を勘案すれば、一層期間が不足することは予測し得た筈である。

教育長への説明が9月3日となったことについては教育委員会事務局内において認定子ども園条例改正が主たる所管ではなかったために問題意識が不足していたことが原因であったとのことであるが、なにゆえ教育総務企画課ないし教育長への事前の説明を要することについて問題意識の不足が生じたのか、その点の分析と併せて如何に再発を防ぐかという問題がある。

- (4) そして、9月19日意見交換は、そもそも教育委員に対し認定子ども園条例改正についての事前説明及び情報の提供は全くなく、当日午前中に配布する意見交換の次第にも中高一貫校に関する事項だけの記載であり、認定子ども園条例改正が意見交換のテーマになることについて、その場になるまで教育長を除く教育委員には全くわからなかったのである。

9月3日以降、中原教育長及び教育委員会事務局としても、中原教育長の指示により、改正案についての理解及び関係各部署との調整等に時間を取られていたという事情から、教育委員に対する説明する機会を設ける時間的余裕がなかったと思われるが、そうであっても、できるだけ教育委員の理解が得られるように、少なくとも9月19日より前、例えば、教育委員会事務局案を了解した9月10日ころには教育委員に対し何らかの形で事前説明ないし情報の提供ができたのではないかとの問題がある。

ましてや、本件は、認定子ども園の制度のみならず改正案について理解することが容易でない案件であること、加えて知事部局案に対し反対意見を付するということが今までに例がなかったということであるから、なおさら必要性があったと思われるのである。

- (5) 以上のとおり、事務局として教育委員の意見を聞くための準備期間として、①必要な期間が確保されていなかったのではないかと、②さらに早期に教育総務企画課ないしは教育長に対し情報提供する必要性があったのではないかと、③準備期間が短かったとしても、9月3日以降同月19日までの間、例えば10日ころには教育委員に何らかの形で事前説明ないし情報提供ができたのではないかとといった問題点を指摘することができる。

2 協議時間

- (1) 9月19日の意見交換における認定子ども園条例改正に関する協議時間は、実質わずか15～20分であったが、「1、(1)」の項において述べたように、内容において重要な論点を含んでおり、また、制度自体が複雑で容易に理解できるものではなかったことから、教育委員が初めてその場で聞いて、理解し、意見を述べるには、あまりにも時間が短すぎたという問題がある。資料1から資料3まで説明資料3枚を配布しているが、その資料について説

明する時間もなかったのである。もし説明をしておれば、それだけでも15～20分はかかったと思われる。

- (2) 意見照会があれば付するとした意見の内容についても、「上乘せ条例を制定する根拠がないということであって学級編成の人数の多寡の問題ではない」というのは論理的にはそのとおりであるが、条例において学級編成基準の人数の上限を上げるということは、上限規制を緩めるということであり、結果として従来の上限である25人を上回る学級編成の増加につながる可能性もあり、その点から行政サービスの低下をもたらすと捉えられる可能性もありうることから、配布された意見の内容と人数の問題とを区別して理解することは容易ではなく、このような短時間の協議で理解することは困難であったと考えられる。
- (3) これに加えて、9月19日意見交換での中原教育長の発言は、資料4にも表れているとおり、大阪府の行政の進め方を問題視し、「一石を投じたい」「結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき。」「今までの役所のやり方を変えるために職をかけている」といった発言のほか、未だに副知事までしか情報が行っておらず知事に知らされていないとして小西副知事の進め方の問題についても強調していたことから、この点からも9月19日の意見交換で中原教育長が協議を求めた真意が一体何であったのか（改正案に反対意見を述べるのか、知事部局の進め方に異議を述べるのか）を理解することも容易ではなかったと認められる。
- (4) 以上のとおり、協議時間については、①教育委員会として認定こども園条例改正に関する意見交換をするについて、協議時間が短時間に過ぎたのではないかと、②協議時間がこれほど短時間しか取れないのであれば、協議の対象とすることを見送るべきではなかったのではないかとといった問題点がある。

3 意見交換の位置づけないし協議の対象

- (1) 9月19日意見交換の位置づけについて、中原教育長及び教育委員会事務局は、知事の判断によっては、後の意見照会の場面において意見を付して回答することになることから、同日の13時から知事に説明に行くに際して、仮に意見を付すこととなった場合に備えて、付すべき意見の内容及びその前提となる認定こども園条例改正に関する教育委員会の考え方について協議の対象とするものと考えていた。
- (2) しかしながら、他方において、大阪府の事務処理手続の点からすれば、中原教育長が同日13時に知事に説明に行くのは、第2の2(2)で述べたとおり決裁手続の過程における調整の一環としてであったことから、各教育委員としては、将来仮に意見を付すこととなった場合に付すべき意見の内容が協議の対象となっているのではなく、事務局トップとしての教育長が、府内の事務局間調整の場面で発言するについて参考意見を求めたに過ぎないと捉える余地があった。

実際に、陰山委員長は、当調査委員会に対し、9月19日意見交換の意味について、「知事部局に対し、市町村ごとに上限を決められるよう、国と同じ基準の35人にする案を、教育長が主張していくことを了承した」だけである、すなわち、知事部局との調整において中原教育長が意見を言うことは止めない、との認識であったと述べている。

小河職務代理や立川委員も、将来なされる知事からの意見照会に対する「教育委員会とし

ての意見」を決める趣旨であったとまでは理解できなかった、という趣旨のことを述べている。これに対し井上委員は、事務局の考え方については理解していたが、それでも、中原教育長からの説明を聞いて、中原教育長が知事のところに話に行くにあたって、この内容（資料2のこと）で話をしてもいいかということについて了承を求めているものと理解した、と説明している

- (3) このように、9月19日意見交換における説明及び意見交換の状況においては、意見交換の位置づけが、中原教育長及び教育委員会事務局が考えていたとおりに明確に示されていたとは必ずしも言えないのであり、「1」及び「2」の項において述べた準備期間と協議時間の不足と相俟って、教育委員が、知事から意見照会がなされた場合に付すべき意見の内容についての検討ではなく、教育長が事務局間の調整の場面において発言するについて参考意見を求めたに過ぎないと認識したとしてもやむをえないものがあつたと言えるのである。

別の観点から見れば、かかる位置づけないし協議対象についての不明確さは、9月19日13時からの知事への説明において述べようとする中原教育長の意見と関連づけて協議したことにその原因があるとも言える。

仮に、知事への説明の点とは無関係に、端的に、(学級編成基準を25名とするか35名とするかについての)将来の意見照会に対する回答についての協議とだけ位置づけておれば、テーマを明確にすることができ、少なくとも、教育委員間の認識に齟齬は生じなかったと考えられるのである。

かかる観点からは、中原教育長が、知事への説明において自分が述べる意見に第一次的に関連付けて教育委員の意見を聞く必要性がどれほどあつたのかが問題点として指摘できる。

- (4) また、大井補佐から教育委員へ送信した電子メールについては、その位置づけは「第2」の項において述べたとおりであり、これにより、9月19日意見交換の代決の事前承認としての位置づけが明確となつたと判断するのは早計である。
- (5) 以上のとおり、9月19日意見交換の位置づけないし協議の対象については、①位置づけないし協議の対象が教育委員に対して不明確であつたのではないか、②準備期間及び協議時間の不足という状況からすれば、9月19日13時からの知事への説明の場のために意見を聞くということにはせずに、端的に将来の意見照会に対する回答だけに絞るべきだつたのではないか、といった問題点がある。

4 意見集約の在り方

- (1) 9月19日の意見交換については、前記のとおり、教育委員の意見を聞くために必要な準備期間が確保されていなかったのではないか、準備期間が短かつたとしても9月19日までの間に教育委員に何らかの形で事前の説明ができたのではないかといった問題点が存したが、かかる問題点があつたがゆえに、実際に行われた9月19日意見交換自体については、意見を述べるための前提となる情報提供ないし説明が十分とは言えず、このような極めて不十分な情報・説明の下で質疑及び意見交換をしても議論が尽くされたと言うにほど遠い状況であつたことは明らかである。

- (2) にもかかわらず、認定こども園条例に改正に関する問題について進行役を務めた中原教育

長が、最終的に、異議なしの形で意見集約を行った。しかし、議論が尽くされていない状況において強引に幕引きがなされたとの印象が否めず、意見交換の進行役を務めた中原教育長の意見集約の在り方にも問題があったと言わざるをえない（既に述べたとおり、正式な教育委員会の会議であれば委員長が主宰するが、会議終了後の意見交換であったことから、認定こども園条例改正の件については教育長が進行役を務めていた。）。

これに対して、異論があれば最終的な意見集約の段階でその旨述べればよかったのではないか、議論が尽くされていないのであればその旨述べればよかったのではないかといった疑問点が指摘されるのであるが、一般論としてはそのとおりであるとしても、意見集約できるまでに議論が熟したか否かについては会議体の進行役の責任において判断すべきであるから、進行役を務めていた中原教育長の判断に問題点が残るのである。

「1」及び「2」の項で述べた準備期間と協議時間の不足については、原因の1つであるとは言えようが、協議の時間が議論を尽くすのに不足していれば、いかに協議を終了すべき時刻が迫っていたとしても、意見集約に踏み切るべきではなかったのであり、時間が不足していたにもかかわらず意見集約に踏み切った判断には問題がある。

このように、意見集約の在り方については、議論が尽くされたと言うにはほど遠い状況であったにもかかわらず、強引に意見集約をしたのではないかと疑問が残る。

- (3) なお、一般に、最終的な意思決定の段階において、9月19日の意見交換のように、いわゆる「異議なし」の形の意見集約は、広く行われており、これ自体が意見集約の在り方として法的に問題があるということにはならない。ただし、「異議なし」の形で意見集約をする場合に、その場面において異議を述べる者がいなかったとしても、それが直ちに全員一致による議決と解することは一般的とは言えず、仮に中原教育長及び教育委員会事務局が全員一致による議決がなされたと考えていたとすれば、この点についても問題が残る。

5 9月19日の意見交換後の情報提供

9月19日の意見交換については、「1」及び「2」の項で述べた準備期間と協議時間の不足の問題があり、このことは、中原教育長及び教育委員会事務局としては当然認識すべきであったし、実際に程度の差こそあれ、これらの点について問題があることは認識していたと認められる。

9月19日の意見交換の後には、9月22日から10月1日までパブリックコメントが実施され、当然ながらその後の10月8日に正式に知事から意見照会がされているのであるから、9月19日の意見交換での意見集約を最終的・確定的なものとしてせず、意見照会に回答する前に、最低限パブリックコメントの結果について情報提供を行い、何らかの形でパブリックコメントの結果を踏まえた意見を聞く必要があったと思われる。実際、今回のヒアリングにおいて、教育長を除く教育委員のいずれもパブリックコメントの結果を知らされておれば、反対ないし意見を変更する可能性があったと述べているのである。

そして、意見を聞く方法としては、臨時に教育委員会の会議を開催する、委員に個別に説明して理解を求める、あるいは、電子メールにて意見を尋ねるなどが考えられるが、いずれにしろ、何らかの形で再度意見を聞く必要があったと考えられる。

また、このほか、9月19日の意見交換後の経過等についても情報提供が必要であった。

以上のとおり、9月19日意見交換の後の取り扱いとしては、①パブリックコメント結果を情報提供した上で意見照会に対する回答の前に何らかの形で結果を受けた意見を聞く必要があったのではないかと、②パブリックコメント結果以外にも情報提供が必要だったのではないかと、という問題点を指摘することができる。

6 結論

以上のとおり、認定こども園条例改正に係る教育委員会としての意思決定プロセスには、準備期間、協議時間、意見交換の位置づけないし協議対象、意見集約の在り方及び意見交換後の情報提供について問題点が認められることから、意思形成手続きの適正化のために、これらの問題点について、教育委員会として意見集約し、改善することが望ましいと料する。

添 付 資 料

- 資料1 大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について
- 資料2 「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」について
- 資料3 認定こども園の種類（類型）
- 資料4 教育委員意見交換の概要（未定稿）
- 資料5 各教育委員あて電子メールの本文

以上

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について

【公立認定こども園における学級編制基準についての意見】

- 今般、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、基礎自治体である市町村が主体となって取り組むことが定められた。そうした中、今回新たに制定された幼保連携型認定こども園の学級編制基準については、これまで国の基準（35人以下）を“参酌”して定めるものとしていたものが、基準に“従い”定めるものと改正された。また、幼保連携型認定こども園を市町村が設置、廃止等を行う場合は都道府県知事の認可ではなく届出と規定されたところ。（都道府県は市町村が設置するにあたって最低要件を定めるもの）
- 一方、幼稚園の学級編制における1学級の子どもの数について、現在、市町村は、市立幼稚園設置条例・市立幼稚園の管理運営に関する規則等により、国基準どおり35人以下の範囲で定めている。
- 学級編制基準について、国基準では35人以下のところ、3歳児については25人以下とする、所謂、上乗せ条例を制定することは、利用者の利用可能性が縮小されたり、事業者にとっての参入の敷居が高くなる可能性を含んでいる。併せて、上乗せ規制を必要とする特段の事情（子どもの生命・身体の安全性等）がなければならないが、公立の幼保連携型認定こども園の設置については届出制となっている法改正の趣旨、大阪府が推進してきた地方分権の考え方及び待機児童の解消の趣旨に照らせば、公立認定こども園の1学級の子どもの数については、住民に一番近い市町村が、地域の実情に応じて基準を設定することが望ましい。（今回、上乗せ条例を制定する積極的な理由は見当たらない）

「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」について

■今回の国の制度改正の背景

- 認定こども園制度の改善
 - ・「幼保連携型認定こども園」の認定手続きの一本化

■改正のメリット

- 認定こども園については、これまで幼稚園・保育所について、個々、認定手続きが必要であったが、その手続きが一本化される
 - ⇒事業者にとっては、認定手続きが簡素化され、参入しやすくなる
 - ⇒参入事業者が増えることで、子どもの受け皿が増え、待機児童の解消につながる
- 幼稚園部分についても保育所基準が適用されることで、幼稚園部分の人員配置が手厚くなる

職員配置（幼稚園基準＝35人につき1人）
（保育所基準＝3歳児 20人につき1人 4～5歳児 30人につき1人）

 - ⇒利用者にとっては、園児に対応する職員が増えることによりサービスが向上する
 - ⇒認定こども園における雇用機会が増える
 - ※雇用による人件費の負担増については、財政措置が施されることになり、事業者にとって、財政的なデメリットとはならない

■国基準の改正

- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

- ・「幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備、運営に関する基準」 ①
（内閣府、文科省、厚労省令第1号（平成26年4月30日付））
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な基準」の改正 ②
（内閣府、文科省、厚労省告示第2号（平成26年7月31日付））

※ 都道府県、指定都市、中核市は①②をもとに、条例を定めることが必要

■府条例改正の内容

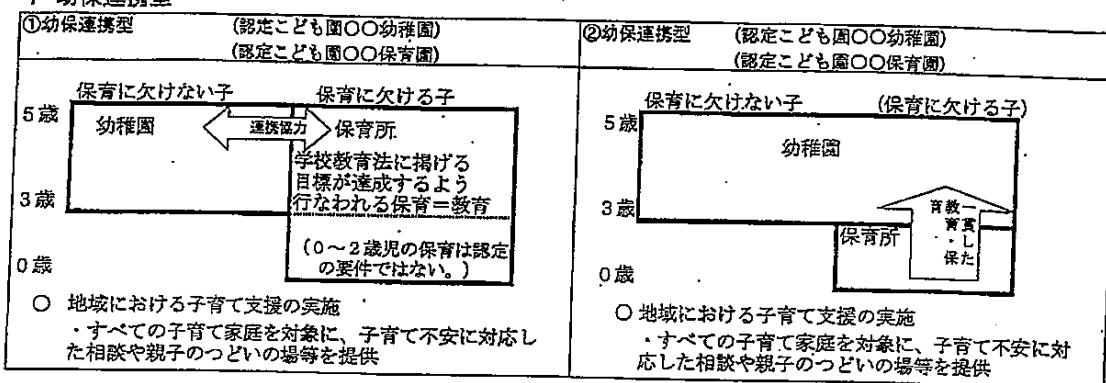
国基準に準じる主な条項	国基準を上回る基準を定める条項
[保育室または遊戯室の面積]（第11条） ・保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければいけない。 [調理室]（第13条） ・認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。 [認定こども園である旨の掲示]（第24条） ・認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。	[学級の編成]（第5条） ・1学級の子どもの数 満3歳以上4歳未満の子ども <u>25人以内</u> 満4歳以上の子ども 35人以内 [理由] 3歳児は、個人差が大きく、それまでの家庭生活での経験も少なく、よりきめ細かい対応が必要となる。

■今後のスケジュール

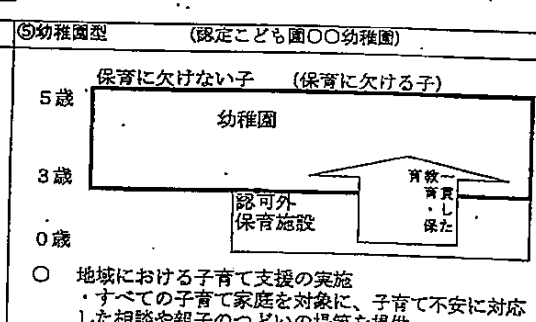
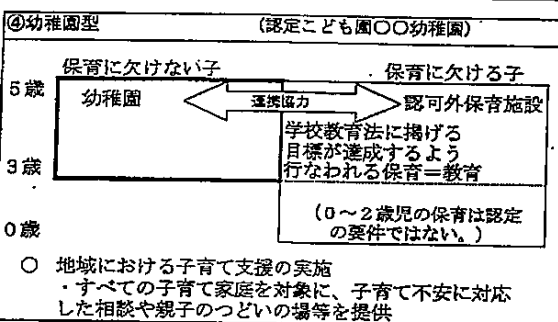
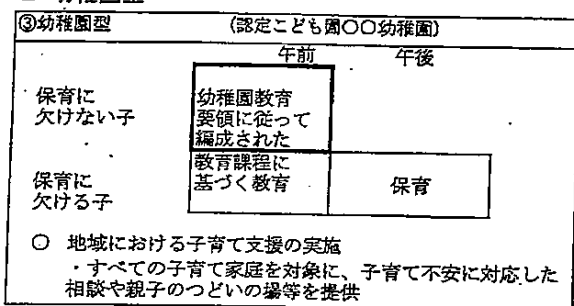
- 施行期日
 - ・一部改正法の施行の日（平成27年4月1日予定）
- 府条例の公布
 - ・平成26年11月1日公布（予定）
 - 子育て支援課が12月から事業者の申請を受け付け、1月から審査を行う予定

認定こども園の種類（類型）

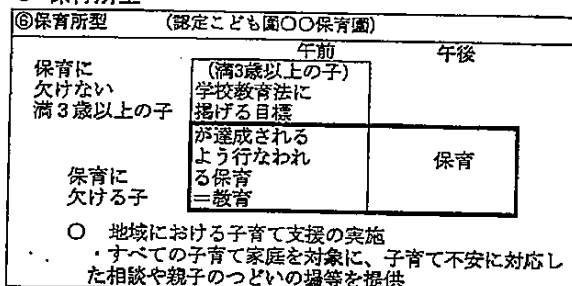
1 幼保連携型



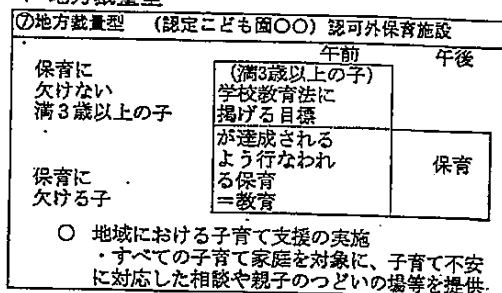
2 幼稚園型



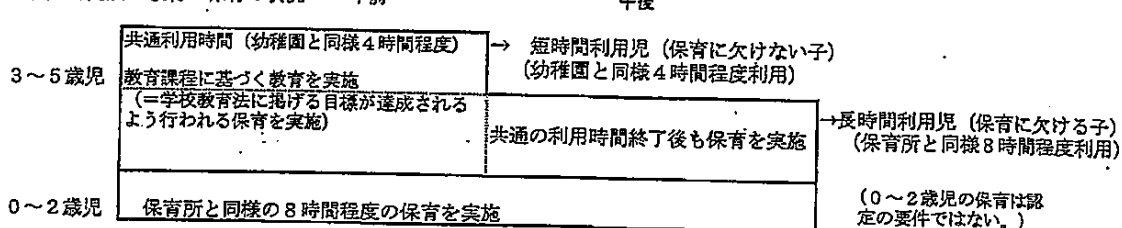
3 保育所型



4 地方裁量型



○利用時間別の教育・保育の状況



教育委員意見交換の概要（未定稿）

日時：平成 26 年 9 月 19 日（金）12:00 頃～

議題：「認定子ども園条例」の改正について

出席者：全教育委員、教育監、教育次長、教育総務企画課長他

〔発言概要〕※本概要は、出席者の記憶を基に作成したものであり、テープおこしではない。

○中原教育長

- ・ 35 人は、国が税金を使って、時間とお金をかけて調査した数字。
- ・ 「参酌して」から「従い」に変更
- ・ 25 人とすると、入れない園児がでる可能性が将来生ずる。市町村を縛ることに、正当な理由がない。
- ・ 25 人と 35 人だったら、大けがをした等の事例もない、安全性に大きな違いがでるといことも他部局から伺っていない。
- ・ 25 人がよいという客観的・説得的な根拠は示されていない。事務局員に聞いても、納得のいく根拠は出てこなかった。
- ・ 職員配置基準では、20 人に 1 人の職員がつくことになっている。
- ・ 教育委員会としては国基準の 35 人のままで良いという事を、知事に意見するかどうかの相談。市町村の判断で 25 人も可能なので、裁量を広げるという点で合理性があろう。
- ・ これまでなら知事部局と違う意見は言わなかったが、やはりわざわざ意見を求められているので、しっかり教委として判断し、自分の意見を述べるべき。現に事務局の有望な若手職員も頭から「知事部局に合わせればそれでよい」と思ってしまう状況なので、これまでのやり方を変えるためにも知事に自分達の意見を言うべきだと思う。意見照会への回答であり、知事の意見と異なっても問題はなく、議会サイドから言われても十分に対応できると思う。
- ・ こんな重要なことが、これまでがそうだったということで、まだ副知事までしか情報が行っておらず、知事が知らない様子である。この段階で教育委員会に意見が求められている。このような教育委員会や知事部局のやり方に一石投じたい。

○小河委員

- ・ 教育的には 35 人と 25 人を比べると 25 人の方が良いのは明確である。

○立川委員

- ・ 知事がまだ知らないとか、手続き上のプロセスに問題があるのはわかったが、私は 3 歳の子を持つ母として、1 クラスの子どもの数は、25 人以下で願います。

○中原教育長

- ・市町村の裁量を25人以下に拘束するのであれば、その根拠を議会や市町村に示さねばなりません。説明できますか？

○立川委員

- ・いいですよ（小さな声）。

○中原教育長

- ・責任を持って25人限度で拘束すると言えるのか。25人がダメと言っているのではない。市町村が選べる幅を広げる。25人が良い市町村は25人にもできる。待機児童が多くて1学級あたりを増やしたいなら、それも可能にするということ。
- ・35人の国基準に対して、25人と縛りをきつくして上乘せ条例にするまでの納得のいく根拠がないのではないか。

○小河委員

- ・今、委員会が終わったばかり。そのあと突然あつめられてこの議論。なぜこんなに時間の無い中で議論することになったのか。

○中原教育長

- ・我々も最近聞いたばかり。

○井上委員

- ・人数について議論しても仕方ないのでは。どうして25人なのか。私は5人でいい。そういう議論になる。今は、25人か35人かを話しているのではない。市町村の裁量に委ねるかどうか、25人以下に縛ることについて、知事に意見を言うかどうかという事を話し合っている。
- ・知事とは違った意見を言う事のリスクはどうなのか。それでリスクが大きくなるなら、あえてこのタイミングで言わなくても良いのではないか。

○橋本次長

- ・知事の提案と違う意見を教育委員会が出すのであれば、それなりの根拠がいる。これまでそのような事例がないので、知事提案と違う意見であれば慎重にしなければならない。
- ・議会からは、理事者間でよく意見を調整してから議案を出すべきと指摘される。

○小河委員

- ・もう少し時間をかけ資料をもらって論議すべきではないか。

○中原教育長

- ・この後すぐに知事と府民文化部との話し合いがあり、そこで教育委員会として意見を述べることになっている。
- ・知事と違った意見を言うことについてのリスクはあまりないと思う。知事が知らない様子でもあるわけで、ここで言わなければ意味がない。自分としては言うべきだと思う。結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき。異なる意見が付されていても、しっかり議会で議論していただき、最後は議会が決議するのが民主主義。
- ・府教委は後回しで軽んじられている上に、どうせ行政はこんなものだと事務局の若手職員もそういう手法に慣れてしまう。
- ・今までの役所のやり方を変えるために職をかけている。

○小河委員

- ・中原教育長のいうことが全部正しいなら論理的には教育長の言う提案の通りになる。

○陰山委員長

- ・教育長がそこまで言うなら、その通りにやってみればいいのではないか。教育長に任せる。

○中原教育長

- ・では、これから知事に意見を言って、知事が35人以下とえば異議なしとしてそのまま手続きを進めるが、25人以下と仰ったときは皆さんにご報告しつつ教育委員会としてこの意見を付ける方向で進める。それでよろしいか。

○事務局職員確認

(挙手採決は取らず、他の教育委員の発言なし)

大井 孝志

差出人: 大井 孝志
送信日時: 2014年9月19日金曜日 17:49
宛先: '陰山ラボ'; '小河委員'; '立川委員'; '木村委員'; '井上委員'
CC: 朝倉 一郎
件名: FW: 認定こども園に係る条例についてのご報告について

教育委員の皆さま

教育総務企画課 大井です。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

本日の教育委員意見交換でご相談させていただきました
認定こども園に係る条例につきまして、
ご報告させていただきます。

知事に教育委員会としての意見をお伝えしたところ、
学級編制については、市町村立及び私立とも
「全て 35 人以下」とすることで知事のご判断をいただきました。

今後の予定ですが、
来週からパブリックコメントを実施し、
9 月前半議会に追加提案（10/8 頃を予定）したいと
考えております。

なお、
追加提案にあたり知事からの意見照会がありますが、
教育委員会会議を開催する暇がないことから、
教育長専決とさせていただきたく存じますので、
ご了承くださいませようお願いいたします。

大阪府教育委員会事務局
教育総務企画課 総務グループ
大井 孝志
電話（代表）06-6941-0351（内線 6050）
（直通）06-6944-6050
F A X 06-6944-6884
E-mail : Oita@mbox.pref.osaka.lg.jp
